

大学番号 22

平成 18 事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平 成 19 年 6 月

国 立 大 学 法 人
東 京 大 学

○ 大学の概要

(1) 現況

①大学名 国立大学法人東京大学

②所在地 本郷地区キャンパス（本部所在地） 東京都文京区
駒場地区キャンパス 東京都目黒区
柏地区キャンパス 千葉県柏市

③役員の状況

総長	小宮山 宏	（平成 17 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）
理事	7 名	
監事	2 名	

④学部等の構成

【学部】

法学部、医学部、工学部、文学部、理学部、農学部、経済学部、教養学部、教育学部、薬学部

【研究科等】

人文社会系研究科、教育学研究科、法学政治学研究科、経済学研究科、総合文化研究科、理学系研究科、工学系研究科、農学生命科学研究科、医学系研究科、薬学系研究科、数理科学研究科、新領域創成科学研究科、情報理工学系研究科、情報学環、学際情報学府、公共政策学連携研究部、公共政策学教育部

【附置研究所】

医科学研究所、地震研究所※、東洋文化研究所、社会科学研究所、生産技術研究所、史料編纂所、分子細胞生物学研究所、宇宙線研究所※、物性研究所※、海洋研究所※、先端科学技術研究センター

【全学センター】

総合研究博物館、低温センター、アイソトープ総合センター、環境安全研究センター、遺伝子実験施設、留学生センター、人工物工学研究センター、生物生産工学研究センター、アジア生物資源環境研究センター、大学総合教育研究センター、国際・产学共同研究センター、駒場オープンラボラトリ、空間情報科学研究センター※、高温プラズマ研究センター、医学教育国際協力研究センター、保健センター、インテリジェント・モデリング・ラボラトリ、情報基盤センター※、気候システム研究センター※、素粒子物理国際研究センター※、大規模集積システム設計教育研究センター※

（注）※は、全国共同の機能を有する附置研究所等を示す。

⑤学生数及び教職員数（平成 18 年 5 月 1 日現在）

学部学生	14,471 名	（242 名）
大学院学生	13,600 名	（1,621 名）
教員	3,960 名	
職員	3,364 名	

(2) 大学の基本的な目標等

（中期目標の前文）

東京大学は、人類普遍の真理と真実を追求し、世界の平和と人類の福祉の向上、科学・技術の進歩、人類と自然の共存、安全な環境の創造、諸地域の均衡の取れた持続的な発展、文化の批判的継承と創造に、その教育・研究活動を通じて貢献することを大学の基本理念・使命とする。平成 15 年 3 月に制定した「東京大学憲章」は、この使命の達成に向けて依つべき理念と目標を定めたものであり、教育・研究活動及び組織運営の基本目標は以下のように要約される。

1. 学術の基本目標

学問の自由を基調として、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究活動を維持し、発展させることを目標とする。学術が社会に及ぼす影響を重く受け止め、社会のダイナミズムに対応した幅広い相互連携を確立・促進し、人類の発展への貢献に努める。創立以来の学問研究の伝統・蓄積を広く社会に還元するとともに、世界的な教育・研究拠点として国際学術交流の進展を図る。

2. 教育の基本目標

広い視野を有しつつ高度の専門的知識と理解力・洞察力・実践力・想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者精神を持った、各分野の指導的人材の養成、すなわち、世界的な視野を持った知的指導者の養成を目指す。このため、学生の個性と学習する権利を尊重した、世界最高水準の教育を追求する。

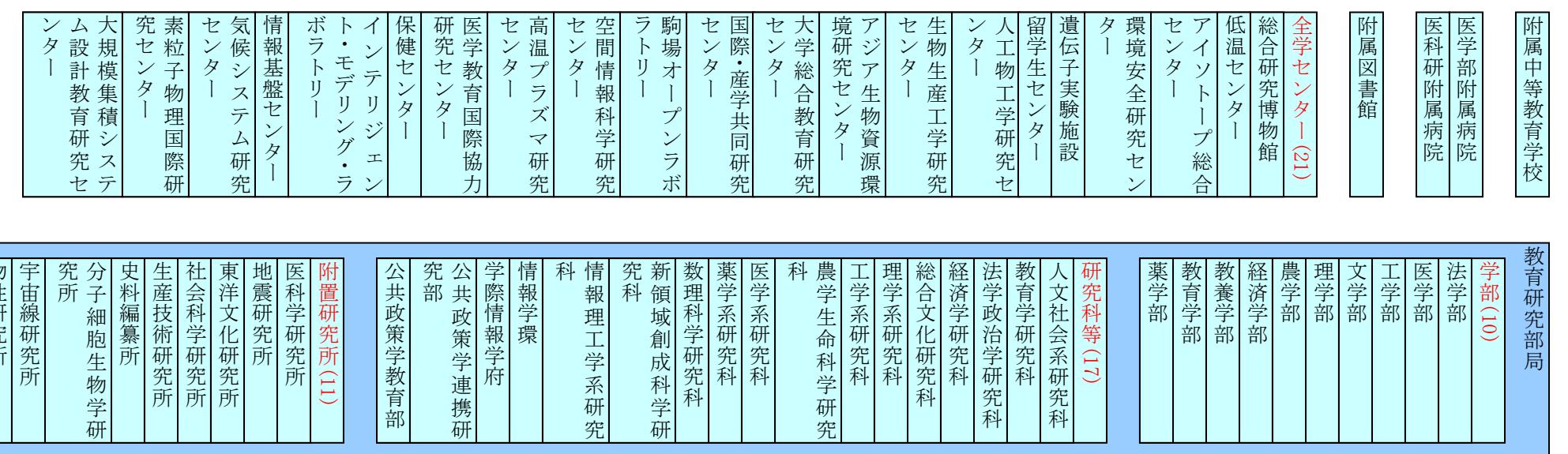
3. 研究の基本目標

真理の探究と学知の創成に携わる構成員の多様で、自主的かつ創造的な研究活動を尊重しつつ、促進して、世界最高水準の研究を追求する。既存の学問体系・専門分野を批判的に継承しつつ、萌芽的研究や未踏の研究分野の開拓に積極的に取り組む。特に、広く諸分野を横断する研究課題に対しては、総合大学としての特性を十全に活用して、多様な研究者個人・組織間の適正な連携を図り、学際的研究の更なる活性化と、学の融合を通じての新たな学問分野の創出を目指す。また、大学や国境を超えた研究連携の輪を広げて、世界的視野に立つネットワーク型研究の牽引車の役割を担う。

4. 大学の自治に基づく組織運営の基本目標

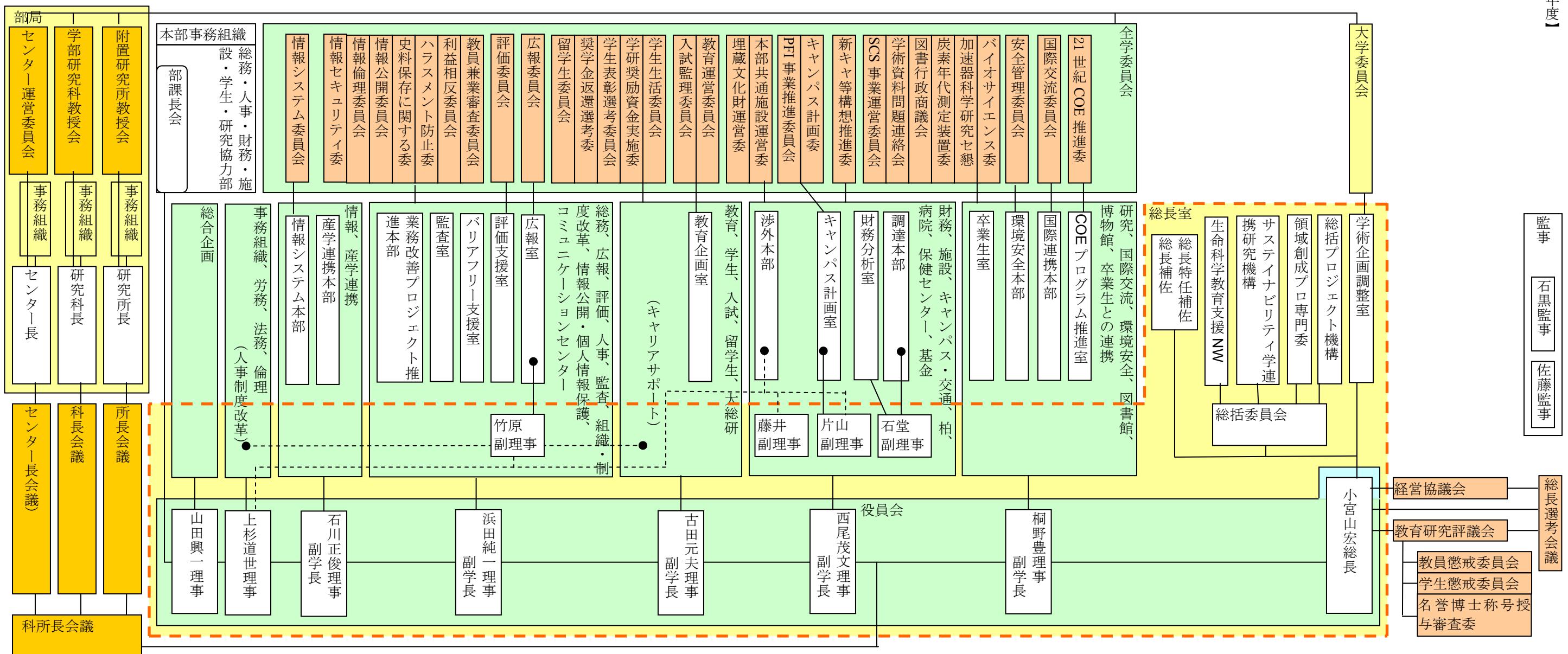
国民から期待され、付託された大学の重大な使命とは、種々の利害を離れて自由な学知の創造と発展を、大学の自治精神のもとに追求し続けることによって、広く人類社会へ貢献することであることを深く自覚し、不断の自己点検に努めるとともに、その付託に伴う責務を自律的に果たす。

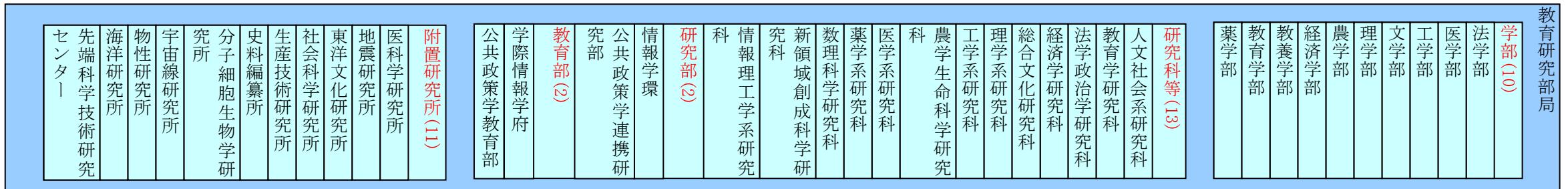
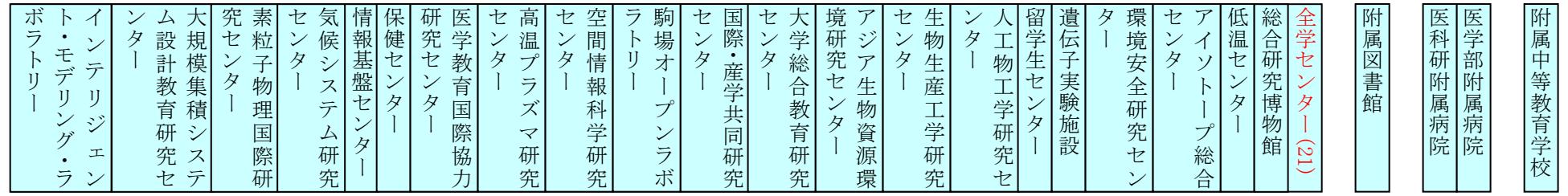
(3) 大学の機構図（2～3 ページ参照）



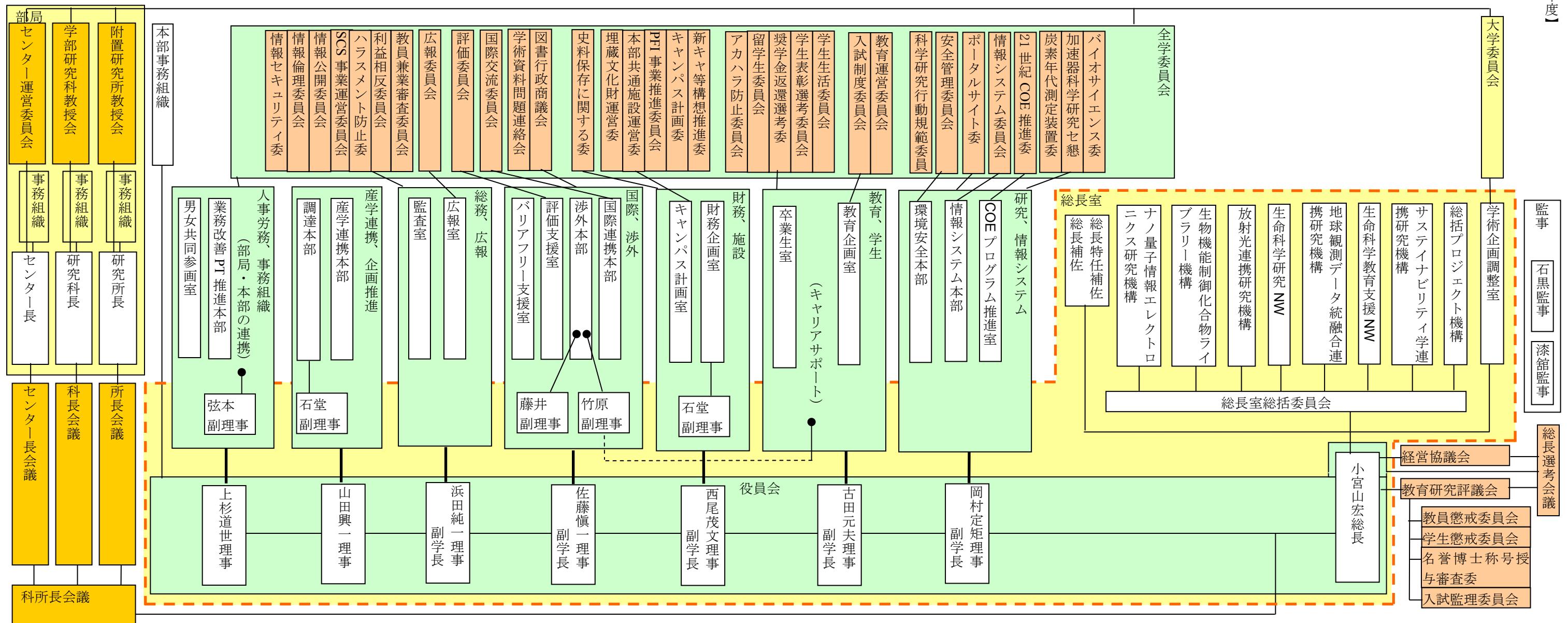
総長室・全学委員会・部局の関係と理事の分掌

【平成17年度】





【平成18年度】



○ 全体的な状況

東京大学では、総長のリーダーシップの下、平成17年度に策定した「東京大学アクション・プラン2005-2008」を強力に推進し、平成18年度年度計画を順調に実施することができた。

特に、平成18年度は、東京大学が世界を舞台に活躍し、国際的プレゼンスの向上を図り、ひいては「世界の知の頂点を目指す東京大学」を築き上げていくという目標を実現するため、様々な国際的活動に取り組んだ。具体的には、総長が世界の要人と意見交換し、交流を深めることを目的として、14ヶ国22名の有力企業人、学識経験者、国際機関関係者等で構成する「プレジデンツ・カウンシル」を設置したほか、外国人特派員協会(FCCJ)において総長が東京大学の現状や取組等について講演するなど、積極的な外交活動を通じて、東京大学の国際的プレゼンスの向上に努めた。また、世界トップレベルの研究者・教育者との知のネットワークを構築し、学問的・社会的な諸課題に対する取組や成果を世界に向けて発信するため、IARU(国際研究型大学連合)、APRU(環太平洋大学協会)、AEARU(東アジア研究型大学協会)、BESETOHA(東アジア四大学フォーラム)及びAGS(Alliance for Global Sustainability)等の国際大学連合の活動へ積極的に参加した。さらに、柏国際キャンパス構想に向け、柏IO(インターナショナルオフィス)推進室を設置し、柏地区における国際交流活動の機能集中を図ったほか、外国人研究者、留学生を対象としたビザ・コンサルティング・サービス(在留資格関連業務)を全学展開するなど、外国人研究者及び留学生への生活支援の充実を図った。

また、法人化以降推進してきた業務改善の取組については、人件費の削減、業務の簡素化・効率化、経費削減等の成果として表れてきており、平成18年度においても引き続き積極的に推進した。

業務運営・財務内容等の状況

I 業務運営の改善及び効率化

1 戦略的な法人経営体制の確立

○「東京大学アクション・プラン2005-2008」の推進

東京大学を取り巻く状況の変化や大学内外からの指摘を踏まえ、平成17年度に策定したプランを更に発展させ、平成18年7月に2006年度改定版を公表した。

総長のリーダーシップのもと、総長及び理事間で進捗状況を共有し、目標達成のための戦略を立てながら推進することで、プランに掲げた諸項目が昨年度以上に達成され、また実現の道筋が整えられた。

また、ポスターやパンフレット、付属説明版の作成・配布、ホームページへの掲載、総長自身による全学説明会や部局との懇談会の開催(計6回)等により、アクション・プランを学内外へ広く周知した。

○総長サポート体制の機能強化

平成17年度に設置した「総長秘書室」の機能充実を図るとともに、本部事務各部の若手職員を企画担当スタッフに指名し、「マネージメントスタッフ」

として総長秘書室の一員として位置づけ、総長室と各部の企画部門が一体となり、総長を強力にサポートしていく体制を構築した。

2 戰略的・効果的な資源配分

○総長裁量経費及び総長裁量定員の確保

総長裁量経費7億500万円、総長裁量定員170名を確保し、総長のイニシアティブによる教育研究事業を実施した。平成17年度から実施している「領域創成プロジェクト」については、平成18年度において、9プロジェクトの実施、教員8名及び研究資金1,400万円の支援を行った。

○総長指定プロジェクトの実施

大学委員会において各部局等の新規事業について全学的なアカデミックプランに基づく観点から検討し、役員会の評価に基づき、総長裁量時限採用可能数170名を確保し、更に学内努力によって14名を新規事業に配分した。

○「研究支援経費」の活用

外部資金を獲得した研究者の研究環境の改善や研究施設等の整備充実を図るために、平成17年度に引き続き、共同研究費、受託研究費及び寄附金の10%に当たる額を「研究支援経費」として確保した。研究支援経費の1/2(約19億円(前年度15億円))は受入部局に配分し、残りの1/2は全学教育研究資金の財源の一部に充当し、全学的な研究環境の整備等に配分した。なお、平成18年度は研究支援経費率の引き上げについて見直しの検討を行い、平成20年度から30%に引き上げることを決定した。平成19年度は、移行期間として外部に対して引き上げの周知の努力を行うこととした。

○戦略的な資源配分に対する評価体制

総長が指名した教職員で構成する「学術企画調整室」において、各部局で実施を検討している新規教育研究事業や部局横断型事業に対して調整及び審査・評価を行い、全学的な観点からより戦略的な資源配分を行った。また、概算要求事項について学内審査による評価結果及び委員のコメントを部局に通知し、次期計画の改善等に資するため大学委員会を活用した。さらに、部局等の計画を予算獲得に向けて戦略化する財務戦略室を平成19年度に設置することを決定した。

3 業務運営の効率化等に向けた取組

○事務組織体制及び業務の見直し

(1)事務系職員の人事異動時期の移行

繁忙期の人事異動を避け業務のピークの解消を図る観点から、主な人事異動時期を4月から7月に移行するとともに、事務職員等の人事等の改善プランに基づき、部局と本部事務の意思疎通の円滑化を図るため、部局と本部事務間との人事交流を大幅に拡大した。

(2) 事務組織のフラット化、柔軟化の推進

平成 17 年度に実施した本部事務組織及び業務の見直し（グループ、チーム制の導入）をモデルとしつつ、部局における事務組織の再編において、チーム制の導入を推進し、事務組織のフラット化を進めた。

また、本部事務組織については、フラット化、柔軟化を徹底するため、平成 19 年 4 月から、既存の部・課を廃止し、グループとグループを統括する系による組織へ全面的に再編することを決定した。

(3) 本部事務と部局の連携強化

本部事務の部課長を部局毎の「部局パートナー」とし、各担当部局教職員からの質問等を受け付けて回答するワンストップサービスの実現を図るため、平成 17 年度に導入した「部局パートナー」制度に加え、新たに「部局パートナーミーティング」を設置し、部局パートナー間の連携体制の強化、情報共有の促進を図った。さらに、本部事務が部局と相談しながら実務を行う体制を構築するため、「分野ネットワーク」制度を導入し、本部事務から部局に出向いて現場の生の声を聞く仕組みを構築し、部局と本部事務の更なる融合を図った。

○業務運営の効率化に向けた取組

(1) 自律改善型業務改善の推進

複数の役員で構成する「業務改善プロジェクト推進本部」において、平成 18 年度は特に①業務の質・スピードの向上、②縦割り業務の解消、③企画立案業務への転換の 3 つの観点から改善に取り組んだ。また、「自律改善サイクル」の構築に重点を置き、平成 16 年度から実施している教職員からの業務改善提案募集に加え、さらに、各部局等における自主的な業務改善を促進するため、事前に業務改善の内容を登録する自律改善登録課題及び事後に業務改善を行った課題を推薦する自律改善推薦課題の募集を行い、自律改善登録課題 10 件、自律改善推薦課題 15 件の応募があった。特に優秀なものについては、総長賞、総長特別賞、業務改善プロジェクト推進本部長賞等を授与した。さらに、業務改善に向けて意識喚起するため、全ての係長（約 400 名）を対象として、「業務改善ワークショップ」を実施した。

(2) 「東京大学職員キャリアガイド」の作成

業務の遂行の効率化に資するとともに、各職員自らキャリア形成や能力開発の指針として活用できるよう、専門分野別に職務内容や必要となる能力・知識等を表した「東京大学職員キャリアガイド」を作成し、全職員に配布した。なお、本キャリアガイドは、平成 19 年 5 月に全国大学版として刊行された。

4 外部有識者の積極的活用

○「プレジデンツ・カウンシル」の設置

世界のトップ大学間の競争が厳しさを増す中、東京大学の国際的プレゼンスの向上のために、総長が世界の要人と意見交換し、交流を深めることを目的として、14ヶ国 22 名の有力企業人、学識経験者、国際機関関係者等で構成する「プレジデンツ・カウンシル」を設置し、平成 18 年 11 月に第 1 回目の本会議を開催した。

5 監査機能の充実

○改善提案の実効性の確保

監査室の改善提案の実効性を高めるため、内部監査実施報告書を全学に送付するだけでなく、東京大学ポータルサイトへの掲載及び監査室ホームページ（学内専用）を活用し、内部監査実施報告書はもとより、定期的に実施した内部監査後においても、講評等の概要を随時掲載するほか、会計監査人の監査情報についても掲載することで、改善に関わる情報について全学的な共有を図った。加えて、内部監査結果及び会計監査人の監査結果並びに会計実地検査結果のフォローアップ監査を実施し、改善提案の業務への反映を含めた改善状況の把握・確認を行った。

II 財務内容の改善

○経費の節減に向けた取組

(1) 電子購買システムによる経費節減

平成 17 年度に事務用品等を中心に本部にて先行実施した Web システムによる購買の方式「UT 購買サイト」を全学に展開し、大幅な経費節減に向けた体制が整った。また、学内で使用する試薬や実験用消耗品についても電子購買システム「UT 試薬サイト」を導入した。

(2) 価格交渉落札方式導入に伴う実施工事費の節減

東京大学では、発注者、受注者相互に工事の効率化等を提案し合い、価格を交渉し決定する「価格交渉落札方式」を導入しており、これにより、入札金額の低い 3 者までを対象に交渉が可能になり、従来の予定価格を下回っても更なる価格交渉が可能となった。平成 18 年度においては、76 件の事業をこの方式で実施し、当初予定工事費に対して約 13.2%（約 7 億円）が節減された。

(3) 省エネルギー等による経費の節減

夏季及び冬季の省エネルギーを呼びかけるクールビズ及びウォームビズボスターの全学配布及び週間電気予報の全学配信等による省エネの啓発活動の結果、建物延べ面積は 8% 増加しているが、光熱水料金は 2% 増に抑えられ、m²単価で 6%（10,200 万円）削減した。特に、夏季一斉休業をキャンパス全体で統一的に実施した結果、1 日あたり約 150 万円の電気料金が節減された。また、電話会社との相対契約更改により電話料金が平成 19 年 2 月から年間 7%（900 万円）節減された。

○増収のための積極的な取組

運営費交付金等の余裕資金から 180 億円の中長期的運用を追加実施し、入札形式で積極的に実施した短期的運用と合わせて、約 2 億 7,400 万円の運用実績を挙げた。

III 自己点検・評価及び情報提供

○自己点検・評価及び外部評価の実施

東京大学では、部局ごとに自己点検・評価を実施することとしており、平成 18 年度については、20 部局が自己点検を実施したほか、理学系研究科、農学生命科学研究科、総合文化研究科、宇宙線研究所、国際・産学共同研究セ

ンター、医学教育国際協力研究センター及び総合研究博物館では、外部評価を実施し、教育研究活動等への反映に努めた。

○創立 130 周年事業の推進

平成 19 年 4 月 12 日に創立 130 周年を迎える東京大学では、「第三の創業」ともいえる大きな展開期にあたり、東京大学のあるべき姿と進むべき方向をあらためて世に問い、多くの方々とこれから歩むべき道のりを共に語り合う機会として、創立 130 周年記念事業に着手し、130 周年記念事業委員会及び実施委員会を設置し、シンポジウム、海外大学とのスポーツ・学生交流、展示会・展覧会等の多様な事業企画を開始した。また、創立 130 周年記念事業の一環として、社会への広報を含めて、学内の生活空間に、歴史的に誇れる世界的研究成果などの展示・公開を行い、一箇所で数名の学生や教職員が集い、くつろげる空間を設けることを目的とした「知のプロムナード」構想の検討を進めた。

○海外に向けた広報情報発信の戦略的強化

海外への広報情報発信の戦略的強化のため、国際広報アドバイザーを学外から招き、広報室会議等において東京大学の学問的・社会的な諸課題に対する取組や成果を積極的に世界に発信するための検討を進めた。さらに、英文ホームページの充実や、「留学生の方へ」について中国語と韓国語のコンテンツ作成を検討するなど、ホームページを活用した情報発信の一層の充実を図った。

また、平成 19 年 2 月 20 日外国人特派員協会(FCCJ)において、総長が東京大学の現状や取組等について講演を行い、東京大学の学問的・社会的な諸課題に対する取組や成果を外国のメディアに積極的に発信した。

IV その他の業務運営に関する重要事項

1 施設マネジメント等の実施

○全学的な共有スペースの確保

柏総合研究棟（環境学研究系）及び医学部 1 号館内に、それぞれ 1,200 m²（ネット面積）、2,500 m²（ネット面積）を全学共同利用スペースとして確保し、教育研究の活性化を促す空間として創出した。また、薬学部本館及び工学部新 2 号館の整備により、それぞれ共同利用スペースを確保し、他部局への仮移転スペースや大型研究プロジェクトへのスペースとして利用を図った。

○省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策

(1) 環境保全対策等の活動状況

本郷キャンパスについて、省エネルギー対策に必要なエネルギー使用機器のデータベースを構築した。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）に基づくエネルギー削減計画を達成するため、エネルギー使用機器の現地調査を実施し、策定した実施計画に則り、省エネルギー対策を講じた。その結果、経済産業省及び文部科学省による現地調査において、本郷キャンパスの使用エネルギーの原単位（単位面積あたりのエネルギー量）は、

省エネ法で要求される毎年 1%以上の減を満たしているとの評価を受けた。

また、「東京大学環境報告書 2006」を発行し、東京大学における環境負荷発生要因の解析と環境改善の取組、環境に配慮した研究の状況等について学内外に周知した。

(2) 省エネルギー・安全対策工事の取組状況

本郷キャンパスでは、「省エネルギー・安全対策工事」として、変圧器、照明器具のトップランナー高効率形への改修や照明人感センサーの導入等を実施し、83 トン CO₂/年の温室効果ガス排出削減を達成した。

2 危機管理への対応

○化学物質管理・安全衛生管理に関する活動状況

(1) 環境安全衛生管理等の徹底に向けた取組

危機管理ワーキング・グループを設置し、東京大学における危機管理について論点を抽出し、対応の現状を把握したうえで今後の課題等を整理した。その過程で緊急時の確認・連絡体制及び警備体制についても整理を行った。さらに、東京大学における環境安全衛生管理等の徹底を図るため、7 月を「安全月間」、7 月 4 日を「安全の日」と定め、総長及び環境安全担当理事による安全パトロール（平成 18 年 7 月 6 日）及び各部局において部局長等による安全パトロールを計画的に実施したほか、安全シンポジウムの開催、ダイビング実技講習会の実施など、安全意識の高揚に努めた。また、これまでに発生した毒物の紛失事故を踏まえ、全学の研究科長、所長による「研究科長・学部長・研究所長合同会議」などでの指導だけでなく、環境安全担当理事による各部局長へ直接指導及び各部局安全衛生管理室と連携し、全学的な毒劇物の総点検・職場巡回等を実施し、再発防止及び管理の徹底を図った。

(2) 化学物質管理規程の策定

環境安全本部の下に化学物質管理規程ワーキング・グループを設置し、「東京大学化学物質管理規程（案）」を策定した。また、環境安全衛生に関する実務的な全学会議である安全衛生管理室長会議にて、研究条件や作業環境が違う条件でも運用できるよう意見聴取を行っている。

(3) 関係機関との連携状況

環境安全本部は、核燃料物質（国際規制物質）取扱者を対象とした安全教育を工学部の協力を得て開催し、東京大学の教職員、学生のみならず、緊急時には連携して対応することになる本富士警察署及び本郷消防署にも参加を依頼し、大学における規制物質の利用について理解を深め意見交換を行った。

また、環境安全本部、農学部及び厚生労働省東京労働局、中央労働基準監督署が連携して、教育研究安全衛生マネジメントシステム（モニター事業）を推進し、多種多様な教育研究活動を行う大学の安全衛生活動のシステム化を推進している。

(4) 薬品管理システムの改良

毒物の紛失などを事前に防止するため、薬品管理システムにおいて毒劇物を特定対象とした使用量・在庫量管理機能を追加し、実験研究現場での迅速な現在状況把握を可能とした。また、平成 19 年 2 月に稼動した UT 試薬サイトとも一体化したシステムとし、管理の徹底と不正防止に資する体制も構築した。

教育研究**1 教育方法等の改善****○学部前期課程における新しい教育カリキュラムの実施**

新学習指導要領の下で学んだ高等学校卒業者の入学にあわせて、基礎学力の強化、学生への学びへの志、動機付けの強化を趣旨として新しい教育カリキュラムを開始した。特に主題科目については、体験を通じての学習によってこれまで以上に幅の広い教養を身につけることを目的として、新たに「全学体験ゼミナール」を開始した。

○学術俯瞰講義の推進

平成17年度に創設した「学術俯瞰講義」について、平成18年度は3講義を実施した。また、学術俯瞰講義の実施に係る企画を組織的に行うため、教育運営委員会の下に学術俯瞰講義企画部会を設置することを決定した。

○情報通信技術を活用した教育環境の整備の推進

東京大学教育リデザインプロジェクト「TREE : Todai Redesigning Educational Environment」では、「情報通信技術を活用して、東京大学の教育を改善すること」をミッションに掲げ、サブプロジェクト①UT Open Course Ware(UT OCW)、②TODAI TV、③MEET(マイクロソフト先進教育環境寄附研究部門)による活動を通じて、着実に成果を上げた。

また、大学教育総合研究センターでは、検索機能を搭載した「全学授業カタログ」のデジタル化を完成した。

2 学生支援の充実**○福利厚生の充実****(1) 学生教育研究災害傷害保険料の大学負担**

これまで学生の任意加入してきた学生教育研究災害傷害保険料について、福利厚生の向上の観点から、平成19年4月から大学が保険料を負担して在籍する全学生を加入させることとした。

(2) 駒場コミュニケーション・プラザの完成

駒場キャンパス学生用施設の質的向上を目的とし、購買、書籍、食堂、多目的教室及び各種実習室などを備えた駒場コミュニケーション・プラザが完成了。また、周辺の環境整備を行い、学生のための憩いのスペースを確保した。

○就職支援、キャリア教育の充実

設置2年目のキャリアサポート室では、キャリアアドバイザを増員してキャリア相談体制を強化した。また、卒業生による業界研究会等の行事の規模を拡大、開催回数も増やして、学生のキャリア形成支援の充実を図った。

○バリアフリーの実現と構成員の多様性を育むための環境整備

バリアフリー支援室を中心に、障害者雇用を推進するとともに、先端科学技術研究センターを中心にバリアフリーシステムについてシンポジウム等を開催した。また、障害をもつた学生及び教職員で、支援を必要とする方へ個々のニーズにあった人的・物的支援を実施した。

3 研究活動の推進**○部局横断型研究組織の発足**

全学的な規模の横断的な機構による教育研究を展開するため、総長室総括委員会の下に、サステイナビリティ学連携研究機構（IR3S）、生命科学教育支援ネットワークに続き、①生命科学研究ネットワーク、②地球観測データ統融合連携研究機構（EDITORIA）、③放射光連携研究機構、④生物機能制御化合物ライブラリー機構及び⑤ナノ量子情報エレクトロニクス研究機構を新たに設置し、既存の組織を横断した知の構造化を推進する仕組みの導入、整備を図った。

○全国共同利用の推進

東京大学では全国共同利用の重要性にかんがみ、全国共同利用の推進を目的とした予算措置上の優遇措置を図っている。すなわち、研究所など各部局の経常経費相当分に「全学協力係数」（△1%）を乗じて配分留保し、学内再配分資源として活用しているが、取組が十分機能するように上記の経常経費相当分のうち全国共同利用経費に相当する分については、「全学協力係数」を免除している。

4 社会連携・地域貢献、国際交流等の推進**○産学官連携の促進**

研究成果の社会還元のための全学的体制として整備した「産学連携本部」では、共同研究の新スキームである「Proprius21」の推進、東京大学TLOへ出資（出資比率57.5%）による産学連携業務の更なる強化等を通じて、全学的かつ組織的な産学官連携を着実に進めた。

○国際交流、国際貢献の推進**(1) 国際連携本部の活動**

国際連携本部では、海外有力大学の国際化に関する情報を提供する「国際戦略ライブラリ」作成のための海外調査の実施や総長外交の積極的支援、北京代表所の機能強化、留学生や外国人研究員等の学内文書へのアクセス改善等により、全学的な国際ネットワークの構築を推進した。

(2) 国際大学連合への積極的参加

IARU（国際研究型大学連合）、APRU（環太平洋大学協会）、AEARU（東アジア研究型大学協会）、BESETOHA（東アジア四大学フォーラム）及びAGS（Alliance for Global Sustainability）の国際大学連合の活動に積極的に参加し、活動を行った。

○卒業生との連携強化

卒業生との連携強化のため、卒業生ポータルサイト（TODAI for tomorrow）を開設するとともに、卒業生カードの発行等の卒業生サービスを実施した。

また、「知の創造的摩擦プロジェクト」など、キャリアサポートの取組の一環として、卒業生と学生の交流を拡大した。

項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化

① 運営体制の改善に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 総長の適切なリーダーシップのもとで、研究科等の各部局との連携を図りつつ、大学の適正かつ効果的な運営を確保する仕組み、及び全学的な企画立案を行う仕組みを整備する。 ● 法人運営に適合した事務組織を整備する。 ● 部局の適正かつ効果的な業務運営体制を整備する。 ● 学内資源の効果的な配分体制を整備する。 ● 内部監査体制を構築する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェブ
○総長の選考方法確立に関する具体的方策	○総長の選考方法確立			
【132】 ・国立大学法人法の定めに依拠しつつ、大学運営について識見のある適格者を総長として選ぶことを可能にし、かつ総長に強い正統性を付与する選考方法を確立する。	(平成 16 年度に総長選考を実施したため、平成 18 年度は年度計画なし)		(なし)	
○中枢組織及び企画立案体制の整備に関する具体的方策	○中枢組織及び企画立案体制の整備			
【133】 ・総長の意思決定を支援し各種業務を統括する副学長を複数置く。	【133】 ・総長の意思決定を支援し各種業務を統括するため、副学長を置く。	III	・5名の副学長が置かれ、総長の意思決定を支援し各種業務を統括している。	
【134】 ・理事が各種業務を分掌する体制を構築する。	【134】 ・理事の分掌を定めるとともに、必要に応じ、総長の判断によって柔軟に変更する。	III	・理事の分掌を定め、年度当初に学内外に公表し、責任体制の明確化等に努めた。	
【135】 ・研究科等の各部局との連携を図りつつ、研究・教育分野の多様性等を考慮しながら全学的な企画立案や裁量資源の配分等を行え	【135】 ・全学的な企画立案、資源配分等の調整の支援を行うために、学術企画室、大学委員会等総長室内の組織の活用を図る。	III	・総長秘書室の機能強化を行うとともに、本部事務各部の取りまとめを行う職員を「マネジメントスタッフ」として総長秘書室の一員として位置づけ、全学的な企画立案、連絡調整、経営情報の収集にあたらせ、総長を強力にサポートしていく体制を構築した。 ・学術企画調整室では、各部局で実施を検討している新規教育研究事業や部局横	

るようするため、総長のリーダーシップを支援する組織を置く。			断型事業に対して調整及び審査・評価を行い、全学的な観点からより戦略的な資源配分を行った。 ・概算要求事項について学内審査による評価結果及び委員のコメントを部局に通知することにより、次期計画の改善等に資するため、大学委員会の活用を図った。	
○業務運営体制の整備に関する具体的方策 【136】 ・大学の運営に関する諸規程の整備を進める。	○業務運営体制の整備 【136】 ・法人化の趣向に合致した大学の運営のため、引き続き学内の諸規則・規程の整備を進める。	III	・必要に応じ、法人化の趣向に合致した運営のため 135 件の規則等を新規制定・整備した。	
○事務組織の編成・機能向上に関する具体的方策 【137】 ・総長・副学長・理事によって構成される執行部に適合した体制になるように事務組織の再編成を検討する。	○事務組織の編成・機能向上 【137】 ・部局の事務組織の再編成を推進するとともに、本部と部局の連携の向上を図る。	IV	・部局における事務組織の再編において、チーム制の導入を推進し、事務組織のフラット化を進めた。 また、本部と部局の連携向上を図るため、「部局パートナー」制度に加えて、「部局パートナー会議」を設置して、部局パートナー間の情報共有の促進を図った。さらに、本部が部局と相談しながら実務を行う体制を構築するため、「分野ネットワーク」制度を導入し、本部から部局に出向いて現場の生の声を聞く仕組みを構築し、部局と本部の更なる融合を図っている。	
【138】 ・事務組織の機能向上を図るために、教員と事務職員との間の協働・連携を図る体制の整備を検討する。	【138】 ・教員と職員の協働・連携を進めることで、教員と職員で構成する「室」の更なる機能向上を図る。	III	・教員と事務職員との間の協働・連携、役割分担の明確化、機能向上のため室の見直しを行い、財務分析室を財務企画室に改組、男女共同参画室の新設、室の下に生命科学研究ネットワーク、放射光連携研究機構等の新設を行い、現在 19 室体制とした。	
○部局の運営体制の整備に関する具体的方策 【139】 ・必要に応じ、部局長のリーダーシップ発揮を支援するための補佐体制・組織を設ける。	○部局の運営体制の整備 【139】 ・研究科長、研究所長等の部局長がリーダーシップを発揮することができるよう、必要に応じて副研究科長又は副所長を置く。	III	・すべての研究科等・研究所において副研究科長、副所長を置き、部局長の職務の支援を行っている。	
【140】 ・部局長のもとに、比較的少人数で構成され、部局の業務運営に関する事項について審議決定する委員会等の組織を必要に応じて設置する。	【140】 ・必要に応じ、部局長の下に、少人数からなる部局運営会議等を置く。	III	・すべての研究科・研究所で実施され、部局長のもと、部局運営会議等において審議決定が行われている。	
○各研究・教育分野の特性を勘案した効果的な運営費交付金の配分のための具体的方策	○各教育研究分野の特性を勘案した効果的な運営費交付金の配分			

【141】 ・総長の適切なリーダーシップのもとに、本学で行われている研究・教育分野の多様性と各教育・研究分野の特性を勘案し、人件費を含めた運営費交付金の効率的な配分を行う。	【141】 ・外部資金の獲得を図る研究支援本部の構築を検討するとともに、全学経費の適切かつ効率的配分が行えるよう大学委員会の構成、役割を再検討する。	III	・「財務戦略室検討ワーキング」を立ち上げ、積極的な外部資金の獲得と、効率的な資金配分を行うプロジェクトチームの構築について検討を開始した。また、全学経費の適切かつ効率的配分を図るために大学委員会の構成、役割について再検討を開始した。	
【142】 ・教育研究の目標を達成するために必要となる教職員数の確保を図りつつ、一定数を総長の裁量資源に充當し、教職員配置の見直しを行う。	【142】 ・各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて総長裁量資源を確保し、優先順位にしたがって再配分する。	III	・各部局の採用可能な人員数の見直しを実施した。さらに、その結果に基づき一定数を総長裁量資源として確保し、役員会の評価に基づき新規分野の育成に資することとした。	
【143】 ・競争的資金の増額確保や間接経費の使途・配分に各部局の活動成果を反映することのできるような制度の構築に努める。	【143】 ・外部資金の獲得を図る研究支援本部の構築を検討するとともに、全学経費の適切かつ効率的配分が行えるよう大学委員会の構成、役割を再検討する。([141]再掲)	III	・中期（年度）計画【141】の『計画の実施状況等』参照。	
○大学全体の内部監査組織の設置に関する具体的方策	○大学全体の内部監査組織の設置			
【144】 ・会計組織とは独立した内部監査組織の設置を検討し、併せて、その組織で監査業務に従事する職員の専門性向上のための研修・人事施策のあり方を考える。	【144】 ・監査室による内部監査を着実に実施するとともに、監査法人の支援を得て監査業務に従事する職員の専門性向上を図る。	III	・監査室回付文書や財務会計システムの閲覧による内部監査を日常的に実施しつつ、内部監査体制の独立性を担保した業務監査、会計監査をそれぞれ定期的に各部局及び17附属施設に出向いて実施した。特に、科学研究費補助金の受入れ及び執行について、全部局を対象にした特別監査を行った。なお、監査結果において検出した誤謬等については直ちに是正処置を施した。また、会計監査人とは別に、他の監査法人と支援契約を締結し、新たに導入された減損会計及び民間における内部統制システムの整備等についてタイムリーな情報提供を受け、その内容についての意見交換を行い理解を高めることにより専門性の向上を図った。	
【145】 ・内部監査手法確立と監査結果報告作成の手順の策定のための検討を行う。	【145】 ・規則等への準拠性に加え、業務の効率性にも配慮した内部監査手法の確立を図る。	III	・監査室が行う内部監査に加え、各種業務フローに係る事務処理の見直しを含めた検討を継続的に行うと共に、部局における内部統制の構築に助るために、部局に向けた事務処理チェックリストを策定した。	
【146】 ・内部監査の結果を受けて業務改善を図るための実効性ある仕組み検討を進める。	【146】 ・監査室の改善提案を、更に実効性のあるものにするための検討を行うとともに、内部監査結果の効果的なフィードバックを図る。	III	・監査室の改善提案の実効性を高めるために、内部監査実施結果を全学に送付するだけでなく、東京大学ポータルサイトへの掲載及び監査室ホームページ（学内専用）に内部監査実施報告書を掲載するとともに、定期的に実施する内部監査後においても、その都度監査内容についての講評事項の概要を随時掲載した。加えて会計監査人の監査情報などについても掲載し、改善にかかる情報提供を全学的に行った。また、各部局に出向いての定期的な内部監査実施において、内部監査及び外部監査結果のフォローアップ監査を実施し改善を図った。	
		ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化

② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育研究の進展や社会的要請に応じ、教育研究組織の弾力的な設計と整備を進める。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○教育研究組織の見直しの方向性	○教育研究組織の見直しの方向性	III		
【147】 ・学問状況の変化や社会的要請に適切に対応するために、学際的な横型専攻、研究組織と分離したネットワーク型の教育組織、大学院組織の連携融合を弾力的に行う教育組織等の創設を積極的に検討するなど、教育組織の再編・改組や整備を図る。	【147】 ・ASNET 推進室、サステイナビリティ学連携研究機構、生命科学教育支援ネットワークを推進するとともに、新たな教育研究組織についても検討をする。	III	<ul style="list-style-type: none"> ・サステイナビリティ学連携研究機構(IR3S)は、平成18年4月から国内9大学・機関の連携組織に移行し、東京大学内組織である地球持続戦略研究イニシアティブ(TIGS)も発足させた。 ・平成18年4月に生命科学研究ネットワークを総長室総括委員会下に設置し、生命科学研究者のコミュニケーションの促進、及び生命科学の研究組織に関する課題の解決策の検討を開始した。 ・平成18年7月には、地球観測データ統融合連携研究機構を総長室総括委員会下に設置し、地球観測データ統融合に関する研究及び教育を推進し、国内外の大学・研究機関との連携拠点の役割を果たすとともに、その発展に寄与することを目的に活動を開始した。 ・ASNET (Asian Studies Network : 日本・アジアに関する教育研究ネットワーク)において、英語によるホームページを立ち上げ、アジア研究に携わる研究者データベースの構築作りを進めた。ASNET メンバーに海外からの情報をメールで配信し、情報の共有化を図った。また、海外の研究者(中国アモイ大学)等との意見交換を実施した。 	
【148】 ・高度の研究を追求し、研究の体系化と継承を尊重しつつ、萌芽的な研究や新しい研究分野の開拓に積極的に取り組むため、研究組織の再編・改組や整備を図る。	【148】 ・ASNET 推進室、サステイナビリティ学連携研究機構、生命科学教育支援ネットワークを推進するとともに、新たな教育研究組織についても検討をする。 （【147】再掲）	III	<ul style="list-style-type: none"> ・中期（年度）計画【147】の『計画の実施状況等』参照。 	
【149】 ・法科大学院においては、修了者に「法務博士(専門職)」を授与する。	【149】 ・法科大学院（法学政治学研究科法曹養成専攻）の修了者282名に法務博士（専門職）の学位を授与した。 なお、平成18年度実施された新司法試験に法科大学院から120名が合格した。（受験者170名のうち約70%が合格）	III		
【150】 ・公共政策大学院においては、修了者に、「公共政策学修士(専門職)」を授与する。	【150】 ・公共政策学大学院の修了者に専門職学位を授与する。	III	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に公共政策学大学院（公共政策学教育部公共政策学専攻）の修了者81名に公共政策学修士（専門職）の学位を授与した。 	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況

- (1) 業務運営の改善及び効率化
 ③ 人事の適正化に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来の人事制度を基盤としつつ、多様な雇用形態と柔軟な勤務体制を可能とする人事制度も導入する。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェブ
○柔軟で多様な教員人事の構築に関する具体的方策	○柔軟で多様な教員人事の構築			
【151】 ・教員採用に関しては、国内外の優秀な人材を採用できる弾力的な運用が可能となるよう更に工夫する。	【151】 ・教員採用に関して、『東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程』及び『東京大学における教員の任期に関する規則』の活用を図る。	III	・教員の採用に関して、有期雇用制度等を国内外の優秀な人材の採用に活用した結果、特定有期雇用の教員が 845 名（平成 18 年 3 月 1 日現在）から 963 名（平成 19 年 3 月 1 日現在）に、任期規則による教員が 809 名（平成 18 年 3 月 1 日現在）から 883 名（平成 19 年 3 月 1 日）に増加した。	
【152】 ・任期付き教員制度の活用を図る。	【152】 ・各部局の教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な任期制の活用を図った結果、今年度は 86 の職に任期制が導入され、計 27 部局、616 の職となり、教員の任期制の活用が広がった。	III		
【153】 ・総長裁量によって、一定数の教員を、中長期的な視野に立った全学的なアカデミックプランに基づいて配置できるような仕組みを構築する。	【153】 ・大学委員会で、各部局の研究・教育に関する新規事業を多面的かつ客観的に審査し、中長期的視野から時限的に採用可能な人員数を配分する。	III	・大学委員会において各部局等の新規事業について全学的なアカデミックプランに基づく観点から検討し、役員会の評価に基づき総長裁量時限採用可能数 170 名を確保し、更に学内努力によって 14 名を新規事業として配分した。	
○柔軟で多様な職員人事の構築に関する具体的方策	○柔軟で多様な職員人事の構築			
【154】 ・幹部職員の人事においては、企業等との人事交流を進めるとともに、学内からの登用については学内公募による登用者の割合を 100% とすることを目指す。	【154】 ・幹部職員の人事においては、複数名の副理事又はこれに相当する者を企業等から受け入る。また、学内からの登用に関して学内公募を実施する。	III	・幹部職員等の人事において、企業等から 6 名の特任専門員を採用した。また、課長、事務長、グループ長について学内公募を実施し、6 名を登用した。	

【155】 ・試験制度の確立、選考手続き・基準の明示等に取り組み、公平性が確保された採用の仕組みを整備する。	【155】 ・関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を実施するとともに、本学独自の採用試験を実施する。	III	・関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験で、年度途中に5名、平成19年4月に5名の採用に加え、東京大学独自の「東京大学職員採用試験」により、年度途中に1名、平成19年4月に33名の職員を採用することとした。 さらに、短時間勤務有期雇用教職員等から常勤職員として採用するための独自試験を平成18年度から実施し、平成19年4月に7名の職員を採用することとした。	
【156】 ・専門性の高い職種については、透明性を確保しつつ、試験制度によらない選考採用を実施する。 ○男女共同参画等の促進に関する具体的方策	【156】 ・専門性の高い職種について、試験制度によらない選考採用を実施する。 ○男女共同参画等の促進	III	・専門的な知識等を有する外部人材を活用するために、特任専門員6名、特任専門職員6名を採用した。また、高度な専門的知識や技術を必要とする業務に、選考採用により18名の職員を採用した。	
【157】 ・中長期的な視野に立って、全学的な視点から業務の量や性質を勘案した効率的な人員管理ができる人事政策のあり方を検討する。 ○男女共同参画等の促進に関する具体的方策	【157】 ・人事異動時期の見直しや部局と本部間の大幅な異動など、事務職員人事の改善策を策定し、順次実施する。 ○男女共同参画等の促進	IV	・主な人事異動時期を4月から7月に移行するとともに、事務職員等の人事等の改善プランに基づき、部局と本部間の大幅な異動を実施した。また、部局においてもグループ・チーム制を導入するなど、組織の見直しと業務の見直しを図った。	
【158】 ・教職員の雇用について男女共同参画の推進に努める。 ○教職員の人材交流の促進に関する具体的方策	【158】 ・教職員の雇用について男女共同参画を推進するため、『東京大学男女共同参画基本計画』に、2010年までに女性研究者の採用比率を25%にする全学的数値目標を盛り込む。 ○教職員の人材交流の促進	IV	・平成22(2010)年までに女性教員等の採用比率を25%、在職比率を10%とする数値目標を掲げて「東京大学男女共同参画基本計画」の推進に努めた。 さらに、平成18年4月に設置した「男女共同参画室」主導で、男女共同参画のための環境整備の一つとして「教職員・学生等のための保育施設整備の基本方針」を策定した。 また、「東京大学次世代育成支援対策行動計画」に基づき、子育てに関する情報提供及び諸制度を紹介するホームページの開設並びに仕事と育児の両立支援等について意見を把握するために全教職員を対象にアンケートを実施した。	
【159】 ・教職員の採用については、国籍、性別、ハンディキャップ等にとらわれない開放的で、人材本位の人事政策を推進する。 ○教職員の人材交流の促進に関する具体的方策	【159】 ・「東京大学の障害者雇用に係る行動計画」に基づき障害者の雇用を行い、引き続き障害者雇用率の改善に取り組む。 ○教職員の人材交流の促進	III	・中期(年度)計画【38】の『計画の進捗状況』及び【158】の『計画の実施状況等』参照。	
【160】 ・産学連携促進、多彩な人材確保、学外との人事交流促進等に適した兼業ルールを整備する。	【160】 ・産学連携促進、多彩な人材確保、学外との人事交流を促進するために、教職員兼業の活用について検討する。	III	・「職務に関連する能力・知識を活用する内容の兼業」について取扱いを定め、教員以外の職員の兼業による、産学連携促進、多彩な人材確保、学外との人事交流の促進等を図った。	

【161】 ・教員に関して、海外研究機関、国内諸組織との交流を推進するために研修制度や在職出向制度の整備を進め、サバティカル制度を充実する。	【161】 ・サバティカル研修に関する規程の運用状況の調査を行い、その結果を分析する。([84]再掲) ・教職員が自己啓発の一環として、国内外の大学又は大学院に修学する場合の休職を可能とする。	III	・「東京大学教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程」に基づくものとして、6機関（海外）へ6名の教員が新たに出向した（平成19年3月1日現在）。また、出向協定に基づき、国内諸組織との交流推進の一環として、1機関から2名を新たに受け入れた。 ・職員に関しては、「東京大学教職員出向規程」に基づくものとして、35機関へ75名の職員が新たに出向した。また、6機関から6名を新たに受け入れた。 ・就業規則を改正し、自己啓発の一環として、教職員が国内外の大学又は大学院への修学を申し出た場合には、職務遂行への有益性及び業務の支障の有無等を勘案の上、休職により修学することが可能となった。 ・中期（年度）計画【84】の『計画の進捗状況』参照。	
【162】 ・職員に関して、学外との交流を促進して能力や専門性の向上を図るために、海外・国内研修制度や在職出向等の制度の整備を行う。	【162】（【161】参照）	III	・大学の国際化等に対応するため、全学教育研究資金を原資に海外研修（長期・短期）を実施し、長期研修に1名、短期研修に6名の職員を派遣した。 なお、今後の人材養成に資するため、研修参加者による報告会を開催することとしており、平成18年度海外研修報告会を平成19年5月23日に開催した。	
○柔軟な勤務時間管理に関する具体的方策	○柔軟な勤務時間管理			
【163】 ・教育研究活動に適した教員の勤務時間管理や効率的な業務遂行を図るために、裁量労働制等の柔軟な勤務時間管理の導入を検討する。	【163】 ・専門業務型裁量労働制の導入範囲を拡大する。	III	・病院におけるチーム制により行われる臨床の業務に専門業務型裁量労働制の導入範囲を拡大した。	
○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策	○人事評価システムの整備・活用			
【164】 ・各学部・研究科、附置研究所、センター等の多様な教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な能力評価・業績評価を取り入れた給与システムの構築を検討する。	【164】 ・勤務実績がより適切に反映される給与制度について検討を行う。	III	・平成18年4月1日より給与構造を見直し、号俸の4分割化、普通昇給と加算昇給の一本化及び昇給区分の5段階化により、教職員の勤務成績が適切に反映される仕組みとした。勤勉手当についても勤務実績が支給額により反映されるよう、「優秀」以上の成績区分の適用割合を拡大した。 ・組織全体のパフォーマンスの向上や職員一人一人の主体的な能力開発・能力發揮などを目的とした「新たな評価制度」構築に向け、本部職幹部職員への模擬試行及び職員の一部に対し第一次試行を行った。	
【165】 ・外部資金で雇用する教職員に関しては、いわゆる年俸制の導入を検討する。	【165】 ・外部資金で雇用する教職員に關し、いわゆる年俸制の導入が適切と考える部局については、これを導入する。	III	・特任教員、リサーチフェロー等及び特任専門員等について、平成17年度から年俸制的な給与を導入し、平成18年度では各部局で計528名（平成19年3月1日現在）を採用した。	
		ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化

④ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部機能と部局機能の再検討とその役割分担の明確化を図る。
------	----------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェブ
○本部と部局等との機能・役割分担の明確化に関する具体的方策	○本部と部局等との機能・役割分担の明確化			
【166】 ・本部と部局で行っている多岐にわたる事務を再点検し、一元的集中的処理が効果的な業務と、各部局の自主性と責任を明確化して分散的に遂行することが効果的な業務との洗い出しを行い、それぞれに対応した形で本部事務組織・部局事務組織の見直しを進める。	【166】 ・業務の見直し・再点検を行い、事務の簡素化・合理化を進める。 ・新しい事務組織の在り方を検討する。	IV	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の見直しにあたって、自律的な改善を促進するために、従来から募集を行っている業務改善提案のみならず、自律改善課題の報告及び推薦の募集を行った。結果、業務改善提案 97 件、自律改善課題 25 件の応募があった。優れた取組については、複数の役員等で構成する「業務改善プロジェクト推進本部」にて、審査を行い、業務改善「総長賞」を授与した。 ・業務の遂行の効率化に資するとともに、各職員自らキャリア形成や能力開発の指針として活用できるよう、専門分野別に職務内容や必要となる能力・知識等を表した「東京大学職員キャリアガイド」を作成した。 ・中期（年度）計画【167】の『計画の実施状況等』参照。 	
【167】 ・企画立案、広報、产学連携、人材活用と養成、施設の効率的運用、学生支援関連等の分野について、本部と各部局の役割分担と連携関係を明確にしつつ、重点的人員配置や機動的事務遂行が可能となるような、新しい事務組織の編成方法を検討する。	【167】 ・新しい事務組織の在り方を検討する。（【166】再掲）	III	<ul style="list-style-type: none"> ・独立した法人として必要な職務分野を洗い出し、従前の「部」の区分を前提とせずに、必要な職務分野に応じ、グループ・チーム制の徹底による組織のフラット化と柔軟化、指示命令系統の見直し、理事を適切に補佐し理事が企画立案業務、対外的業務などに専念できるような事務の責任体制の明確化等を踏まえた、平成 19 年度における本部事務組織の再構築を目指して検討を行った。 	
○電子的事務処理の推進に関する具体的方策	○電子的事務処理の推進			
【168】 ・全学と各部局双方の電算処理システムを効果的に活用し、事務処	【168】 ・人事・給与システムの充実を図る。	III	<ul style="list-style-type: none"> ・人事・給与システムについては、4 月より常勤職員を、11 月より短時間勤務有期雇用職員等の本稼動を開始した ・ポータルサイトについては、本部と工学部の試行を行い、平成 19 年 3 月より 	

理の簡素化・迅速化とペーパーレス化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトシステムを一部試行する。 	
<p>【169】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生への情報伝達や各種サービスの提供について、サービス向上の見地に立って、電子化による迅速化を進める。 	<p>【169】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな学務システムを構築し、平成19年度本稼動に向けて試行する。 	<p>III</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新学務システム稼動に向けて、ハードウェアの整備、現行システムからのデータ移行、システムの構築、平成19年度に向けたテストデータによる試行を行った。
<p>【170】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学の効率的事務情報システムとその責任ある管理・運用体制の構築や、職員の電子的事務処理能力を高めるための研修体制の強化充実、専門的職員の養成方法の整備等を検討し、その実現に努める。 	<p>【170】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトシステムを一部試行する。(【168】再掲) ・また、情報担当職員の資質向上に取り組む。 	<p>III</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトについては、中期(年度)計画【168】の『計画の実施状況等』参照。 ・情報担当職員の技術力向上及び業務担当職員の情報リテラシー向上については、情報システム本部の下に設置された事務支援システムプロジェクトで検討を開始した。
	<p>ウェイト小計</p> <hr/> <p>ウェイト総計</p>	

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

■東京大学における業務改善の取組

1. 東京大学は、業務改善を大学全体の重要な柱の一つに位置づけており、複数の役員で構成する「業務改善プロジェクト推進本部」のもと、平成 18 年度は特に①業務の質・スピードの向上、②縦割り業務の解消、③企画立案業務への転換の 3 つの観点から改善に取り組んだ。また、業務改善をすべての職員が常に努力すべき日常的な活動に高めることにより、改善目標を見つけ、改善を実行し、それが適切に評価され、それにインセンティブが与えられるという「自律改善サイクル」の構築に重点を置いて推進した。
2. 教職員提案募集を行い、97 件の応募があった。自律的に各担当部署にて検討を行い、方向性の得られた課題 75 件、うち実施済みの課題は 37 件である。長期的な課題 19 件、検討中 22 件については、引き続き担当部署において自律的に検討中であり、順次改善が図られている。
3. 平成 18 年度は、新たに、各部署・部局にて自主的に業務改善に取り組むことを促進するために、事前に業務改善の内容を登録する自律改善登録課題及び事後に業務改善を行った課題を推薦する新制度の自律改善推薦課題の募集を行い、自律改善登録課題 10 件、自律改善推薦課題 15 件の応募があった。
4. これら教職員提案及び自律改善課題のうち改善効果が高く優秀な課題を表彰するために『業務改善「総長賞」表彰式』を東京大学の象徴的建築物である安田講堂で執り行い、賞の授与とともに、総長が直接職員にメッセージを伝え、職員へインセンティブを与えるとともに次年度応募への期待を高めた。
5. 全ての係長（約 400 名）を対象とした「業務改善ワークショップ」を、理事等が学内各施設に赴き延べ 20 回開催し、業務改善への意識向上を図った。また、縦割り業務の解消を目的として、平成 18 年度は、総長・理事が教職員からの要望を直接受け付けるための「東京大学目安箱」の設置、部局パートナーミーティングの開催による情報の共有を図った。さらに本部のグループ長が新規事項の発案などに際してあらかじめ部局に出向いて相談する「分野ネットワーク制度」を構築し、人材育成のための制度を企画するとともに、迅速な起動的対応が可能な組織作りを行った。
6. このような業務改善の取組は、人件費の削減（事務系非常勤職員 90 名減）、業務の効率化（マニュアル作成など）、経費削減（加除式法令集の縮減で 3,800 万円）、企画立案業務への注力（本部組織の新体制）、全学的な情報共有の促進へつながっている。

■人事業務の改善の取組

1. 東京大学独自の職員採用試験及び短時間勤務有期雇用教職員等からの採用試験の実施
国立大学法人化後、東京大学の更なる発展を期すために、語学能力を有するとともに多様な能力を持った人材を職員として計画的に受け入れることが重要であると考え、東京大学独自の職員採用試験を実施し、平成 18 年 4 月 1 日の採用に引き続き、年度途中に 1 名、平成 19 年 4 月 1 日に 33 名の職員を採用することとした。
さらに、短時間勤務有期雇用教職員等から常勤職員へ採用するための独自試験を新たに実施し、平成 19 年 4 月 1 日に 7 名の職員を採用することとした。
2. 新規採用職員育成の充実
新規採用職員は採用後の 3 ヶ月間を能力開発期間とし、本学の職員として必要な知識等の習得と併せ総長をはじめ理事や監事、総長補佐など幹部役員等との対話型のセミナー受講や各本部事務組織・部局事務組織がそれぞれ行う講義の受講、学生対応窓口業務や附属病院の患者対応業務を中心とした実地研修の受講など、正式配属前に東京大学をマクロ的・体験的に学習する機会を設けるなど育成方法の充実を図った。
また、先輩職員が新規採用職員のメンターとなり、指導・助言などをを行う仕組みとした。先輩が後輩に人間的触れ合いの中で指導・助言を行うことで IT 技術の発達などにより職場の人間関係が希薄になることを防ぎ人間的な絆を深めるとともに、併せて後輩へのメンタリング体験を通じ先輩職員の育成を同時に図ることを狙いとした。
3. 事務系職員の人事異動時期の移行
繁忙期の人事異動を避け業務のピークの解消を図る観点から、主な人事異動時期を 4 月から 7 月に移行するとともに、事務職員等の人事等の改善プランに基づき、部局と本部事務の意思疎通の円滑化を図るために、部局と本部間の大幅な異動を実施した。
4. 職務遂行状況評価に関する取組
組織全体のパフォーマンスの向上や職員一人一人の主体的な能力開発・能力発揮などを目的とした「新たな評価制度」構築に向け、本部係長以上の事務職員を対象に 2 月から第 1 次試行を開始し、対象者全員にセミナーを実施し、知識の習得及び意識の喚起を図った。（【164】参照）

2. 共通事項に係る取組状況

○ 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

■研究科長・学部長・研究所長合同会議、補佐会等の活用

全学の研究科長、所長による「研究科長・学部長・研究所長合同会議」(科所長会議)や、総長が特に指名した総長特任補佐及び部局から選出された総長補佐による「補佐会」を定期的に開催するなど本部と部局の情報交換を行った。なお、補佐会については、総長補佐が管理運営に係る議題を提案し、より実質的な討議が行われるよう審議方法を改善した。

また、「補佐会」を中心として、平成 17 年度に策定したアクション・プランの進捗状況等について、東京大学を取り巻く状況の変化や大学内外からの指摘を踏まえ検討を行い、平成 17 年度のプランを更に発展させ、平成 18 年 7 月に 2006 年度改定版を公表した。なお、本改訂版は、リーフレット作成、ウェブサイトへの掲載、総長による東京大学アクション・プラン全学説明会の開催(3 キャンパス及び 3 部局)等を通じて、学内外に周知した。(【133】～【135】参照)

■総長秘書室の機能強化

平成 17 年度に設置した「総長秘書室」の機能充実を図るとともに、本部事務各部の若手職員を企画担当スタッフに指名し、「マネージメントスタッフ」として総長秘書室の一員として位置づけ、全学的な企画立案、連絡調整、経営情報の収集にあたらせ、総長室と各部の企画部門が一体となり、総長を強力にサポートしていく体制を構築した。(【135】参照)

○ 法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

■総長裁量経費及び総長裁量定員の確保

総長裁量経費 7 億 500 万円、総長裁量定員 170 名を確保し、総長のイニシアティブによる教育研究事業を実施した。平成 17 年度から実施している「領域創成プロジェクト」については、平成 18 年度において、9 プロジェクトの実施、教員 8 名及び研究資金 1,400 万円の支援を行った。(【63】、【80】、【142】参照)

■総長指定プロジェクトの実施

大学委員会において各部局等の新規事業について全学的なアカデミックプランに基づく観点から検討し、役員会の評価に基づき、総長裁量時限採用可能数 170 名を確保し、更に学内努力によって 14 名を「サステイナビリティ学連携研究機構 (IR3S)」等の新規事業に配分した。(【153】参照)

■「研究支援経費」の活用

外部資金を獲得した研究者の研究環境の改善や研究施設等の整備充実を図るために、平成 17 年度に引き続き、共同研究費、受託研究費及び寄附金の 10% に当たる額を「研究支援経費」として確保した。研究支援経費の 1/2(約 19 億円(前年度 15 億円))は受入部局に配分し、残りの 1/2 は全学教育研究資金の財源の一部として充当し、全学的な研究環境の整備等に配分した。(【86】参照) なお、平成 18 年度は研究支援経費率の引き上げについて見直しの検討を行い、平成 20 年度から 30% に引き上げることを決定した。平成 19 年度は、移行期間として外部に対して引き上げの周知の努力を行うこととした。

■全学的観点からの戦略的な資源配分

学術企画調整室では、各部局で実施を検討している新規教育研究事業や部局横断型事業に対して調整及び審査・評価を行い、全学的な観点からより戦略的な資源配分を行った。

また、概算要求事項について学内審査による評価結果及び委員のコメントを部局に通知することにより、次期計画の改善等に資するため、大学委員会の活用を図った。(【135】参照)

さらに、部局等の計画を予算獲得に向けて戦略化する財務戦略室を平成 19 年度に設置することを決定した。(【141】参照)

■助教制度の活用に向けた検討状況

東京大学における助手のあり方は極めて多様ではあるが、その大半は、研究者としての将来が嘱望される優秀な若手研究者で優れた研究能力を有することから、大学の基本方針を示した上で、授業担当も含めて各部局が助教制度の運用について柔軟な制度設計ができるようにした。

■教員人事の流動性を高めるための試行

教員人事の一層の流動性を高めることに資する年俸制の試行のため、平成 19 年度以降、新たに雇用する任期 4 年以下の任期付助教について、年俸制を適用できることを決定した。

○ 法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い、必要に応じて資源配分の修正が行われているか。

■資源配分に対する中間評価・事後評価

学内で機動的に資金配分を行うために設けられている「全学教育研究資金」については、総長が指名した教職員から構成される学術企画調整室において、次年度予算計画時に前年度決算も資料として提出して事後評価を行いつつ、効率的な資源配分を行うよう努めた。

また、総長裁量経費については、役員懇談会において、その執行の妥当性について隨時確認した。

特に、平成 18 年度においては、全学的な教育研究環境の改善に向け、設備費事業の導入、施設整備・營繕事業に特化した予算の設定、更に資金の効率的活用を図るための物件費貸借（前倒し執行を希望する部局と積み立てを希望する部局の全学的調整）を設けるなど、必要に応じて資源配分の修正を行った。

■附属施設等の見直し

教育研究部局附属の教育研究施設については、法人化後、予算上の时限はなくなったものの、設置の趣旨に基づき、成果等を含め自律的に見直すことが必要であることから、各教育研究部局の判断により自主的に自己点検・評価並びに外部評価を行っている。また、全学センターについても、総長室総括委員会の下に評価委員会において、設置の趣旨、全学的なミッション、それに照らした成果等について、社会的環境の変化等を踏まえつつ検証することとし、今期中期目標期間中に 3 センターについて実施することとした。

（【100】参照）

○ 業務運営の効率化を図っているか。

■事務組織の再編・合理化等、業務運営の合理化に向けた取組

(1) 事務組織のフラット化の推進

平成 17 年度に実施した本部事務組織及び業務の見直し（グループ、チーム制の導入）を更に推進し、部局における事務組織の再編において、チーム制の導入を推進し、事務組織のフラット化を進めた。

また、本部事務組織については、フラット化、柔軟化を徹底するため、平成 19 年 4 月から、既存の部・課を廃止し、グループとグループを統括する系による組織へ全面的に再編することを決定した。なお、本部事務組織の再編の検討に当たっては、本部事務全職員を対象とした意見交換会を 5 回に分けて開催し、広く意見を求めるとともに、業務の合理化、効率化の必要性について意識の喚起を図った。（【137】、【167】参照）

(2) 本部事務と部局の連携強化

本部事務の部課長を部局毎の「部局パートナー」とし、各担当部局教職員からの質問等を受け付けて回答するワンストップサービスの実現を図るために、平成 17 年度に導入した「部局パートナー」制度に加え、更なる連携体制の強化を目指し、「部局パートナーミーティング」を設置し、部局パートナー間の情報の共有を図った。

さらに、本部が部局と相談しながら実務を行う体制を構築するため、「分野ネットワーク」制度を導入し、本部から部局に出向いて現場の生の声を聞く仕組みを構築し、部局と本部の更なる融合を図った。（【137】参照）

■業務運営の効率化に向けた取組

(1) 「東京大学職員キャリアガイド」の作成

業務の遂行の効率化に資するとともに、各職員自らキャリア形成や能力開発の指針として活用できるよう、専門分野別に職務内容や必要となる能力・知識等を表した「東京大学職員キャリアガイド」を作成し、全職員に配布した。なお、本キャリアガイドは、平成 19 年 5 月に全国大学版として刊行された。

（【166】参照）

(2) 東京大学ポータルサイト(UT-Portal)の試行開始

東京大学ポータルサイトのテスト運用を開始し、平成 19 年 3 月には全学の教職員が閲覧できるようにした。情報共有のためのコンテンツの充実を順次図っており、現在は全学会議資料の掲載の他、東京大学規則集、東京大学職員キャリアガイド等を掲載している。ポータルサイトの運用により、これまで重層的に行われてた情報伝達が一元化されるほか、会議等資料の掲載によるペーパーレス化等の効果も期待される。（【168】参照）

○ 収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

■収容定員に対する充足率

収容定員に対する充足率は、学士 113.75%、修士 119.54%、博士 120.51%、専門職学位課程 101.85% であり、国立大学法人評価委員会が指標例として示している収容定員 85% 以上を上回っている。

○ 外部有識者の積極的活用を行っているか。

■「プレジデンツ・カウンシル」の設置

世界のトップ大学間の競争が厳しさを増す中、東大の国際的プレゼンスの向上のために、東京大学総長が世界の要人と意見交換し、交流を深めることを目的として、14ヶ国 22 名の有力企業人、学識経験者、国際機関関係者等で構成する「プレジデンツ・カウンシル」を設置した。平成 18 年 11 月に第 1 回目の本会議を開催し、タイのチュラポーン王女、ナラヤラ・ムルティ・インフォシス名誉会長（インド）、モーリス・チャン台湾セミコンダクター会長、ビル・エモット英エコノミスト誌前編集長、ポール・ラウディシナ AT カーニー会長、黒川清内閣特別顧問などを迎え、高等教育のあり方に始まり、東京大学の国際的イメージ、発展途上国との交流推進、学部教育の国際化の必要性、大学改革の進め方等について意見交換を行った。

なお、第 2 回会合をロンドン（平成 19 年 5 月）、第 3 回会合を東京（平成 19 年 11 月の 130 周年記念式典の時期に合わせて）、第 4 回会合をインド・ニューデリー（平成 20 年 4 月）にて開催することが決定している。

■経営協議会の活用

東京大学では、平成18年度計6回の経営協議会を開催し、外部有識者からの意見聴取や情報交換により、大学運営の改善に資した。特に、会議の場では時間が限られているため、重要なテーマごとに各外部有識者に個別に相談する体制とし、例えば、柏国際キャンパスの将来構想について、具体的な意見を聴取した。

○ 監査機能の充実が図られているか。

■監査機能の充実

平成16年度に設置した「監査室」において、監査室回付文書や財務会計システムの閲覧による内部監査を日常的に実施するとともに、内部監査体制の独立性を担保した業務監査及び会計監査をそれぞれ定期的に各部局に出向き実施しており、昨年度に各部局に対し、諸手当認定業務を主においた給与簿監査と同様に、部局附属の地方施設についても実施した。

また、会計監査人とは別に、他の監査法人と支援契約を締結し、新たに導入された減損会計、民間における内部統制システムの整備等に関するタイムリーな情報提供を受けながら意見交換を行うことにより、内部監査の効果的な実施体制の検討及び監査室職員の専門性の向上を図った。（【144】参照）

さらに、監査室の改善提案の実効性を高めるため、内部監査実施報告書を全学に送付するだけでなく、東京大学ポータルサイトへの掲載及び監査室ホームページ（学内専用）を活用し、内部監査実施報告書はもとより、定期的に実施した内部監査後においても、講評等の概要を隨時掲載するほか、会計監査人の監査情報についても掲載することで、改善に関わる情報について全学的な共有を図った。加えて、内部監査結果及び会計監査人の監査結果並びに会計実地検査結果のフォローアップ監査を実施し、改善提案の業務への反映を含めた改善状況の把握・確認を行った。（【146】参照）

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

■評価結果の活用状況

東京大学では、平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果において、「東京大学アクション・プラン2005-2008」に基づく活力ある大学モデルの構築の積極的推進、総長裁量経費、総長裁量人員等の充実、研究支援経費の確保等について注目される点としての評価を得たが、平成18年度においても更にその充実に努めた。また、監事監査に基づく指摘内容の具体的な大学運営への反映について、引き続き対応が求められる旨の指摘を頂いたが、「監査機能の充実」に既述のとおり、本学監査室では、改善提案の実効性を高めるため、東京大学ポータルサイト及び監査室ホームページ（学内専用）等を通じた監査内容の周知・徹底に加え、内部監査結果及び会計監査人の監査結果並びに会計実地検査結果のフォローアップ監査を実施し、改善提案の業務への反映を含めた改善状況の把握・確認を行った。

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善

① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部資金導入の支援体制を整備し、導入手手続きの効率化を図る。
------	------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイタ
○外部資金導入の支援体制の整備に関する具体的方策	○外部資金導入の支援体制の整備			
【171】 ・申請審査を受ける競争的資金については、申請事務に関する全学的な協力体制を整備する。	【171】 ・公募情報のホームページの充実を図る。 ・また、各種競争的資金の申請書類や報告書の作成方法などについて、説明会を開催し部局への情報提供を行う。	III	・公募情報のホームページを刷新し、省庁別の公募情報及び助成金の公募情報を迅速に掲載する体制を整備するとともに、東京大学ポータルサイトにおいても公募情報を通知し情報提供の標準化を図った。 ・「科研費公募要領等説明会説明会」を平成19年9月に開催し、各部局の科研費担当者90人が参加した。また、「科研費機関使用ルールの変更等に関する説明会」を平成19年1月に開催し、各部局の科研費担当者97人が参加した。	
【172】 ・受託研究、民間等との共同研究、研究者個人への奨学寄付金など、非審査外部研究資金についても、その獲得に対して分野に応じて積極的に支援を行う体制を整備する。	【172】（【75】参照）	III	・中期（年度）計画【75】の『計画の進捗状況』参照。	
【173】 ・大学法人、部局等が受け取る寄付金について、この獲得を積極的にするための体制を整備する。	【173】 ・目的型寄付の充実、寄付依頼対象の拡大を図る。 ・UDP活動（ユニバーシティ・ディベロップメント・プロフェッショナルズ：長期間にわたる企業等とのリレーションシップ構築プログラム）をベースにした大規模基金形成活動の推進を図る。	III	・寄附者の意向に対応した寄付講座や学術プロジェクトなど目的型寄付を実現した。 ・全教職員、卒業生の一部、新規法人への寄付依頼を実施した。 ・UDP活動により純粹寄付、寄付講座、学術シンポジウムなど多岐に亘る成果に結びついた。 ・大規模基金形成のため新たな基金制度構築について引き続き検討を行った。	
○外部資金導入手手続きの効率化に関する具体的方策	○外部資金導入手手続きの効率化			

【174】 ・外部資金の情報把握や申請について全学的な支援体制を組織し、受領した研究資金や申請した研究費・間接経費の受領情報を一元的に収集管理する。	【174】 ・公募情報のホームページの充実を図る。([171]再掲) ・また、各種競争的資金の申請書類や報告書の作成方法などについて、説明会を開催し部局への情報提供を行う。([171]再掲)	III	・中期（年度）計画【171】の『計画の実施状況等』参照。	
【175】 ・競争的資金の申請について、予備的審査など部局内の積極的対応を支援・尊重しながら、全学的な庶務協力体制により効率化を図る。	【175】 ・科学研究費補助金の申請について部局チェックの負担を軽減する。	III	・資金配分機関に対し、申請書類の改善を要望し、その改善を一部実現するとともに、応募者用申請書作成チェックシートを作成し、チェックすべき項目を明確にして、部局チェックの負担軽減を図った。	
【176】 ・外部競争的資金の間接経費については、部局・提案者への長期的誘因になるように再配分する方法を整備する。再配分に当たっては計画遂行に必要な人材に関する経費や大型特殊装置の維持費（従来の特殊装置維持費に準じた）に十分配慮したものとする。	【176】 ・間接経費については、部局・提案者への長期的誘因となるよう、また計画遂行に必要な人材や大型特殊装置の維持に資するため1/2相当額を受入部局へ配分する方式を継続する。 ・光熱水、部屋代などを科研費等の直接経費から支払える制度を構築し、間接経費の有効利用を図る。	III	・平成17年度に引き続き、外部資金により獲得した間接経費の一部（約22億円）について、「部局長裁量経費」として部局への再配分を実施した。 ・光熱水、部屋代などを科学研究費補助金等の直接経費から支払える制度については、財源流動化WGを立ち上げ、検討を行った。	
○その他自己収入に関する具体的方策	○その他自己収入			
【177】 ・授業料等学生納付金については、その妥当な額を設定する。	(平成16年度に、平成17年度からの授業料を決定したため、平成18年度は年度計画なし)		(なし)	
【178】 ・病院事業については、教育研究機関として妥当な収入支出の検討を行う。また、大学法人出資企業による大学内事業の運営等の可能性について検討を開始する。	【178】 ・教育研究機能を持つ病院事業について妥当な収入支出の検討を進める。	III	・病院の将来的な増収に資するために、資本剰余金を投資して中央診療棟2の医療機器の整備、老朽化した医療機器の再整備を行った。	
【179】 ・授業料、病院の療養費等の債権管理及び未収金の回収を適切に進めること。	【179】 ・授業料の督促につとめ、回収の促進を図る。 ・療養費等病院の債権管理及び未収金の回収については、病院と連携し検討を進める。	III	・平成17年度に制定した要領及び要綱は1年間の徴収猶予を認めたものであるため、その効果が現れる平成18年度末時点での回収状況により授業料督促に関する追加措置を行うか検討することとした。 ・診療債権の未収金管理に関して、検討を開始した。	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善

② 経費の抑制に関する目標

中期目標	● 管理的経費の抑制を図る。			
中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェブ
○管理的経費の抑制に関する具体的方策	○管理的経費の抑制			
【180】 ・全学共通の管理的経費を必要に応じて集約管理することにより縮減を図る。	【180】 ・全学共通の管理的経費について契約の集中化を実施するとともに、各種仕様の見直しを検討する。	III	<ul style="list-style-type: none"> 事務用品・パソコン用品、清掃・警備等の管理的経費について、WEB方式の購買システムの導入、サプライヤの集約、複数年契約、仕様の見直しを実施した。 	
【181】 ・大学の特殊性に関わらない経常的業務等を対象に、効率的・効果的業務の遂行が可能なものを精査し、外部委託の導入を検討しつつ経費の抑制を図る。	【181】 ・外注役務契約の集中化を実施するとともに各種仕様の見直しを検討する。	III	<ul style="list-style-type: none"> 世界的に卓越した方からのガイダンスと支援を得るために設置された「プレジデンツ・カウンシル」が行う事業の推進に当たっては、グローバル・ネットワーク拡充が重要であるが、平成17年度末より、この部分を外部委託契約とし実施している。このことは、平成18年11月に開催されたプレジデンツ・カウンシル第一回会合の成功に大きく寄与した。 屋内清掃は部局別の契約をキャンパス単位（病院を除く）の契約とし、屋内警備・設備保守は部局別の契約を本郷地区においては契約を統合が進め、仕様の見直しとともにサプライヤの集約を図った。 建物修繕、印刷については、一定額以上を本部契約とするなど価格低減に努めた。 	
【182】 ・一般競争入札の積極的な導入、規格の共通化、一括購入方式の促進など、購買方法を見直すことにより物品調達コストを抑制する。	【182】 ・物品購入契約の集中化を実施するとともに、各種仕様の見直しを検討し、マスエフェクトと新規業者参入による調整効果を促進する。	IV	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度より、工事請負契約において最低価格落札方式に変わる新たな入札方法として「価格交渉落札方式」を導入した。これは、入札の金額により交渉者を選定した後、交渉価格という本学の希望価格を持って交渉に当たる方法であり、約7億円の経費が節減できた。 複合機・複写機の賃貸借契約について、従来、随意契約としていたが一般競争入札とした。契約の開始は平成19年4月であるが平成19年度における約1.3億円の経費節減が見込まれる。 平成17年度に事務用品等を中心に本部にて先行実施したWEBシステムによる購買の方式を全学に展開し、大幅な経費節減に向けた体制が整った。また、学内で使用する試薬についても電子購買システムを導入した。 	

【183】 ・機器や備品に関しては、一元的な共同利用体制を導入し、固定経費を抑制する。	【183】 ・一元的な共同利用が可能な資産について、具体的な方策を検討し試行する。	III	・各部局間で研究機器の共同利用に積極的に努めるため、ホームページ上に「共同利用可能研究機器リスト」の掲載を行うこととし、各部局に対しデータの基本情報の提供を依頼し収集を行った。また、収集データの整理を行うとともに、学内で先行している部局をモデルケースとして、全学展開に向けた検討・整備に取り組んだ。	
【184】 ・学内予算配分を工夫し、経費節減努力に誘因が働く方式を導入する。	【184】 ・調達改善効果について、部局に対して予算措置を通じた配分を実施する。	III	・事務用品・清掃・警備等の管理的経費の集中購買（契約）等による平成18年度の調達改善効果は約4億円であり、そのうち約1億円を部局分、約3億円を本部分に決定した。 このうち、本部分（約3億円）については、各部局からの要望に基づき、全学教育研究資金として配分を行った。	
【185】 ・施設設備のエネルギー経費の抑制を図るため、施設設備エネルギー・マネジメント体制を構築し、既存の設備・機器等の更新を進めるとともに、長期的施設設備の観点から、施設に節減システムを組み込むなどの方策を推進する。	【185】 ・エネルギー管理基準を作成するとともに、省エネ及び省コスト対策を引き続き推進する。 ・省エネに資するため夏季一斉休業を部局の実態に則して実施する。 ・科研費等の直接経費から光熱水費を支払えるよう制度化し、省エネへの貢献を図る。	III	・エネルギー管理基準を作成し、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）に基づく現地調査を本郷キャンパスが受け良好な評価を得た。 ・エネルギー・マネジメントを推進した結果、キャンパスの建物延面積は8%増えているが、光熱水料金は2%増に抑えられ、m ² 単価で6%（約10,200万円）削減された。 ・省エネの視点から、夏季一斉休業を全学的に推進した結果、1日あたり約150万円の電気料金の削減が図られた。 ・電話会社との相対契約更改により電話料金が平成19年2月から年間7%（900万円）削減された。	
【186】 ・事務量の軽減や会議費の削減を図るため、学内事務分掌の見直し、会計手続きの簡略化、情報ネットワーク化、文書の電子化等を行う。	【186】 ・ポータルサイトシステムを一部試行する。（【168】再掲）	III	・中期（年度）計画【168】の『計画の実施状況等』参照。	
	【186-2】 ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成18年度は概ね1%の人件費削減を図る。	III	・総人件改革の実行計画を踏まえ、平成18年度計画分の人件費の削減を実行した。	
ウェイト小計				

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善

③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 現預金の効率的・効果的な管理運用を行う。
------	--------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○現預金の効率的・効果的な管理運用に関する具体的方策	○現預金の効率的・効果的な管理運用			
【187】 ・部局を含めた全学の資産状況を常に把握するとともに、外部専門家の助言も得ながら資産運用体制を整備する。	【187】 ・法人法が定める運用方法の範囲内で競争原理を活かしつつ、積極的に余裕資金の運用を行う。	III	・運営費交付金等の余裕資金から 220 億円の中長期的運用を追加実施、入札形式で積極的に実施した短期的運用と合わせて、2 億 7,800 万円の運用実績を挙げた。 ・資金運用体制については、法人化当初より、会計規程及び資金管理規程の定めるところにより、総長が経営協議会の審議及び役員会の議決を経て作成した資金管理方針に基づき、長期資金は総長が、短期資金は調達・経理担当部長が、その運用にあたっている。	
【188】 ・資産運用管理についての指針を策定する。	【188】 ・資金以外の資産についても、収益確保の観点を含め、適切な管理運用方式を引き続き検討する。	III	・資産の有効活用の観点から利用率の低い職員宿舎の一部を看護師宿舎への転用に向けて整備を行った。また、不用物品の積極的活用を図るためポータルサイト上で手法を一定化した。収益確保の観点からは、教室等の積極的な一時貸付の手法について検討を行った。	
ウェイト小計			-----	
ウェイト総計			-----	

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

■財務格付けの取得

法人化後の東京大学の財務状況に対する客観的な評価、それによる情報公開の充実、将来にわたる資金調達方法の選択肢拡大等を目的として、株式会社格付投資情報センターに格付審査を要請し、我が国の国立大学では初めて、最上位格である「AAA（トリプルA）」の格付けを取得した。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 財務内容の改善・充実が図られているか。

■経費の節減に向けた取組

(1) 電子購買システムによる経費節減

平成17年度に事務用品等を中心に本部にて先行実施したWebシステムによる購買の方式「UT購買サイト」を全学に展開し、大幅な経費節減に向けた体制が整った。また、学内で使用する試薬や実験用消耗品についても電子購買システム「UT試薬サイト」を導入した。【182】参照

(2) 価格交渉落札方式導入に伴う実施工事費の節減

工事発注方式については、国の法令等の適用を受けつつも、大学独自に契約方式等を模索することを検討し、発注者、受注者相互に工事の効率化等を提案し合い、価格を交渉し決定する「価格交渉落札方式」を導入している。これにより、入札金額の低い3者までを対象に交渉が可能になり、従来の予定価格を下回っても更なる価格交渉が可能となったことにより、一層の経費の節減が図られた。平成18年度においては、76件の事業をこの方式で実施し、当初予定工事費に対して約13.2%（約7億円）が節減された。【182】参照

(3) 省エネルギー等による経費の節減

夏季及び冬季の省エネルギーを呼びかけるクールビズ及びウォームビズポスターの全学配布及び週間電気予報の全学配信等による省エネの啓発活動の結果、建物延べ面積は8%増加しているが、光熱水料金は2%増に抑えられ、m²単価で6%（10,200万円）削減した。特に、夏季の一斉休業を省エネの視点からできるだけキャンパス全体で統一的に実施した結果1日あたり約150万円の電気料金の削減が図られた。また、電話会社との相対契約更改により電話料金が平成19年2月から年間7%（900万円）節減された。【185】参照

■増収のための積極的な取組

- (1)運営費交付金等の余裕資金から180億円の中長期的運用を追加実施、入札形式で積極的に実施した短期的運用と合わせて、約27,400万円の運用実績を挙げた。【187】参照
- (2)平成17年4月に設立した「東京大学外国人留学生支援基金」について、同基金による着実な事業運営のための基金の充実を図るため、学内教職員及び卒業生等への寄附の呼びかけを実施した。【54】参照

■外部資金の獲得に向けた取組

競争的資金獲得のため、公募情報に関するホームページを刷新し、省庁別公募情報及び助成金公募情報を迅速に掲載する体制を整備した。また、東京大学ポータルサイトにおいても公募情報を通知し、情報提供の標準化を図った。

○ 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

■人件費削減に向けた取組

総人件改革の実行計画を踏まえ、平成18年度計画分の人件費の削減を実行した【186-2】参照

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

■評価結果の活用状況

東京大学では、平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果において、東京大学基金の「第三の創業・創立130周年記念キャンペーン」活動の推進、附属病院における経営努力による増収確保、工事発注における「価格交渉落札方式」の導入、夏季の省エネルギーの啓蒙活動及び「全学資料購入集中システムプラン」による経費削減等について注目される点としての評価を得たが、平成18年度においても更にその充実に努めた。

I 業務運営・財務内容等の状況**(3) 自己点検・評価及び情報提供****① 評価の充実に関する目標**

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界的水準の総合研究教育大学としてふさわしい自己点検・評価システムを構築する。 ● 評価結果を大学運営の改善に活用するためのシステムを構築する。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェブ
○自己点検・評価システムの確立に関する具体的方策 【189】 ・評価担当部門を置き、評価業務の推進を図る。	○自己点検・評価システムの確立 【189】 ・評価担当部門において、評価業務を引き続き推進する。	III	<p>・評価支援室員として、大学評価に見識を有する教員を増員し、大学評価に関する支援体制を拡充・強化し、国立大学法人評価、認証評価及び全学の自己点検評価の検討など、引き続き評価業務を推進した。</p> <p>また、評価支援室と各部局との連携を強化するため、全学の部局長等からなる評価委員会の下に「評価実施委員会」を設置した。本評価実施委員会の構成員には、評価に関する情報を事務担当者を含め共有し、適切かつ効率的な評価を目指す観点から、教員及び職員の各部局代表者を充て、評価体制の強化を図った。</p>	
【190】 ・国際的な評価視点を踏まえつつ、教育研究のさまざまな領域に応じた各組織の目標や活動実態の多様性を最大限に尊重し、東京大学の基本理念と長期的目標を具現化する自己点検・評価システムを確立する。 【191】 ・個人、部局、全学に対する自己点検・評価システムの連携により、効率的で適正な自己点検・評価作業の実施を図る。	【190】 ・自己点検・評価支援システムとして設計した東京大学標準実績データベースの導入の促進、機能拡張を図る。 【191】 ・東京大学標準実績データベースの導入の促進により、部局と全学の効率的な評価作業の実施を図る。	III	<p>・評価委員会及び評価実施委員会等を通じて、評価支援室から各部局に対し、東京大学標準実績データベース利便性及び今後の評価業務に関する有効性について周知し、導入を推奨した。</p> <p>また、東京大学標準実績データベースを導入した部局からの機能拡張に関する要請に応え、さまざまな追加設計を行い、システム改善を図った。</p>	
【192】 ・大学評価に係わる運営業務は全学的な機関で対応し、各部局等の業務の負担軽減を図る。	【192】 ・評価支援室で大学評価に関する運営業務を担当し、部局等の負担を軽減する方策をとる。	III	<p>・評価支援室員として、大学評価に見識を有する教員を増員し、評価支援体制を拡充・強化した。</p> <p>また、評価に関する部局の負担軽減する方策の一つとして構築した東京大学標準実績データベースについて、評価支援室を中心に改良及び技術保守体制の検討等を行い、引き続き、同システムの導入を推奨した。</p>	

【193】 ・各部局の自己点検・評価結果を踏まえて全学的な自己点検・評価結果を公表する。	【193】 ・全学的な自己点検・評価結果の公表へ向け、各部局の自己点検・評価に関する情報の効果的な集約を行う。	III	・全学の評価実施委員会において、全部局の評価に関する情報の蓄積状況等について調査を行い、電子化されていない情報等について、電子化を促進するとともに、東京大学標準実績データベースの導入を推奨した。	
○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策	○評価結果の大学運営改善への活用			
【194】 ・各部局に対する評価結果を画一的に取り扱うことはせず、各部局の教育研究活動等の改善を促し、東京大学の継続的な活性化を図る。	【194】 ・東京大学標準実績データベースの試行を通じて、部局等の要請に応じ、具体的方策の立案に協力し、より効果的な仕組みを検討する。	III	・評価支援室では、東京大学標準実績データベースを導入した部局からの要請に応え、さまざまな追加設計を行い、システム改善を図った。 また、評価支援室及び評価実施委員会等関係委員会では、大学評価に必要と考えられるデータの整理・精選や全学センターに関する自己点検評価（外部評価を含む。）に関する時期について決定するなど、評価業務に関するより効果的な仕組みの検討を行った。 さらに、今後の評価対応に関するロードマップについて、共通理解を図った。	
【195】 ・全学及び各部局に対する評価を踏まえて、東京大学の基本理念や基本目標を点検し、新たな中期目標・中期計画の策定に活かす。	【195】 ・東大憲章の改正手続きを制度化し、点検を開始する。	III	・東大憲章改正手続規則を制定するとともに、評価支援室を中心とした、基本理念の点検も含めた点検・評価体制を構築した。	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況

(3) 自己点検・評価及び情報提供

② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京大学が国内外に発信すべき情報、社会が期待する情報、学内で共有すべき情報を多様なメディアを駆使して円滑かつ積極的に提供するなど、全学の広報体制を強化する。 ● 東京大学が所有する多彩で豊富な学術情報を体系化し、社会に向けて発信するための体制を整備する。 ● 情報公開の実務体制の整備、個人情報の保護システムの構築、基本的人権に基づいた情報倫理の確立を目指す。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェブ
○広報体制の強化に関する具体的方策	○広報体制の強化			
【196】 ・広報情報業務の推進を図るとともに、各教職員の広報情報関連業務の負担軽減に努める。	【196】 ・広報室を中心として戦略的な広報活動を実施し、広報情報業務の推進及び効率化を図る。	III	<p>・各部局ホームページからニュース等を自動収集し、東京大学トップページに掲載するシステムに機能を新たに追加し、利便性、効率性の向上を図った。また、海外への広報情報発信の戦略的強化のため、国際広報アドバイザーを外部から招き、広報室会議等において検討を開始した。</p>	
【197】 ・ホームページや学内外広報誌など、多様な広報メディアを活用して広報活動の充実と活性化を図り、これらを統合するメディアミックス機能の強化を目指す。	【197】 ・ホームページや学内外広報誌の発信力強化、広報メディアのより効果的な活用を図る。	III	<p>・ホームページのトップページ写真の更新頻度を更に高めるとともに、英文ホームページのコンテンツの一部である「キャンパスライフ」の充実や、「留学生の方へ」について中国語と韓国語のコンテンツ作成について新たに検討を開始するなど、ホームページを活用した情報発信の一層の充実を図った。</p> <p>また、学内広報誌「学内広報」に東京大学に関わる特別記事や連載記事を掲載し、媒体の魅力を高め、学内情報共有を強化した。</p> <p>さらに、東京大学の学問的・社会的な諸課題に対する取組や成果を積極的に世界に発信するための検討を進めた。</p>	
【198】 ・公開学術講演会や公開講座の実施、総合研究博物館の展示等を通じて学術研究の成果を広く国民に還元する事業を展開する。	【198】 ・公開講座の実施、総合研究博物館の展示等の事業を実施し、学問的・社会的な諸課題に対する取組や成果の発信を行う。	III	<p>・公開講座は、例年、春季・秋季に5日間、1日2講義で10名の講師により実施していたが、平成18年度秋季の公開講座では、パネルディスカッション枠を設け、講師を22名と増やすなど、企画内容を充実させたほか、聴講者の拡大を目指すとともに、TODAI TV（東京大学で実施されている講義や講演などを視聴することのできるサイト）でネット配信を行った。</p> <p>また、平成18年11月から本部棟1階フロアを本学のPR施設とし、本部棟来訪者に対し最先端の研究成果や希少な資料、学内風景・ポスター等の展示、また大型ディスプレイを設置し、関連する映像の上映を行った。</p> <p>さらに、創立130周年記念事業の一環として「知のプロムナード」構想（社会への広報を含めて、学内の生活空間に、歴史的に誇れる世界的研究成果や、成果が期待されている研究の展示・公開を行い、一箇所で数名の学生や教職員が集い、くつろげる空間を設けることを目的）の検討を進めた。</p> <p>・総合研究博物館では、展示に連動させた公開講座「時間と空間 デザイン・記憶・追跡・再現・搖らぎ」、フィールドワークの成果発信として公開セミナー「イ</p>	

			ラン先史考古学の新展開」、学芸員のスキルアップのために「学芸員専修コース」など多様なニーズに応えるべく事業を実施した。展示や各種講座の案内を引き続きホームページで公開したが、今年度は公開講座の申込をウェブから行えるようになるなど、利用者の側に立ったサービスの提供に努めた。 (http://www.um.u-tokyo.ac.jp)	
【199】 ・海外で開催する本学主催の UT フォーラムの更なる充実を図ることにより、国際的な情報発信を積極的に推進する。 ○総合的学術情報システムの構築に関する具体的方策	【199】 ・平成 19 年度に開催予定の UT フォーラム in ソウルに向けて準備を行う。	III	・平成 19 年度に開催予定の UT フォーラムについて、平成 19 年 6 月 25 日ソウル大学校、6 月 26 日高麗大学校での開催に向け、準備を行った。 ・平成 19 年 2 月 20 日外国人特派員協会(FCCJ)において、総長が東京大学の現状や取組等について講演を行い、東京大学の学問的・社会的な諸課題に対する取組や成果を外国のメディアに積極的に発信した。	
【200】 ・ソフトウェアについての知的財産権、著作権に関する教育を行う。	【200】 ・平成 17 年度に所要の見直し・整備を行った関係規則等について、セミナー等の機会を利用して教職員に対する周知・啓発活動を行うとともに、引き続きマニュアル化に取り組む。	III	・平成 18 年度に再度の見直し、整備を行った知的財産（著作物の取扱い含む）の関連規則等及びそれらの改正の趣旨について、学内ホームページに掲載し、各部担当者への周知を図った。平成 18 年 10 月に学内向けセミナー「共同研究実施の留意点&発明者等への補償金支払」を開催し、啓発を図った。 また、ソフトウェアについての知的財産権の重要性に鑑み、ソフトウェアの開発と発信、移転の課題等に関する科学技術請交流フォーラム「大学のソフトウェアを世界に」を平成 19 年 3 月に開催した。	
【201】 ・図書館の学術情報、全学の研究者情報、研究企画・成果に関する情報、文化財情報、博物館の多様な情報等をデータベース化し、これを体系化して発信するための学術情報システムを構築する。 ○個人情報保護システムの構築と情報倫理の遵守に関する具体的方策	【201】 ・研究者情報や研究成果に関する情報等をデータベース化した東京大学標準実績データベースの導入の促進を図る。	III	・評価委員会及び評価実施委員会等を通じて、評価支援室から各部局に対し、東京大学標準実績データベース利便性及び今後の評価業務に関する有効性について周知し、導入を推奨した。 また、東京大学の研究者情報や学術論文情報をデータベース化した東京大学学術機関リポジトリシステムが平成 17 年度から本稼動したことに伴い、今後の東京大学の研究者に関する情報発信及び利便性の向上を図るため、東京大学標準実績データベースと東京大学学術機関リポジトリとの情報提供・情報共有に関するシステム構築についての検討を開始した。	
【202】 ・大学にふさわしい個人情報保護制度のあり方を勘案しつつ、適正な情報公開体制の確立を図る。また、大学にふさわしい情報倫理を確立し、これを遵守する体制を整える。	【202】 ・東京大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規則の趣旨に沿って、情報セキュリティ・ポリシーを策定し、情報公開制度との整合を図りつつ、その適正な運用・対策を進める。	III	・東京大学の保有する情報資産の情報セキュリティ確保を目的に、情報セキュリティ・ポリシーの「基本方針」及び「対策基準」を平成 17 年度末に策定し、それに基づき、全部局に対して「情報セキュリティ調査」を実施した上で、同ポリシーの「実施手順」の雛形を策定した。 また、情報公開並びに保有個人情報の開示については、関係法令・規則に沿って適切かつ迅速に対応し、平成 18 年度は 79 件であり、個人情報の公開は 476 件であった。	
			ウェイト小計 ウェイト総計	

(3) 自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項等

1. 特記事項

(自己点検・評価)

■自己点検評価・外部評価の実施

平成18年度については、20部局が自己点検を実施したほか、理学系研究科、農学生命科学研究科、総合文化研究科、宇宙線研究所、国際・産学共同研究センター及び医学教育国際協力研究センターでは、外部評価を実施し、教育研究活動等への反映に努めた。【77】参照 また、総合研究博物館では、平成18年度に組織・運営、研究活動、展示公開活動、社会貢献のあり方、将来計画についての外部評価を実施した。

■附属施設等の評価

教育研究部局附属の教育研究施設については、法人化後、予算上の时限はなくなったものの、設置の趣旨に基づき、成果等を含め自律的に見直すことが必要であることから、各教育研究部局の判断により自主的に自己点検・評価並びに外部評価を行っている。

また、全学センターについても、総長室総括委員会の下に評価委員会において、設置の趣旨、全学的なミッション、それに照らした成果等について、社会的環境の変化等を踏まえつつ検証することとし、今期中期目標期間中に3センターについて実施することとした。【100】参照

平成18年度については、国際・産学共同研究センター及び医学教育国際協力研究センターにおいて自己点検・評価並びに外部評価を実施した。

■大学評価体制の拡充

大学評価に見識を有する教員を、評価支援室に増員配置し、大学評価に関する支援体制を拡充・強化し、国立大学法人評価、認証評価及び全学の自己点検評価の検討など、引き続き評価業務を推進した。

また、評価支援室と各部局との連携を強化するため、全学の部局長等からなる評価委員会の下に「評価実施委員会」を設置した。評価実施委員会の構成員には、教員及び職員の各代表者を充て、事務担当者を含め評価に関する情報を共有し、適切かつ効率的な評価が実施できるよう配慮した。【189】～【194】参照

(情報提供)

■創立130周年事業の推進

平成19年4月12日に創立130周年を迎える東京大学では、「第三の創業」ともいえる大きな展開期にあたり、東京大学のあるべき姿と進むべき方向をあらためて世に問い合わせ、多くの方々とこれから歩むべき道のりを共に語り合う

機会として、創立130周年記念事業に着手した。本事業を全学的に推進する体制として、130周年記念事業委員会及び実施委員会を設置し、ロゴマークの発表、シンポジウム、海外大学とのスポーツ・学生交流、展示会・展覧会等の多様な事業企画を開始した。また、創立130周年記念事業の一環として、社会への広報を含めて、学内の生活空間に、歴史的に誇れる世界的研究成果などの展示・公開を行い、一箇所で数名の学生や教職員が集い、くつろげる空間を設けることを目的とした「知のプロムナード」構想の検討を進めた。【102】、【198】参照

■社会に対する知的貢献活動を通じた情報提供

平成18年度実施の公開講座では、パネルディスカッション枠を設け、講師を22名に増員するなど、企画内容を充実させたほか、聴講者の拡大を目指すとともに、TODAI TV（東京大学で実施されている講義や講演などを視聴することができるサイト）でネット配信を行った。

総合研究博物館では、最新の研究教育を展示公開という形で情報発信している。平成18年度は、特別展示「アフリカの骨、縄文の骨—遙かラミダスを望む」展、東京大学130周年記念事業特別展示「写真家上田義彦のマニエリスム博物誌」展など3件の特別展示、3件の新規所蔵展示を開催した。また、小石川分館では、常設展示「驚異の部屋」展を開催した。さらに、巡回展を国内4箇所で開催し、各地のメディアに大きく取り上げられた。その他、福武ハウスin大地の芸術祭越後妻アートリエンナーレ2006に特別出品を行うなど研究成果の公開を積極的に進め、産学連携事業としてモバイルミュージアムを立ち上げ、ビジネスオフィス空間における新たな文化価値の創造、次世代ミュージアムのあり方を広く世に問いかけた。

また、展示に連動させた公開講座「時間と空間 デザイン・記憶・追跡・再現・搖らぎ」、フィールドワークの成果発信として公開セミナー「イラン先史考古学の新展開」、学芸員のスキルアップのために「学芸員専修コース」など多様なニーズに応えるべく事業を実施した。展示や各種講座の案内を引き続きホームページで公開したが、平成18年度は公開講座の申込みをウェブサイトから行えるようにするなど、利用者の側に立ったサービスを提供した。なお、積極的に無料の情報誌等への掲載も行っている。【103】、【198】参照

2. 共通事項に係る取組状況

○ 情報公開の促進が図られているか。

■情報発信の促進

教育研究等の積極的な情報発信強化のため、ホームページのトップページの更新頻度を更に高めるとともに、学内で行われる各種イベント、シンポジウム

の情報や、研究成果、記者発表等の情報をリアルタイムで掲載したほか、部局ホームページからニュース等を自動収集し、東京大学のトップページに掲載するシステムに機能を新たに追加し、利便性、効率性の向上を図るなど、一般社会へのより一層の情報提供に努めた。

また、「学内広報」を読みやすくするための見直しを行い、学内コミュニケーションの活性化を図った。([71]、[197] 参照)

■海外に向けた広報情報発信の戦略的強化

海外への広報情報発信の戦略的強化のため、国際広報アドバイザーを外部から招き、広報室会議等において東京大学の学問的・社会的な諸課題に対する取組や成果を積極的に世界に発信するための検討を進めた。さらに、英文ホームページのコンテンツの一部である「キャンパスライフ」の充実や、「留学生の方へ」について中国語と韓国語のコンテンツ作成について新たに検討を開始するなど、ホームページを活用した情報発信の一層の充実を図った。

また、平成19年2月20日外国人特派員協会(FCCJ)において、総長が東京大学の現状や取組等について講演を行い、東京大学の学問的・社会的な諸課題に対する取組や成果を外国のメディアに積極的に発信した。([196]～[199] 参照)

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

■評価結果の法人内での共有や活用の方策

年度評価の結果は、教育研究評議会、経営協議会、役員会及び全学の研究科長、所長からなる「研究科長・学部長・研究所長合同会議」等を通じて報告し、指摘事項等については、担当理事、室及び事務において改善策を講じた。

I 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する重要事項

① 施設設備の整備等に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 都心型及び郊外型大学キャンパスにふさわしい環境形成を推進する。 ● 教育研究活動及び学生生活を支援するため、各キャンパスの土地・施設整備を有効に活用する。 ● 既存施設設備の有効利用の観点から、施設設備の経年による劣化を適正な範囲に抑え、環境保全、ユニバーサルデザインに配慮した施設設備の整備・活用を推進する。 ● アカデミックプランの基づく施設需要等（スペース・機能）に対応できる体制を整備する。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェブ
○都心型及び郊外型大学キャンパスにふさわしい環境形成を推進するための具体的方策	○都心型及び郊外型大学キャンパスにふさわしい環境形成の推進			
【203】 ・本学キャンパス敷地の緑化を含めた屋外環境を維持保全するとともに、歴史的建造物等の適切な管理と効果的な活用に努める。	【203】 ・本学キャンパス敷地の緑地の維持保全対策を事業年次計画に基づき推進する。 ・景観に配慮し、地下を重視する福武ホールを着工する。	III	<ul style="list-style-type: none"> ・東京大学構内の緑地を美しい状態に保つため緑地保全の基本的な考え方や管理の仕様及び保全重点範囲等を定めた「東京大学主要団地緑地保全計画書（案）」を策定した。 ・弥生地区キャンパスと検見川団地において近隣住民に対する配慮から敷地境界の樹木の剪定及び本郷地区キャンパスにおいて大講堂前及び赤門前の銀杏並木の剪定を実施した。 ・福武ホールにおいて、埋蔵文化財調査が完了し計画のとおり着工した。 ・建物誘導・案内標識基本計画要綱及び整備計画概要に則り、病院地区周辺の整備を推進した。 	
【204】 ・キャンパスの整備に当たり、学生の学習・生活や教職員の勤務環境に配慮した支援施設の充実に留意する。	【204】 ・学生や教職員の福利厚生施設を本郷、駒場Ⅰ、柏キャンパスに新たに設置する。	III	<ul style="list-style-type: none"> ・本郷キャンパスでは、コンビニエンスストアやファーストフードショップ等を整備、拡充し、多様なサービスの向上を図った。 ・駒場Ⅰキャンパスでは、PFIにより駒場コミュニケーション・プラザを整備し、福利厚生の充実を図った。 ・駒場Ⅱキャンパスにおいて、ユニバーシティ広場に面する既存建物へ、福利施設を整備し、サービスの充実を図った。 ・柏キャンパスでは、新しい整備手法による総合福利施設の整備に着手し、また、寄附によるカフェ等を設置する等、福利厚生施設の充実を図った。 （【59】再掲） 	
○各キャンパスの土地・施設設備の有効活用に関する具体的方策	○各キャンパスの土地・施設設備の有効活用			
【205】 ・本学の3極構造を担う本郷、駒場、柏の各キャンパスの全学的な	【205】（【212】）	III	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンパス計画室の協力のもと、キャンパス計画委員会柏地区部会の下にキャンパス整備計画概要策定WGを設置し、海洋研究所の柏キャンパス移転及びインターナショナルロッジの整備、柏の葉駅前キャンパスの整備に対応する開発・利 	

役割分担を考慮して策定された「整備計画概要」に基づいて着実にその進捗を図る。			用計画要綱及び整備計画概要の改正を行った。 ・新たなまちづくりの計画「柏国際学術都市」を発展させるために千葉県、柏市、流山市、千葉大学と連携し、企業や団体のトップをメンバーとした「柏国際学術都市支援会」が発足し、計画に対しての意見交換を行った。	
【206】 ・整備計画概要策定時（平成11年）以降の情勢変化、例えば新たな教育・研究組織の設置予定、新たな施設移転の計画、周辺住民との共生等を踏まえ、既定整備計画概要の一部について適切な見直しを行う。	【206】 ・柏地区の整備計画概要を新たな施設移転計画を踏まえて見直しを行う。	III	・キャンパス計画室の協力のもと、キャンパス計画委員会柏地区部会の下にキャンパス整備計画概要策定WGを設置し、海洋研究所の柏キャンパス移転及びインターナショナルロッジの整備、柏の葉駅前キャンパスの整備に対応する開発・利用計画要綱及び整備計画概要の改正を行った。（【205】再掲）	
【207】 ・各キャンパスの土地・施設設備の管理（施設マネジメント）を行うために必要な体制を整備し、土地・施設設備利用及び利用に伴う環境変化に関する点検・評価を定期的に実施する。	【207】 ・キャンパス計画室に点検・評価部会を設置し、既存施設の利用実態調査を踏まえて有効活用策を検討する。	III	・各部局の協力を得て、施設の利用実態調査を定期的に実施し、それを基に現場確認を行った。その調査結果を基にキャンパス計画室に設置した「施設等の有効活用推進ワーキング・グループ」で有効活用策について検討する体制を整備し、検討を開始した。 ・「本郷地区キャンパスにおける交通改善の基本方針」に則り、自転車、バイクの交通対策として交通規則を改正、駐輪場整備計画を策定した。	
【208】 ・既存建物の固定的利用を見直し、利用評価の結果を基にスペースの共用化を図り、学内の教育研究の変化や大学における学生生活の改善に対応したスペース有効利用に資する運用システムを構築する。	【208】 ・施設の有効活用に関する指針に則り、全学的視点に立ったスペースの管理・運用を図る。	III	・施設等の有効活用に関する指針に則り、教育研究スペース等を有効活用する運用システムを構築し、スペースチャージの徴収を行い、全学的視点に立ったスペースの管理・運用を図った。	
【209】 ・実験設備についても有効利用の方策を検討し、ますます精密化・大型化する実験設備の需要に対応できる体制を整備する。	【209】 ・全学の大型研究設備に関するデータを整理し、大型実験設備の有効な利用方策について検討する。		・各部局間で研究機器の共同利用に積極的に努めるため、ホームページ上に「公用研究施設リスト」の掲載を行うこととし、各部局に対しデータの基本情報の提供を依頼し収集を行ってホームページ上に掲載し、研究機器の効率的な運用ができるよう整備を図った。また、学内で先行している部局をモデルケースとして、全学展開に向けた検討・整備に取り組んだ。（【183】再掲）	
○施設設備の経年による劣化、環境保全、ユニバーサルデザイン化の配慮に関する具体的方策	○施設設備の経年による劣化、環境保全、ユニバーサルデザイン化の配慮			
【210】 ・既存施設の構造・機能・設備等の定期的な点検と適切な維持保全を行うとともに、劣化した施設設備の安全対策等に係わる計画の策定・実施を図る。	【210】 ・既存施設の構造・機能・設備等の定期的な点検と維持保全を事業年次計画に基づき長期修繕計画を推進する。 ・特に耐震診断については、本	III	・既存施設の構造・機能・設備等の定期的な点検について、関係法令に基づき、保守点検年次計画を策定し、効率的な点検を実施すると共に適切な維持保全を図っている。 ・施設を長期にわたり良好、安全な状態で維持し、施設の長寿命化を推進するため「東京大学長期修繕計画」を取りまとめ、その計画に基づき、維持管理を進めることとしている。	

	部施設部の自己診断能力を高めると同時に耐震補強を促進する。		・長期修繕計画に則り、継続的な施設の劣化度調査を推進し、改修優先度判定を実施した。 ・引き続き建物耐震診断を行う人材養成のために耐震診断実務講習会を開催した。 ・(本郷) 地震研 2 号館改修、(本郷) 薬学部本館改修(Ⅱ期)、(駒場 I) 6 号館改修、(駒場 I) 7 号館改修、(駒場 I) 8 号館改修、(白金台) 2 号館改修の耐震補強工事が完成した。	
【211】 ・環境保全、ユニバーサルデザイン化を推進するため、現状及び進捗状況を評価する体制を整備する。	【211】 ・「東京大学施設のバリアフリー化に関する基本方針」に則り、既存施設のバリアフリー化を推進する。	III	・「東京大学施設のバリアフリー化に関する基本方針」に則り以下の事業を実施した。 ・バリアフリー整備計画により今年度も引き続き、法文 1 号館、医科研 2 号館、医学部 3 号館別棟などの既存建物にも身障者対応エレベーター、車椅子対応トイレ、スロープ等の整備を実施した。 ・本郷キャンパス及び駒場 I キャンパスの老朽・破損した点字ブロックの更新改善を実施するなど、バリアフリー環境の充実を図った。 ・薬学部本館、農 2 号館別館、地震研究所、教養 8 号館、駒場 II 45 号館、医科研 2 号館の改修に合わせ、身障者用エレベーター、車椅子対応トイレ、スロープ、出入口扉自動ドア化など整備を実施した。 ・建物誘導・案内標識基本計画要綱及び整備計画概要に則り、病院地区周辺の整備を推進した。([203] 再掲) ・東京大学初の環境報告書を発行し、本学の環境安全に対する姿勢を周知した。([230] 再掲)	
○アカデミックプランに基づく施設需要等に対応するための具体的方策	○施設需要等への対応			
【212】 ・アカデミックプランに基づく新たな施設需要等に対応できるスペース・機能を確保するため、既存施設の有効利用を図りつつ、施設設備を更に進める。	【212-1】 ・柏キャンパスについては、国際キャンパスとして位置付け、必要な周辺環境整備を含めてマスタープランを作成する。 【212-2】 ・各地区において施設整備補助金及び民間出捐金を財源として、「整備計画概要」に基づいた施設整備を計画的に推進する。平成 18 年度においては以下の事業の完成を目指す。 【212-3】 ・(柏) 基幹・環境整備 (施設一整備課)	III	・キャンパス計画室の下に設置された柏国際キャンパス理念と具体像に関する WG を中心に、自治体との連携を図りつつ、柏キャンパスを含む周辺地域全体を柏の葉国際キャンパスタウン構想を踏まえた理念と方針について共同調査を実施している。 ・以下のように計画どおり整備を行った。 ・(柏) 基幹・環境整備 ゴミ置き場、自転車置き場等については平成 18 年 11 月に完成した。	

	<p>【212-4】 ・(駒場Ⅱ) 全学共用施設改修Ⅱ (生産研45号館) (施設一整備課)</p>	III	・(駒場Ⅱ) 全学共用施設改修Ⅱ (生産研45号館) は引き続き整備している。	
	<p>【212-5】 ・(薬) 本館改修 (Ⅱ期) (施設一整備課)</p>	III	・(薬) 本館改修 (Ⅱ期) は平成19年3月に完了した。	
	<p>【212-6】 ・(教養) 8号館改修 (施設一整備課)</p>	III	・(教養) 8号館改修は平成19年3月に完了した。	
	<p>【212-7】 ・(医科研) 2号館改修 (施設一整備課)</p>	III	・(医科研) 2号館改修は平成19年3月に完了した。	
	<p>【212-8】 ・弥生講堂アネックス (仮称) (施設一整備課)</p>	III	・弥生講堂アネックスは引き続き整備している。	
	<p>【212-9】 ・ベンチャープラザ (仮称) (施設一整備課)</p>	III	・施設の正式名称を「東京大学アントレプレナープラザ」とし、引き続き整備している。	
	<p>【212-10】 ・情報学環・福武ホール (施設一整備課)</p>	III	・情報学環・福武ホールは引き続き整備している。	
【213】 ・学内の共用スペースの拡大と併せ、各部局において運営する共用スペースを一定比率で確保することにより、緊急対応を含めた施設需要等への対応を推進する。	<p>【213】 ・新築施設面積の20%を共用スペースとして使用する全学的なルールに基づき、引き続き共用スペースを確保する。</p>	III	・柏総合研究棟(環境学研究系)及び医学部1号館内に、それぞれ1,200m ² (ネット面積)、2,500m ² (ネット面積)を全学共同利用スペースとして確保し、教育研究の活性化を促す空間として創出した。(中期(年度)計画【88】再掲)	
【214】 ・PFI等の新たな整備手法の導入や、部局の寄付等の獲得努力を促すような資金調達方法、学外施設の活用等について検討する。	<p>【214】 ・長期借入など新しい手法により追分学寮の整備に着手する。([60]再掲) ・新しい整備手法を検討整理し、学生宿舎、保健体育寮の整備コードマップを作成する。([57]再掲)</p>	III	・柏キャンパスにおいて、新たな整備手法により柏総合福利施設の整備に着手した。 ・海洋研究所の柏キャンパスの移転計画に向け、跡地処分費を財源とした整備手法の検討を開始した。 ・本部共通施設運営委員会においてまとめられた「東京大学宿泊施設整備計画報告書」に基づき、民間資金長期借入による新追分国際宿舎の整備事業を推進している。([57]再掲)	
【215】 ・PFI事業として次の事業を確実に推進する。	<p>【215】 ・次に掲げるPFI事業については着実に推進する。</p>	III	・以下のように、計画どおりPFI事業を推進している。	

【216】 ・(柏) 総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業	【216】 ・(柏) 総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業	III	・(柏) 総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業については平成 18 年 4 月より維持管理業務を開始し確実に事業を推進している。	
【217】 ・(地震) 総合研究棟施設整備事業	【217】 ・(地震) 総合研究棟施設整備事業	III	・(地震) 総合研究棟施設整備事業については平成 18 年 3 月より維持管理業務を開始し確実に事業を推進している。	
【218】 ・(駒場 I) 駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業	【218】 ・(駒場 I) 駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業	III	・(駒場 I) 駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業については I 期建物（北館 R3-1 4,736 m ² ）については、平成 18 年 4 月より維持管理運営業務を開始した。II 期建物（南館 R3-1 4,892 m ² 、和館 R1 360 m ² ）においては、平成 18 年 10 月より維持管理運営業務を開始した。	
【219】 ・(駒場 II) 駒場オープンラボラトリ一施設整備事業	【219】 ・(駒場 II) 駒場オープンラボラトリ一施設整備事業	III	・(駒場 II) 駒場オープンラボラトリ一施設整備事業については平成 17 年 4 月より維持管理業務を開始し確実に事業を推進している。	
【220】 ・キャンパス計画に関する責任体制を明確にし、全学・各キャンパス・各部局のアカデミックプランに基づく施設設備内容を全学的立場から調整する体制を整備する。	【220】 ・新しい整備手法を検討整理し、学生宿舎、保健体育寮の整備ロードマップを作成する。【57】再掲)	III	・整備ロードマップとして、本部共通施設運営委員会により「東京大学宿泊施設整備計画報告書」、インターナショナルゲストハウスの整備に向けワーキング・グループにより「附属病院分院跡地国際村整備計画報告書」及び「柏インターナショナルロッジ整備計画報告書」をそれぞれ取りまとめた。	
【221】 ・施設費補助金制度を弾力的に運用することにより、施設・設備整備の効率化を図る。	【221】 ・補助金適正化法を遵守しながら、施設費補助金と民間出捐金等を合わせ、施設・設備整備を推進する。	III	・補助金適正化法を遵守し、寄附金と補助金を合わせた財源により医科学研究所 B 棟工事の効率的な整備を実施した。	
		ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する重要事項

② 安全管理に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育研究環境の安全衛生確保と緊急時対応のため、安全管理体制を整備する。 ● 教育・研究の円滑な推進のため、事故、災害、環境汚染の未然防止と被害の軽減を図る。 ● キャンパスにおける事故や災害などの防止と環境保全、施設等の整備と安全性能の向上に努める。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェブ
○安全管理体制の整備に関する具体的方策	○安全管理体制の整備			
【222】 ・安全管理を統括、監督する全学機関を設置し、各事業場の安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、全学及び各事業場に対して助言、勧告、指導を行う。	【222】（【222】～【224】） ・環境安全本部は、部局の安全衛生管理室と連携し、実効ある安全衛生管理体制を強化する。 (218～220) (218)	III	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回の環境安全本部会議を開催し、全学における事故災害・ヒヤリハットを収集・検討し、対策を立案し部局に対する助言、指導を行った。 ・月1回の全部局安全衛生管理室長会議を開催し、法規改正への対処、事故対策、教育啓発、調査連絡等の協議、周知徹底を行った。 ・事故災害発生時は、環境安全本部が部局安全衛生管理室から直ちに連絡を受け、対応について指示・助言し、更に事後、部局で検討した原因と再発防止策を確認し、必要に応じて指導・助言を行う。また、所轄機関へ直ちに必要な報告を行うなど、速やかな対応を行っている。 ・環境安全本部が部局の衛生委員会に参加して、より効果的な連携、調整を行った。 	
【223】 ・全学機関は、関係法令等に則って、安全衛生に関わる諸事業場組織と管理者等の編成、日常的な防災安全衛生の管理業務、災害・事故等の発生時における初動対応と危機管理等を統括する。	【223】（【222】参照）	III	<ul style="list-style-type: none"> ・東京大学防災基本規則を改定し、地区災害対策本部の設置を新たに定め、従来の体制と併せた体制整備の周知徹底を行った。（【229】参照） ・総長・理事による幹部安全パトロールを実施し、全学的な安全に対する意識の向上を図った。 	
【224】 ・全学機関は、各事業場における安全衛生関連の委員会と業務組織との有機的な分担、連携と調整により、安全管理を統括する。	【224】（【222】参照）	III	（【222】参照）	
【225】 ・全学機関の下に機動的に安全管理に対処できる機関を設置し、安全管理に係わる各センター及び	【225】 ・全部局安全衛生管理室長会議を引き続き開催する。	III	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回の全部局安全衛生管理室長会議を開催し、緊密な連携と調整を図っている。 ・週1回の環境安全本部会議を開催し、関連センター及び事業場の出席を得て意見交換を行っている。 	

各事業場と緊密に連携し、緊急時の対処、連絡等を行う。				
○学生等を含めた大学構成員の安全管理に関する具体的方策	○学生等を含めた大学構成員の安全管理			
<p>【226】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理が必要な化学物質、その他の危険物質や関連する設備等について、定期検査や保管・作業環境の調査等により、安全管理に関する情報を把握し、セキュリティ対策等を行う。 	<p>【226】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹付けアスベスト等の使用が確認された施設においては、除去等の必要な対策を講ずる。 ・薬品管理、高圧ガスボンベ管理システムにて全学的に管理を行う。 	III	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付けアスベスト対策として、除去、囲い込み、封じ込め工事を実施した。 ・ホームページでアスベスト調査等結果に関する情報の公開を行うとともに、制定したアスベストガイドラインに基づき、部局に定期的な管理を指導助言している。 ・政令の改正に伴う新規対象室について、気中石綿濃度測定及び含有量分析調査を実施し、法定値以下であることを確認した。 ・シアン化カリウム紛失事故に対応し、通報、安全確認、管理の徹底、公表などを部局安全管理室と連携して実施した。具体的には、薬品管理システムに毒劇物管理機能を追加して、毒劇物登録時に注意喚起を行うとともに、全学の毒劇物保管状況を把握し、保健所指導の下に作成した毒劇物管理状況チェックリストと毒劇物管理機能で出力した一覧表により、教員が各研究室で自主点検を行った後、各部局安全衛生管理室がすべての毒劇物について保管状況の巡回点検を行った。 ・東京大学が労働安全衛生マネジメントシステムモデル推進事業場に指定され、農学生命科学研究科で「教育研究安全衛生マネジメントシステム」として試行及び研究科長パトロールを実施した。 	
<p>【227】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育と研究を遂行する事業場の教育研究環境の安全性の向上に努める。 	<p>【227】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹付けアスベスト等の使用が確認された施設においては、除去等の必要な対策を講ずる。 ・薬品管理、高圧ガスボンベ管理システムにて全学的に管理を行う。 <p>(【226】再掲)</p>	III	(【226】参照)	
<p>【228】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究活動により生じる廃棄物は、関係法令等に基づいて適切に処理するとともに、リサイクルを推進する。 	<p>【228】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害な実験廃液は回収し、環境安全研究センターにおいて適切に処理する。一般廃棄物は、分別収集によりリサイクルを推進する。 	III	<ul style="list-style-type: none"> ・有害な実験廃液は、各研究室で区分して指定のポリタンクに保管し、環境安全研究センターが定期的に回収・処理を実施している。 ・一般廃棄物については、ごみ分別ポスターを作成し、東京大学の生活系廃棄物の回収方法とリサイクルの流れを周知した。 	
<p>【229】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難・誘導対策マニュアルの作成、関連機関との連携強化等の危機管理対策を講じる。 	<p>【229】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内部局及び関連機関と連携し、避難、誘導対策マニュアルを検討する。 ・危機管理に対応するための体制を整備する。 	III	<ul style="list-style-type: none"> ・環境安全本部において、防災マニュアル WG を設置し、従来の「東京大学の防災対策」の見直しを開始した。 ・地域防災貢献活動を本郷消防署と共に開催し、消火訓練、救命講習等を行った。また、避難場所について文京区と打合せを進めている。 ・東京大学防災基本規則を改定し、地区災害対策本部の設置を新たに定め、従来の体制と併せて体制整備の周知徹底を行った。 ・附属病院では院内防災訓練 WG を継続し、本郷消防署の協力も得てトリアージ訓練をはじめとしたよりシステムティックな防災訓練を実施した。 	

			・東京大学における総合的な危機管理対策については、学内外で日々発生している様々な危機管理に即応できるよう危機管理 WG を設置し、本部・部局の緊急時の連絡網づくり等、緊急時の体制整備に取り組んだ。	
【230】 ・大学構成員に安全管理に関する情報を周知し、安全管理に関する教育と訓練を実施する。	【230】 ・ホームページ及び「学内広報」で周知し、講習会開催等を通じて安全管理に関する教育、訓練を実施する。 ・環境報告書を作成する。	III	・環境安全本部で主催する講習会等をホームページ及び「学内広報」、部局安衛室を通じて周知し、安全教育講習会、各種取扱い講習会、自主点検講習会を計 43 回実施した。 ・地域防災貢献活動を本郷消防署と共に開催し、消火訓練、救命講習等を行った。 ・安全シンポジウムを開催し、安全管理に対する教育を実施した。 ・本郷消防署と協力して、文化財防火活動訓練を実施した。 ・東京大学初の環境報告書を発行し、本学の環境安全に対する姿勢を周知した。	
○キャンパスの総合的な安全管理に関する具体的方策	○キャンパスの総合的な安全管理			
【231】 ・地域及び関連機関との連携を深め、事故防止、防犯、防災と環境保全に努める。	【231】 ・ハザードマップに基づく安全対策、防火・防災訓練等を実施する。(227)	III	・大規模災害時に備え「東京大学防災基本規則」を平成 18 年 5 月に一部改正を実施した。([229] 参照) ・核燃料物質（国際規制物質）取扱い者に対する安全教育を工学部の協力を得て実施し、東京大学の教職員、学生のみならず、本富士警察署及び本郷消防署職員も受講し、連携体制の強化を図った。 ・防災的観点から、職員宿舎（本郷、駒場Ⅱ、豊島）、学寮（井之頭）、保健体育寮（戸田、谷川）、課外活動施設（野尻）の老朽施設の取り壊しを進め、地域の環境保全を推進した。 ・安全・防犯対策として駒場Ⅰ キャンパス銀杏並木通りの外灯を整備した。 ・地域住民との懇談会を開催し、安全対策などの意見交換を行った。	
【232】 ・施設等の整備と安全性能の強化、ライフラインと通信連絡手段の確保等に努める。	【232】 ・老朽化した給水配管、ガス配管及び電気・通信設備の更新整備を計画的に実施する。	III	・給水の安定確保及び安全性の強化対策として、本郷キャンパス大講堂前共同溝内の老朽化した給水配管及び駒場Ⅰ キャンパスの老朽化した給水本管を更新整備した。 ・東京電力と協議し、本郷キャンパスの電力引き込みケーブルの増強を実施した。	
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

(4) その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

1. 特記事項

■新たな整備手法による取組

柏キャンパスの学生及び教職員の生活基盤を支援し、快適なキャンパスライフに寄与するため（柏）総合福利施設の整備に着手した。この事業には、民間企業のノウハウを活用することを目的として設計・施工一括契約方式（コンペ方式）を採用し、建物整備に係る費用の一部を一時金として支払い、残りを本事業に含まれる食堂部分の運営業務で貸与されたスペースの施設使用料により支払うこととしている。（【211】参照）

2. 共通事項に係る取組状況

○ 施設マネジメント等が適切に行われているか。

■施設マネジメント実施体制及び活動状況

(1) 整備計画概要策定ワーキング・グループの設置

キャンパス計画委員会柏地区部会の下にキャンパス整備計画概要策定ワーキング・グループを設置し、海洋研究所の柏キャンパス移転やインターナショナルロッジの整備及び柏の葉駅前キャンパスの整備に対応するため、開発・利用計画要綱及び整備計画概要を改正した。（【205】参照）

(2) 本郷地区キャンパスにおける交通改善に向けた活動状況

「本郷地区キャンパスにおける交通改善の基本方針」に則り、自転車・バイクの交通対策として交通規則の改正、駐輪場整備計画を策定した。（【207】参照）

■キャンパスマスタートプラン等の策定状況

(1) 「柏国際学術都市支援会」の発足

新たなまちづくりの計画「柏国際学術都市」を発展させるために千葉県、柏市、流山市、千葉大学と連携し、企業や団体のトップをメンバーとした「柏国際学術都市支援会」を発足させ、計画に対してアドバイスや意見を頂きながら進めている。（【205】参照）

(2) 「東京大学宿泊施設整備計画」等の策定

本部共通施設運営委員会において、「東京大学宿泊施設整備計画」、外国人研究者・留学生の増加に対応するためにインターナショナルゲストハウスの整備に向けたワーキング・グループにより「附属病院分院跡地国際村整備計画報告書」及び「柏インターナショナルロッジ整備計画報告書」をそれぞれ策

定した。また、計画に則り新たな整備手法である民間資金長期借入による新分国際宿舎の整備事業を進めている。（【220】参照）

■施設・設備の有効活用の取組状況

平成18年度において新たに柏総合研究棟（環境学研究系）及び医学部1号館よりそれぞれ1,200m²（ネット面積）、2,500m²（ネット面積）を全学共同利用スペースとして確保し、教育研究の活性化を促す空間として創出した。（【213】参照）

また、各部局間で研究機器の共同利用に積極的に努め、既存の研究機器の効率的な運用を図るため、学内ホームページ上に「共用研究設備リスト」を掲載し、各部局の関係者に周知した。（【209】参照）

■施設維持管理の計画的実施状況

(1) 施設維持管理の計画性を向上させるために、以下の計画を策定した。

「東京大学長期修繕実施計画（案）」の策定

「東京大学長期修繕計画（案）」に基づき、主要キャンパスの建築後30年を経過した建物（延床面積約480,000m²）を対象として老朽劣化調査を実施した結果の定量化を行い、長期的な視点に立った透明性、公平性が確保された「東京大学長期修繕実施計画（案）」を策定した。（【210】参照）

「東京大学施設維持保全計画書（案）」の策定

教育研究活動基盤である施設を常に、良好、安全な状態で運用し、施設の長寿命化を推進、投資効果を向上するとともに、全体のエネルギー・マネジメントの推進、財務負担を緩和、全学的かつ長期的な視点からの効率的な維持保全の実施を行うことを目的として、保守点検、運転監視等に関する「東京大学施設維持保全計画書（案）」を策定した。

「東京大学主要団地緑地保全計画書（案）」の策定

東京大学構内の緑地を美しい状態に保つため、緑地保全の基本的な考え方や樹木に合わせた仕様及び保全重点範囲等を定めた「東京大学主要団地緑地保全計画書（案）」を策定した。（【203】参照）

(2) バリアフリー環境の整備

「東京大学施設のバリアフリー化に関する基本方針」に基づきバリアフリーなキャンパス整備を推進した。（【211】参照）

■省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組

(1) 環境保全対策等の活動状況

本郷キャンパスについて、省エネルギー対策に必要なエネルギー使用機器のデータベースを構築した。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」

(省エネ法)に基づくエネルギー削減計画を達成するためにエネルギー使用機器の現地調査を実施し、策定した実施計画に則り、省エネルギー対策を進めてきた結果、省エネ法に基づく経済産業省及び文部科学省による本郷キャンパスを対象とした現地調査（平成 19 年 1 月 30 日）において、本郷キャンパスの使用エネルギーの原単位（単位面積あたりのエネルギー量）は、省エネ法で要求される毎年 1%以上の減を満たしていること、及び学内での合理化実施状況についても医学部附属病院を中心に現地調査を受け良好であるとの評価を受けた。（【185】参照）

（2）省エネルギー・安全対策工事の取組状況

本郷キャンパスで「省エネルギー・安全対策工事」として変圧器、照明器具をトップランナー高効率形に改修・照明人感センサーの導入等を実施した。これにより、83 トン CO₂/年の温室効果ガス排出削減を達成した。

○ 危機管理への対応策が適切にとられているか。

■ 化学物質管理・安全衛生管理に関する活動状況

（1）環境安全衛生管理等の徹底に向けた取組

東京大学における環境安全衛生管理等の徹底を図るため、7 月を「安全月間」、7 月 4 日を「安全の日」と定め、総長及び環境安全担当理事による安全パトロール（平成 18 年 7 月 6 日）及び各部局においても部局長等による安全パトロールを計画的に実施したほか、安全シンポジウムの開催、ダイビング実技講習会の実施など、安全意識の高揚に努めた。また、これまでに発生した毒物の紛失事故を踏まえ、科所長会議などでの指導だけでなく、環境安全担当理事による各部局長へ直接指導及び各部局安全衛生管理室と連携し、全学的な毒劇物の総点検・職場巡視等を実施し、再発防止及び管理の徹底を図った。（【226】参照）

（2）化学物質管理規程の策定実施体制

環境安全本部の下に化学物質管理規程ワーキング・グループを設置し「東京大学化学物質管理規程（案）」を策定した。また、環境安全衛生に関する実務的な全学会議である安全衛生管理室長会議にて、研究条件や作業環境が違う条件でも運用できるよう意見聴取を行っている。

（3）関係機関との連携状況

環境安全本部及び工学部が連携して実施している核燃料物質（国際規制物質）取扱者を対象とした安全衛生教育を開催し、緊急時には連携して対応することになる本富士警察署及び本郷消防署にも参加を依頼し、大学における規制物質の利用について理解を深め意見交換を行った。また、環境安全本部、農学部及び厚生労働省東京労働局、中央労働基準監督署が連携して、教育研究安全衛生マネジメントシステム（モニター事業）を推進し、多種多様な教

育研究活動を行う大学の安全衛生活動のシステム化を推進している。

（4）薬品管理システムの改良

毒物の紛失などを事前に防止するため、薬品管理システムにおいて毒劇物を特定対象とした使用量・在庫量管理機能を追加し、実験研究現場での迅速な現在状況把握を可能とした。（【226】参照）

■ 「東京大学の防災対策」の改定

「東京大学の防災対策」について、安全管理委員会の防火・防災対策部会において改定に着手し、中間報告を提出した。（【229】参照）

■ 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備状況

文部科学省のガイドラインを踏まえ、「研究費当の管理の改善に関する検討ワーキング・グループ」において、謝金・給与、物品購入、旅費に関する不正対策等を示した「研究費の不正対策検討会報告」を取りまとめ、全部局に対し、不正経理の重大性についてあらためて注意喚起した。

この他、電子購買システムを構築し、取引の透明化を図るなど、不正防止へ資する体制も整えた。

■ 科学研究における不正行為への対応

科学研究における不正行為防止をめぐる議論が高まりを見せる中で、東京大学では、科学研究者の行動基準について再確認するとともに、この基準に対する万一の違反に効果的に対処するため、制度整備を行い、科学研究における不正行為を防止する体制を確立した。

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

■ 評価結果の活用状況

東京大学では、平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価結果において、全学的な共用スペースの確保等の取組について注目される点としての評価を得たが、平成 18 年度においても更にその充実に努めた。また、災害・事件・事故対応等に関する全学的なマニュアルの策定、全学的・総合的な危機管理体制の確立、劇薬等薬品の安全管理の一層の徹底について指摘を受け、危機管理ワーキング・グループを設置し、東京大学における危機管理について論点を抽出し、対応の現状を把握したうえで今後の課題等を整理し中間報告として取りまとめ、危機の種類に応じた担当部署及びその対応について明確にするとともに、緊急時における本部と部局の円滑な連絡体制を確立した。劇薬等薬品の安全管理については、上述の「化学物質管理・安全衛生管理に関する活動状況」に記載のとおり、様々な対応策を講じた。

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

① 教育の成果に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的判断力、社会的責任感、地球的な視野を有する人材の育成を学部前期課程教育の目標とする。 ● 深い専門性と広い視野を併せ持つ人材の育成を学部後期課程教育の目標とする。 ● 未踏の領域に果敢に挑戦する開拓者精神に富んだ国際的に活躍できる研究者及び社会の先頭に立つ人材の育成を大学院教育の目標とする。 ● 高度専門職業人教育や社会人再教育など社会との連携を積極的に進める。 ● 全学あるいは部局単位での教育実態調査や適切な第三者評価等により教育の成果・効果の検証を行う。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○学部前期課程教育の成果に関する具体的目標	○学部前期課程教育	
【1】 ・教養学部を責任部局とする学部前期課程を置き、リベラル・アーツ教育を重視し、専門分野にとらわれない教養教育を実施する。	【1】 ・平成18年度から学部前期課程の新しい教育カリキュラムを実施する。	・学部前期課程の新しい教育カリキュラムについて、基礎科目については科類ごとの特徴を明確にするとともに、新学習指導要領による学生が平成18年4月に入学したことを踏まえ、理系科目を中心に一層の充実を図った。主題科目については体験を通じての学習によってこれまで以上に幅の広い教養を身につけることを目的として新たに「全学体験ゼミナール」を開始した。その詳細を「履修の手引き」に盛り込み平成18年度入学者へ配布し周知を図った。
【2】 ・すべての部局が協力して学部前期課程教育に参加することで、多様な学問分野の最先端の研究成果を教育内容に反映させ、学生の知識欲を増進する教養教育を実現する。	【2】 ・学部前期課程の新しい教育カリキュラムの実施について全学的に支援する。 ・知の大きな体系や構造を見せる「学術俯瞰講義」を実施する。	・学部前期課程の新しい教育カリキュラムの実施に当たっては、全学の教育運営委員会の下に、全部局の教員からなる学部前期課程部会において、具体的な審議、連絡調整等、全学的な支援を行っている。 ・学部前期課程のカリキュラムのうち、「総合科目一般」では、授業の多様性を担保するため、専門学部の専任教員の協力を得て実施しているほか、「主題科目」では、平成18年4月に新設した様々な主題について体験を通じて学ぶ機会を提供する「全学体験ゼミナール」及び少人数で行うゼミ形式の「全学自由研究ゼミナール」など、全学の教員の協力体制のもと、着実に実施している。 ・基礎学力の強化と学志の向上をめざし、生命科学教育支援ネットワークによる教養教育の支援を開始し、理科一類の生命科学教科書を作成し、幅広く活用した。 ・学問の大きな体系や構造を見ることにより、自らが現在学んでいる授業科目の意義や位置づけを認識させ、学びへの動機を高めるため、平成17年度に「学術俯瞰講義」を開設し、平成18年度は、夏学期に「社会の形成 一人間はいかに共生してきたかー」、冬学期に「学問と人間」及び「生命の科学 一構造と機能の調和ー」の3講義を実施した。また、同講義の実施にあたり、企画・運営を円滑に行うための恒常的な体制について検討を行い、教育運営委員会の下に学術俯瞰講義企画部会を設置することを決定するとともに、特任助手1名を採用し組織の整備、充実を図った。
【3】 ・専門分野を入学時に決めるのではなく、学生が前期課程での学習	【3】 ・平成18年度以降の入学者からの新しい進学振分け制度について	・平成18年度以降の入学者を対象とする進学振分け制度について、進学振分け制度をより柔軟なものとし、学生の希望に沿った進学を可能とするため、特定の科類からの進学枠を指定した「指定科類」枠と、科類を指定しない「全科類」枠の二つの枠を設けた新しい進学振分け制度を実施する。

<p>を通じて知識や判断力を身に付けた上で専門分野を決めて後期課程の進学先を選ぶ仕組み（進学振分け制度）を維持・改善し、学生がより適切な進路選択を行えるようにする。</p>	<p>て学生に周知する。</p>	<p>け制度の詳細を「履修の手引き」に盛り込み、平成18年度入学者へ配布し周知を図った。また、1年生を対象に理系、文系に分けて「平成20年度進学振分け」ガイドンス、及び後期課程各学部主催のガイドンスを特別に実施し、学生がより適切な進路選択を行えるよう更に制度の理解を促した。 なお、新しい進学振分け制度については、大学案内や募集要項に詳しく掲載するとともに、8月・9月に全国で開催した大学説明会等を通じて受験生に対し周知を図った。</p>
<p>○学部後期課程教育の成果に関する具体的目標</p>	<p>○学部後期課程教育</p>	
<p>【4】 ・専門分野の基礎となる知識と手法を確実に身に付け活用できる能力、及び、他者の見解や意見に適切な批判を加え、必要に応じ柔軟に取り入れることができる能力を有する人材の育成を目指す。</p>	<p>【4】 ・学生が自己の学習を組織化しやすくするため、学部後期課程の講義内容をまとめた「授業カタログ（10学部後期課程授業総覧）」を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冊子版による「授業カタログ（10学部後期課程授業総覧）2006」の作成・学生への配布に加え、平成19年度からWeb上で学内に公開する「オンライン授業カタログ」のシステムを構築した。 ・平成19年度版から、全授業科目について、他学部聴講を「積極的に認める」、「認める」、「認めない」といった情報を掲載するなど、内容面での充実を図った。
<p>○大学院教育の成果に関する具体的目標</p>	<p>○大学院教育</p>	
<p>【5】 ・多様な専門分野に展開する学部・研究科・学環・学府に加え、最先端の研究に取り組んでいる特色ある附置研究所・センター群を擁する総合研究教育大学の特徴を活かし、未来を切り拓く卓越した研究を大学院教育に反映させる。</p>	<p>【5】 ・21世紀COEプログラムにおける学部・研究科等と附置研究所・センター群との協働をさらに深め、最先端研究を通しての大学院教育を着実に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・21世紀COEプログラムの拠点のうち、18拠点において、平成18年度も引き続き専攻横断型なプログラムの実施等により、最先端研究を通しての大学院教育を着実に実施した。一例として、「多圈地球システム」拠点は、理学系研究科地球惑星科学専攻が中核であるが、地震研究所、気候システム研究センター及び海洋研究所も拠点形成に参画しており、シンポジウム等において各組織の教員、院生が一堂に会し、様々な議論・意見交換を行っている。また、新たな教育プログラム「予測地球科学」が生まれた。 さらに、COE拠点間での連携が進んでいる。例えば、本郷の「死生学の構築」拠点と、駒場の「共生の哲学」拠点は、何度も合同シンポジウムを開催している。このことは、学部・研究科と附置研究所・センター群との協働ということ以上の知の交流の意味があり、大学院教育においても、顕著な効果が表れている。 また、医学系研究科と分子細胞生物学研究所共同のCOEプログラムでは、最終年度の締めくくりリトリートを平成19年3月25-27日に実施し、欧米の関連分野研究者10名を招待して、最先端研究を通して大学院教育の充実を図った。
<p>【6】 ・修士課程では、専門的素養を身に付け、産業界、官界、教育界などで先頭に立って活躍しうる人材、あるいは博士課程へ進学して更に高度の学術研究を推進しうる人材の育成を目指す。</p>	<p>【6】 ・人材育成の目的に合わせて専攻・コースを改編する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工学系研究科では、医学と工学、ライフサイエンスと工学の境界領域と工学との融合による新たな価値の創造とそれを荷う人材を育成する「バイオエンジニアリング専攻」、また、科学技術を活用した新産業イノベーションと持続可能な産業社会を、多面的な視点から創出できる人材を育成する専攻横断型の「技術経営戦略学専攻」を新設し、それぞれ設置の趣旨等を踏まえ教育研究を推進した。
<p>【7】 ・博士課程では、学際性・国際性・総合力を兼ね備え学術の継承と発展を担う専門研究・教育者、及び、深い専門性と広い視野を持つ</p>	<p>【7】（【6】再掲） ・人材育成の目的に合わせて専攻・コースを改編する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期（年度）計画【6】の『計画の進捗状況』参照。

て社会の指導者として活躍できる人材の育成を目指す。		
○高度専門職業人教育及び社会人再教育の成果に関する具体的目標	○高度専門職業人教育及び社会人再教育	
【8】 ・高度専門職業人教育においては、幅広い素養と深い専門性を兼ね備え、社会の要請に応えられる高い志と強い責任感・倫理観を持ち、多面的な視点から問題設定とその解決ができる人材の育成を目指す。	【8】 ・新たに設置した高度専門職業人教育のための専攻での教育を着実に実施する。	・高度専門職業人養成として、平成18年度に、医学系研究科健康科学看護学専攻に保健師コース、看護師コースを設置し、高度実践能力を備えた看護職の養成のため、また、教育学研究科に学校教育高度化専攻を設置し、指導的な教師、教育行政官、実践的研究者の養成のため、教育を着実に実施した。
【9】 ・専門職大学院制度を適用することがふさわしい場合には、専門職大学院の創設を図り、高度の研究に裏打ちされた教育を目指す。	【9】 ・既に設置した専門職大学院の教育を着実に実施する。	・平成17年度に設置した工学系研究科の標準修業年限1年の専門職大学院である原子力専攻では、設置の趣旨等を踏まえ教育研究を実施し、平成19年3月に専門職学位課程17名の大学院学生が修了した。 ・法科大学院については中期（年度）計画【149】を、公共政策学教育部については中期（年度）計画【150】の『計画の進捗状況』参照。
【10】 ・社会人の再教育においては、時代の必要性に即した高度な専門的知識・技術の教授や最前線の研究活動を通して、先端的分野や国際的分野で活躍するための能力の涵養を図る。	【10】 ・社会人を主とする専攻の教育内容を充実する。	・工学系研究科原子力専攻（専門職大学院）の教育プロジェクトが文部科学省の「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」に採択され、このプロジェクトの実施を通して体系的な原子力教材の再開発など教育内容の充実を進めた。 ・なお、ITを活用した教育環境の整備のためのTREEプロジェクト（東京大学教育環境リデザインプロジェクト）では、社会人学生等の学習を支援するため、自己学習のための研究開発を開始した。
○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策	○教育の成果・効果の検証	
【11】 ・学部卒業者、大学院修了者の学位取得状況、卒業・修了後の状況、大学における授業の実態について適宜調査を行い、きめ細かく検討する。	【11】 ・学部卒業者、大学院修了者の進路状況を更に追跡し、分析する。	・平成17年度学部卒業者(3,298名)・大学院修了者(4,129名)のうちの就職した者全員(3,285名)の平成18年5月1日現在の就職先を調査、集計した。 並行して、約800の企業・官庁に本年4月採用の東京大学卒業生数を照会し、前述の就職先調査結果の補強を図った。 進路状況調査結果は、博士課程修了者数と就職者数とに開きがあって、博士課程在籍者の産業界への意識づけを含め、博士課程修了後の進路を開くための方策検討の必要性を裏付けるものであった。
【12】 ・全学的な自己点検活動の報告書、学生生活実態調査の報告書、部局単位の自己点検資料・外部評価報告書、第三者による適切な教育評価結果を最大限に活用し、教育の成果・効果に関する点検の質を向上させる。	【12】 ・東京大学標準実績データベースの導入を促進し、教育評価を効率的に実施できるよう体制を整える。	・国立大学法人評価、認証評価及び全学の自己点検評価の検討に際し、評価支援室と各部局との連携を強化するため、全学の評価委員会の下に「評価実施委員会」を設置した。本評価実施委員会の構成員は、評価に関する情報を共有し、適切かつ効率的な評価を目指す観点から、教員及び職員の各部局代表者を充て、評価体制の強化を図った。 また、評価を効率的に実施するため、評価支援室を中心に評価で必要と考えられるデータの精選・整理を行い、評価実施委員会等を通じて各部局におけるデータの収集・蓄積を促すとともに、継続的なデータ蓄積のため、東京大学標準実績データベースの導入を推奨した。
○中期目標の期間中の各年度の学生収容定員を別表に記載。		

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

② 教育内容等に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京大学で学ぶにふさわしい資質を有するすべての者に門戸を開き、多くの優秀な人材の受入れに努めることを入学者選抜の基本方針とする。 ● 各学部・研究科等の教育目標に即して体系的な教育課程を編成し、かつ学生にとって魅力ある内容の授業を提供する。 ● 教育課程や個々の授業の特性に合致した授業形態を工夫し、新たな学習指導法の開発に意欲的に取り組む。 ● 厳格にして適切な成績評価を行う。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>○入学者選抜の基本方針に応じた入学者受入れを実現するための具体的方策</p> <p>【13】 ・入学者選抜に関する適切な情報を積極的に提供する。</p>	<p>○入学者選抜の基本方針に応じた入学者受入れ</p> <p>【13】 ・入学者選抜に関する情報を積極的に提供する。(013)</p>	<p>・入学者選抜に関する積極的な情報提供の取組として、平成 17 年度から総長からのメッセージ、アドミッションポリシー、学部・大学院の案内、学生生活や入試情報、卒業後の進路等を掲載した大学案内を作成しているが、平成 18 年度も内容をより実践的に充実して 7 万 5,000 部を作成し、ホームページに掲載するとともにインターネット等からも申し込みが出来るようになる等、広く入試広報活動に利用した。 また、作成した大学案内を活用して 8 月中旬から 9 月中旬にかけて、全国 7 主要都市(福岡、京都、名古屋、金沢、東京、仙台、札幌)において大学説明会を開催し約 5,200 人の参加者があった。さらに、12 月下旬には、東京大学男女共同参画室と協力して、東京大学初めての女子高校生の為の説明会を東京で開催し全国から約 450 人の女子高校生等が参加した。</p>
<p>【14】 ・すべての課程の入学者選抜を、本学で学ぶにふさわしい資質を有する多様な人材に開かれたものにするとともに、入学者選抜の公平性の維持に努める。</p>	<p>【14】 ・外国学校卒業学生特別選考(留学生・帰国子女)を着実に実施する。 ・大学院の入学者選抜を中国において実施する。</p>	<p>・私費留学生及び帰国子女等を対象に実施している「外国学校卒業学生特別選考」について募集要項を平成 18 年度初めてインターネットに掲載し世界のどの国からも見ることが出来るようにする等広報活動を積極的に展開し、結果として留学生が 93 人(10%増) 帰国子女 128 人(25%増)と確実に志願者を増やした。また、出身国別等で見ると留学生は 18 カ国から 27 カ国に、帰国子女は 7 カ国から 9 カ国に増加した。合格者は留学生が 14 人 帰国子女 22 人であった。 なお、入学資格の付与等については、現行の「外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国に設置された教育施設において高等学校に対応する 3 年に相当する学歴を有する者」に限って、個別入学資格の審査対象者とした。 ・平成 17 年度に設立された「東京大学アサツー ディ・ケイ中国育英基金」による平成 18 年 10 月期入学希望学生のうち、1 名の学生に対し北京代表所において面接試験を実施した。</p>
<p>【15】 ・世界に開かれた大学を目指して、外国人留学生の柔軟な受入れ体制の整備に努め、世界諸国からの優れた学生の受入れを促進す</p>	<p>【15】 ・大学院の入学者選抜を中国において実施する。(【14】再掲) ・成績優秀な外国人留学生に対する奨学制度を充実する。</p>	<p>・中国における大学院の入学者選抜の実施については、中期(年度)計画【14】の『計画の進捗状況』参照。 ・平成 16 年度に新設した「東京大学外国人留学生特別奨学制度(東京大学フェローシップ)」に関しては、平成 18 年度も新たに 23 名の受給者を決定し、平成 16・17 年度の決定者を含む 79 名に対して月額 15 万円の研究奨励費を支給した。</p>

る。		<p>外国へ留学している学生数は、平成 18 年 5 月 1 日現在、353 名となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度に設立した「東京大学アサツー ディ・ケイ中国育英基金」により、平成 18 年 10 月期入学者 4 名及び平成 19 年 4 月期入学予定の 5 名を決定し、10 月期入学者については、渡日旅費及び月額 15 万円の奨学金の支給を開始した。また、平成 19 年 10 月期募集から募集スケジュールを見直し、より多数の応募者を得ることとした。
<p>【16】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教養学部各科類入学者の選抜は全学体制で行い、広範な基礎学力を有し柔軟かつ論理的な思考に秀でた学生を受け入れる。また、専門分野選択の自由度を増大させるため、全科類から全学部に進学しうる進学振分け制度を平成 18 年度以降の入学生から実施する。 	<p>【16】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度以降の入学者を対象とする新しい進学振分け制度の実施準備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度以降の入学者を対象とする新しい進学振分け制度について、進学振分け制度ワーキンググループ及び教育運営委員会に設けた学部前期課程部会を中心に検討を行い、平成 17 年度以前に入学した学生の措置等、実施のための詳細を策定した。 <p>平成 20 年度以降の入学試験は、学問を俯瞰的に見ることが出来る学生の獲得を目指すとともに、多様な学生の獲得等の観点から、特に後期日程の選抜方法を大幅に改革した。特色は各科類毎の募集を一元化し文理融合の入学試験としたことである。入学時希望する科類に配属となるが、学部進学の際行われる全科類進学枠に繋がるものもある。</p>
<p>【17】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学院における選抜では、多様な選抜方式の導入等によってさまざまな学問分野や背景を持つ学生を受入れることのできる体制を整備し、優れた学生の国内外からの受入れに努める。特に優れた能力を有する学部学生が、学部課程修了前に大学院へ入学できる制度を整備する。 	<p>【17】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医学系研究科、数理科学研究科、公共政策学教育部において、特に優れた能力を有する学部学生が、学部課程修了前に大学院へ入学できる制度を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な選択方式の 1 つとして、特に優れた能力を有する学部学生が、学部課程修了前に大学院へ入学できる制度を、以下のとおり実施した。 医学系研究科：医学科卒業前の学生 2 名が PhD-MD コースにより博士課程に進学。（出願者 2 名、合格者 2 名） 公共政策学教育部：1 名が入学。（出願者 3 名、合格者 1 名） 数理科学研究科：制度を整備しているが出願者なし。
<p>【18】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度専門職業人教育や社会人再教育など、社会との連携を推進し、積極的に社会人への門戸を開く。 	<p>【18】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会人特別選抜を活用し、社会人入学を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会人の受入れについては、研究科のホームページ上で「社会人特別選抜学生募集要項」を掲載するなど、積極的に社会人への門戸を開くことに努め、平成 18 年度については、修士課程 84 名、博士課程 119 名、専門職大学院（法科大学院、公共政策学教育部及び工学系研究科原子力専攻）40 名の社会人を受け入れた。
○教育目標に応じた教育課程を編成するための具体的方策	○教育目標に応じた教育課程の編成	
<p>【19】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学部・研究科を横断して学習することを可能にするために、全学的な時間割の調整や授業データベースの作成等を行う。 	<p>【19】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生が自己の学習を組織化しやすくするため、学部後期課程の講義内容をまとめた「授業カタログ（10 学部後期課程授業総覧）」を充実する。（【4】再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> 中期（年度）計画【4】の『計画の進捗状況』参照。
<p>【20】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学部、大学院ともシラバスや授業内容をホームページで公開す 	<p>【20】</p> <ul style="list-style-type: none"> シラバスの整備とホームページ上での公開を充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> シラバスの整備とホームページ上での公開は各学部及び各大学院において進められており、特に大学院については、全学の教育運営委員会において、平成 19 年度から、全ての研究科・教育部でシラバスを整備することとして検討を行った。

る。		なお、平成 19 年度に本稼働を予定している新学務システムにおいて、シラバスの作成とホームページ上での公開が連携できるよう検討している。
【21】 ・学部教育期間を通じたカリキュラムを編成するという観点から、前期課程では、科類ごとのカリキュラムの特徴をより明確にし、科目間の有機的な関連付けを整える。	【21】 ・平成 18 年度から学部前期課程の新しい教育カリキュラムを実施する。【1】再掲】	・中期（年度）計画【1】及び【2】の『計画の進捗状況』参照。
【22】 ・学部後期課程教育では、学生自らが主体的に専門的知識を深め、系統的に把握できるような学習態度と基本的技法を習得させるとともに、環境への配慮など社会的・倫理的規範意識を培う教育課程の編成に努める。	【22】 ・学部後期課程教育のカリキュラムの構造化と可視化を着実に進め、専門的知識をそれに伴う倫理的諸問題への関心を深めつつ構造的・体系的に獲得できるように促す。	・学部前期課程の新しい教育カリキュラムの総合科目で「基礎倫理学」、「応用倫理学」及び「人間・環境一般」を開講し、学部後期課程において倫理的諸問題の関心を深めることにつなげている。 ・カリキュラムの構造化と可視化の観点から、工学部の「工学教育開発機構」では、全学の先駆けとなってシラバスの電子表示ソフトを構築しており、平成 19 年度に本稼動を予定している新学務システムの仕様策定においてもシラバスのホームページ上での公開について、全学的に検討した。（中期（年度）計画【20】の『計画の進捗状況』参照。） また、UT OCW（東大オープンコースウェア）には、シラバスを横断的に検索し、俯瞰的に可視化できる「知の構造化ツール」を実装している。
【23】 ・大学院教育では、それぞれの学問分野で共通の基軸となる授業を実施することによって、研究者養成のみならず高度専門職業人教育や社会人教育など学生の多様な学習目的・経験に対応した教育体制の整備を目指す。また、ダブルメジャー制度等による学際性・国際性に富んだ学生の養成を可能とする教育課程の導入を検討する。	【23】 ・人材養成プログラムを着実に実施するとともに、ダブルメジャー制度等の導入について引き続き検討する。	・平成 17 年度に採択された文部科学省の「魅力ある大学院教育イニシアティブ」プログラムを着実に実施した。また、平成 18 年度に新設された文部科学省の「先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム」に「情報理工実践プログラム」が、また、文部科学省の「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」に「体系的原子力教材の再開発」が採択され、プログラムの実施に着手した。 ・ダブルメジャー制度等の導入については、その前段階として、平成 18 年度に設置した教育学研究科学校教育高度化専攻において「副専攻制」の導入を図った。また、ダブル・ディグリー制度の導入については、ダブル・ディグリー検討ワーキンググループにおいて、具体的なモデルケースを基に検討を行った。
【24】 ・大学院の研究指導においては、修士課程では、修士論文研究等を通して学生に先端的研究プロセスを体験させ、博士課程では、自ら第一線で研究を行い国際的に評価される成果をあげるように指導する体制を整える。	【24】 ・21 世紀 COE プログラムの教育的成果を公表する場を設ける。	・21 世紀 COE の多くの拠点で、教育の成果を公表する場を次のとおり設けている。 ・社会科学・人文科学系：ディスカッションペーパー、年に数回発行する機関誌等 ・自然科学系：ワークショップシンポジウムにおける英語による口頭発表、ポスターセッションによる発表等 ・COE プログラム推進室のウェブサイトや、各拠点が運営しているウェブサイトでもタイムリーに情報発信した。さらに、拠点別パンフレットを 19 拠点について作成し、ウェブサイトのコンテンツを収録した冊子「東京大学 21 世紀 COE 探訪」を作成し、その多くで教育的成果を公表した。 また、海外の一流大学に数週間、大学院学生を派遣するなど、世界レベルの研究者とのネットワークを構築する仕組み作りに着手し、数拠点で実績をあげた。

<p>【25】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最先端の研究に触れる機会を増やすために、国内外の一流研究者が集うセミナー・シンポジウム・学会や他大学研究室への派遣のための援助を拡大する。 	<p>【25】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国際学術交流活動等奨励事業」、「学術研究活動等奨励事業」を着実に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度に新設した「国際学術交流活動等奨励事業」では、平成17年度に引き続き、東京大学が国際交流協定を締結している海外の大学等に留学する学生を支援するため、26名の学生（学部学生7名、大学院学生19名）に対し、月額10万円の学習奨励費を支給した。 また、「学術研究活動奨励事業」（国外）では、国外の研究集会等への参加を希望する大学院学生を支援するため、平成18年度中に2回に分けて募集を行い、前期（平成18年6月から11月までに渡航する者）73名、後期（平成18年12月から平成19年5月までに渡航する者）52名、計125名に対し総額2,290万円を支給した。 なお、大学全体の外国へ留学している学生数は、平成18年5月1日現在、353名（平成17年度383名）となっている。
<p>【26】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界的な視野で研究を展開する能力の涵養を目的として、海外研究者の招聘を進めるなどにより、外国人研究者や海外研究機関との交流を活性化する。 	<p>【26】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の大学・研究機関と新たに協定を締結することにより、また複数の大学による協力体制を活用して、研究者交流を始めとした海外研究機関との交流の活性化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度については、大学間協定4件、部局間協定31件を締結し、また、学生交流を目的とした覚書を6件締結した。 ・東京大学の教育・研究の更なる活性化のため、協定のあり方の検討及び協定手続きの簡素化を行った。 ・平成18年度に東京大学から海外の研究機関等への派遣研究者（学術研究活動を目的に派遣された研究者）は、8,164名、受入れ海外研究者は、3,515名であった。 ・海外研究機関等との交流の活性化に関しては、中期（年度）計画【109】の『計画の進捗状況』参照。
<p>○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p>	<p>○授業形態、学習指導法等</p>	
<p>【27】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学問分野・課程の特性に応じて、小人数授業等、授業者と学習者間の双方向性を重視した教育方法による授業の拡充を図る。 	<p>【27】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TREE（東京大学教育環境リデザインプロジェクト）による情報通信技術を活用した教育環境の整備を推進する。 ・学部前期課程の新しいカリキュラムで外国語教育における少人数化を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・TREEプロジェクト（東京大学教育環境リデザインプロジェクト）の中に「ITを活用した先進的な教育環境整備」を行うサブプロジェクトMEET（大学総合教育研究センターマイクロソフト先進教育環境寄附研究部門：Microsoft chair of Educational Environment and Technology）を創設した。MEETでは、各部局と連携し、教員－学生間、学生間の双方向性の高い授業を可能にするスタジオ型教室の開発、シラバス（授業カタログ）の電子化、ビデオ映像アーカイブ、ペンコンピューティング、モバイル技術を活用した新たな教育環境の研究開発に着手した。 ・学部前期課程の新しい教育カリキュラムの基礎科目の外国語（英語二列）において、少人数で密度の濃い授業を実施した。
<p>【28】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報機器を用いた教育形態を拡充し、最新情報技術の習得と活用能力の養成を目指した教育体制を整備する。 	<p>【28】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TREE（東京大学教育環境リデザインプロジェクト）による情報通信技術を活用した教育環境の整備を推進する。（【27】再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・TREEプロジェクト（東京大学教育環境リデザインプロジェクト）において各種のサブプロジェクトを推進した。サブプロジェクトでは、①学術俯瞰講義を含む講義ビデオをインターネット上に公開するUT OCW（東大オープンコースウェア）事業（現公開講義数：35）、②インターネット上で基礎講義や著名人による講演会、公開講座等のビデオと資料の配信及び公開するTODAI TV事業（現公開講義等数：12）、さらに①、②の講義のポッドキャスティング配信を行う「東大 podcasts」（現公開講義数：5）を実施した。 ・全学の「教育情報化」をより一層推進するため、全学教育コンテンツ開発室を設立（特任助手1名を採用）するとともに、各教員の専門分野の進展を俯瞰して行われる最終講義を学生や社会に伝えるため、講義の収録を開始した。
<p>【29】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学問分野の特性に応じて、海外の大学等との連携や協定による学生の交換を進め、大学院学生の海外 	<p>【29】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国際学術交流活動等奨励事業」、「学術研究活動等奨励事業」を着実に実施する。（【25】再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期（年度）計画【25】の『計画の進捗状況』参照。

留学や研修への参加を奨励する。		
【30】 ・大学院において、教育面での国際化を進め、外国語による講義や論文指導など、外国人留学生の勉学の助けとなり、かつ、日本人生徒の学術に関する国際的コミュニケーション能力の向上が可能となるような授業形態を検討する。	【30】 ・専門領域のための語学教育講義やアカデミックライティングの講義を着実に実施する。	・工学系研究科をはじめ、人文社会系研究科や理学系研究科では、アカデミックライティングの講義を着実に実施し、日本人学生の国際的コミュニケーション能力の向上に寄与した。なお、総合文化研究科が中心となった「科学技術interpretaー養成プログラム」においては、ネイティブ・スピーカーによる英文ライティングのトレーニング科目を実施した。
【31】 ・大学院教育の一環として、学生に教える側に立つ機会を与えるために、ティーチング・アシスタント(TA)制度を積極的に活用する。	【31】 ・引き続きTA制度を着実に進める。	・全ての研究科において、TA制度を実施し、延べ約21万時間の実績をあげた。
○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策	○適切な成績評価等の実施	
【32】 ・それぞれの課程に適した公平かつ厳格な成績評価を可能にする基準を設定し、評価判定する体制の整備を図る。	【32】 ・学部教育における公平かつ厳格な成績評価システムに基づいて、平成18年度以降入学者の新しい進学振分け制度の実施準備をする。	・平成18年度以降の入学者を対象とする新しい進学振分け制度の導入に伴い、教育運営委員会に設けた学部前期課程部会において、学生が履修登録した基礎科目や指定科目及び全科目における平均(重率)の公平かつ厳格な成績の算出方法の詳細を検討し、「履修の手引き」に盛り込み、平成18年度入学者へ配布し周知を図った。
【33】 ・修士課程においては、専門分野で活躍するために最低限必要な知識や方法の体得を成績評価の基準とし、試験やレポート等学問分野に応じた適切な方法により公正な判定を行う。	【33】 ・修士課程に関し、成績評価基準を明確化するための準備を行う。	・修士課程における成績評価基準を明確化するための準備として、全学の教育運営委員会において、シラバス等の履修関係配付物に成績評価方法を明記し公表する方向で検討を進めた。
【34】 ・修士論文の評価では、学生の課題探求能力や解決能力等にきめ細かい判断基準を適用する。	【34】 ・修士課程に関し、成績評価基準を明確化するための準備を行う。【33】再掲)	・修士論文の評価方法については、引き続き各研究科で検討を行い、教育運営委員会及び同大学院部会で審議した。評価基準の明確化に関しては、ホームページによる周知など、専攻ごとに工夫した取組が進展している。
【35】 ・高度専門職業人教育においては、成績評価と修了認定の信頼性確保のために、評価・認定の基準を明確に示し、公平性と厳格性を維持する。	【35】 ・専門職大学院について、成績評価基準を明確に示す。	・専門職大学院における成績評価・修了認定の基準については、成績評価の基準及び修了要件を定めるなど、全ての専門職大学院において明確化している。また、成績評価の基準や修了要件については、その概要をホームページや配付物に掲載して学生に示し、成績評価の公平性・厳格性を維持している。

<p>【36】</p> <ul style="list-style-type: none">・博士論文の評価は、自ら問題を見出し解決する能力の有無を確かめることに重点を置きつつ、論文の独創性、完成度、発展性等を基準とする。	<p>【36】</p> <ul style="list-style-type: none">・博士課程に関し、成績評価基準を明確化するための準備を行う。	<ul style="list-style-type: none">・博士論文の評価方法及び評価基準の明確化について、各研究科で検討を行い、教育運営委員会及び同大学院部会で審議した。
<p>【37】</p> <ul style="list-style-type: none">・優秀な学生に対する奨学金制度の充実、学生の顕彰制度の整備、教育研究奨励表彰制度の充実や特に優れた研究を行った学生に対して通常の在籍期間より短い期間で学位を取得できる機会を与える仕組み等、学生の研究・学習意欲を高める方策を進める。	<p>【37】</p> <ul style="list-style-type: none">・総長賞及び総長研究奨励賞を着実に実施する。	<ul style="list-style-type: none">・学生の顕彰の機会を充実するという観点から制度の見直しを検討し、これまでの総長賞に加えて、新たに「総長大賞」を設けた。平成18年度は、2団体、個人18名に「総長賞」、その中から2名に「総長大賞」を授与した。また、平成17年度に引き続き、各部局レベルでも顕彰の機会を設けることを奨励した。

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

③ 教育の実施体制等に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 優れた教員を適切に配置するとともに、教員が研究者としての経験と実績を教育に発揮できる支援体制を整備する。 ● 教育に対する支援・サービス機能の充実と改善に努め、学生が充実した情報環境やライブラリー機能を利用・活用できるようにする。 ● 教育活動及び教育実施体制について自己点検するとともに第三者評価を受け、教育目標の達成に資する教育カリキュラムの改善に反映させる。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○教職員の適切な配置等に関する具体的方策	○教職員の適切な配置等	
【38】 ・多様性が創造性を生み出すことに鑑み、教員の多様性に配慮した人事的取組みを継続する。	【38】 ・「東京大学の障害者雇用に係る行動計画」に基づき障害者の雇用を行い、引き続き障害者雇用率の改善に取り組む。	・視覚障害者のヘルスキー・パーや知的障害者の環境整備スタッフを雇用するとともに、部局においても知的障害者や聴覚障害者などを雇用するなど、新たに 34 名の障害者の雇用を行い、平成 17 年 1 月から平成 19 年 12 月までに雇用すべき 46 名を超える 47 名の雇用を達成した。 なお、教職員の採用については、国籍を問わない柔軟な取組を行っており、平成 19 年 3 月現在常勤の教員については 22 か国から 86 名、特定有期雇用の教員については 25 か国から 132 名、常勤の職員については 3 か国から 5 名の外国人の教職員を受け入れ、人材の多様化を図っている。
【39】 ・総長裁量によって、一定数の教職員を、中長期的視野に立った全学的なアカデミックプランに基づいて配置できるような仕組みを構築する。	【39】 ・教職員の一定数を総長裁量により配分する制度を継続して実施する。	・教職員の一定数（170 名）を総長裁量により配分する制度を継続して実施した。また、平成 19 年度以降も継続してこれを実施することとし、配分の準備を開始した。 （【80】参照。中期計画では 200 名を総長裁量で配分予定）
【40】 ・附置研究所・センター等の教員は、より積極的・主体的に大学院教育に参加する。	【40】 ・附置研究所・センター等の教員の大学院教育への参加を着実に実施する。	・部局横断型教員ネットワーク組織である ASNET（日本・アジアに関する教育研究ネットワーク）推進室が各研究科と協力し、附置研究所・センターの教員が参加してリレー形式で授業を行う「日本・アジア学講座」（修士課程向け）を開設し、10 の授業科目を実施した。 ・新領域創成科学研究科自然環境学専攻では、海洋研究所及び気候システム研究センターの教員との連携による授業を実施した。
【41】 ・優れた人材を教育支援者として配置できるような条件を整備する。	【41】 ・優れた人材を教育支援者として配置する条件を整備するための教育支援のあり方について具体策を検討する。	・優れた人材を教育支援者として配置する条件を整備するための教育支援のあり方として、理学系研究科の「理学系大学院教育先導プログラム」（「魅力ある大学院教育」イニシアティブ）において、自立した研究者の育成のための新しい TA 制度（スーパー TA 制度）を導入し、on the job training として教える側に立った教育を行った。 ・中期（年度）計画【82】の『計画の進捗状況』参照。
【42】 ・教員の教育改善活動を支援する	【42】 ・「教養教育開発機構」などにお	・平成 17 年度に設置した「教養教育開発機構」では、前期課程教育の教育開発・教育改革を担当し、FD・授業改善に取り組んでおり、授業担当者のための必須マニュアルを改訂し、全

<p>体制を整え、必要に応じてファカルティ・ディベロップメント等の施策を効率的に実施する。</p>	<p>いて、ファカルティ・ディベロップメント等の施策を実施する。</p>	<p>教員に配付し、東京大学前期課程教育の理念等を周知した。 また、全学的なFDの施策を検討する体制を整備するため、教育運営委員会の下に「教育改善検討部会」を設置することを決定した。</p>
<p>○教育に必要な設備、図書館、博物館、情報ネットワーク等の活用・整備に関する具体的方策</p>	<p>○教育に必要な設備、図書館、博物館、情報ネットワーク等の活用・整備</p>	
<p>【43】 ・教育環境の基礎的な整備として、教室・実験棟・体育館等の整備、図書館の整備、博物館の整備、情報ネットワーク・計算機システムの充実、バリアフリー化等の施策を各部局の特性に応じて進めます。</p>	<p>【43】 ・バリアフリー対策工事を順次実施する。 ・図書館のIT化を含めて、総合図書館、駒場図書館の改築・整備計画を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京大学施設のバリアフリー化に関する基本方針」に基づき、以下の事業を実施した。 ・バリアフリー整備計画に基づき、平成18年度も引き続き、法文1号館、医科研2号館、医学部3号館別棟などの既存建物にも身障者対応エレベーター、車椅子対応トイレ、スロープ等の対策工事を実施した。 ・本郷キャンパス及び駒場Iキャンパスの老朽・破損した点字ブロックの更新改善を実施するなど、バリアフリー環境の充実を図った。 ・薬学部本館、農2号館別館、地震研究所、教養8号館、駒場II45号館、医科研2号館の身障者用エレベーター、車椅子対応トイレ、スロープ、出入口扉自動ドア化などの設置工事を実施した。図書館では、以下のとおり、IT化を含めた整備を推進した。 ・柏図書館自動化書庫システムの増設（第II期）を行い、当初計画であった約100万冊収納できる自動化書庫を完成した。 ・学内者に論文等の複写物を電子的に提供するe-DDSサービスを柏図書館に続き、総合図書館、駒場図書館で順次開始し、平成18年11月から本郷キャンパス所属者へのサービス拡大を図り、全キャンパスからの利用を可能とした。なお、柏図書館におけるe-DDSサービスの処理件数は、平成17年度比で1.7倍と利用が確実に伸びている。 ・オンラインレファレンスサービス(ASK)の英語サービスを開始し、併せて学外からの利用を可能とした。このことにより、利用者からの問い合わせ窓口の一本化、海外からのレファレンス窓口の整備というサービス面の効果が現れてきている。平成18年度の質問数は平成17年度の2.8倍に増加、英語による質問は11%を占める。 ・平成18年9月からMyLibraryサービス（各種オンライン・サービスやWeb上の情報資源を利用者が一元的に整理・活用できるポータルサイト）を開始した。10月には英語版もスタートした。このサービスには、図書館からのお知らせ、新着情報、統合検索などの新機能が加わっており、平成19年3月末までに延べ18,885回利用されて情報活用の利便性向上に貢献している。
<p>【44】 ・図書館については、本郷の総合図書館、駒場図書館、柏新図書館、各部局図書館・室が連携して、学習用図書・雑誌、研究用図書・雑誌、電子ジャーナル、データベース等を整備する。特に全学的な利用が展開される電子ジャーナル、データベースの充実を図る。</p>	<p>【44】 ・図書の協同購入プランである「全学資料購入集中処理システムプラン」を着実に実施する。 ・電子ジャーナル等の購入経費の確保について検討を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度に開始した「全学資料購入集中処理システムプラン」は、普及促進に向けた広報活動などの努力を行った結果、平成18年度から新たに4部局が追加参加し、合計で21部局に拡大した。 年間取扱冊数は34,797冊、金額は246,663千円にのぼり、通常の購入価格に比べて9,861千円を節約することができた。節約した金額は全て学習用図書費等に充当した。なお、図書の協同購入に係る経理事務を総合図書館の経理事務に位置付けることにより、支払業務の集約化を一層促進した。 ・電子ジャーナル・データベース等の購入経費の確保について、「全学共通経費による基盤的学術雑誌等整備の基本方針」等が承認され、平成19年度の学術雑誌共通経費化に必要な予算として11.5億が措置されることとなった。このことにより、附属図書館では東京大学の学術研究情報の源泉の安定的確保に向け、全学共通経費で整備する対象となる学術雑誌8,684タ

		イトル（国内誌・外国雑誌）、電子ジャーナル 7,458 タイトル及び各種オンライン・データベース 57 点の学内調整等、契約準備作業を開始した。
○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策	○教育活動の評価及び評価結果による質の改善	
<p>【45】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 25 年以降毎年定期的に実施している学生生活実態調査を更に継続し、学生からの学習環境改善等の要望に迅速に対応する。 	<p>【45】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生生活実態調査を実施し、学生からの学習環境改善等の要望に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生からの学習環境改善等の要望への対応として、平成 18 年度は、学生寮の整備検討を進め、新追分寮の平成 19 年度完成に向けた作業を行った。ソフト面では、学生支援体制の抜本的強化のため、学生支援センター創設を目指し、それに対する事務体制の整備のため、学生相談連絡会を開催し、連携協力及びその充実を図った。また、奨学団体等への訪問等を実施し、その拡大を図った。 <p>第 55 回（2005 年実施）学生生活実態調査の結果を学生支援の改善に資するため集計、学内広報にて発表した。（参考：http://www.u-tokyo.ac.jp/stu05/h05_j.html）また、第 56 回調査を実施した。</p>
<p>【46】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム、授業内容等について適切な時期に点検評価を行い、新しい教育モデルの開発に役立てる。その際、学生による授業評価等を有効活用する。 	<p>【46】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度から実施する学部前期課程の新しい教育カリキュラムについて点検評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学部前期課程の全授業を対象に、授業の方法や内容について履修した学生の意見を幅広く聴取することを目的に、各授業の内容、教員の授業スキル、学生の履修活動などについて、「学生による授業評価アンケート」を実施した。 <p>また、学生による授業評価アンケート結果を受けて、教養学部教養教育開発機構主催の「学生による授業評価」の活用と改善に関するシンポジウムを開催した。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標
 ④ 学生への支援に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習意欲の喚起を図る環境や学習相談の体制を整える。 ● カウンセリング等の学生相談は、その機能を学生の人間形成を促す大学教育の一環として位置付ける。生活相談を効果的に行うとともに、学生の就職活動を支援する。 ● 経済的支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 有為な人材の育成と教育の機会均等を実現するため、学生の経済的支援の充実を図る。 ● 社会人や外国人留学生が学習を継続できる制度や支援体制を整備するなど、世界中の優秀な学生にとって魅力的な教育環境の実現に努める。 ● 充実した学生生活を送るための支援体制の強化を図る。 ● 障害を持つ学生も含めて教育の機会均等を図るため、バリアフリー環境の実現を目指す。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策	○学習相談・助言・支援の組織的対応	
【47】 ・個々の学生の学習・研究、専門分野や授業の履修に関するきめ細かい相談・指導・助言体制の充実を図る。相談等の組織的対応においては男女共同参画の理念を念頭に置いて進める。	【47】 ・学生相談体制の充実を図るために、「学生支援センター（仮称）」の設置を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生支援センター（仮称）構想を視野に入れ、法学部の学習支援室、理学部の学生支援室、農学生命科学研究科・農学部と分子細胞生物学研究所共同の「弥生ほっとライン」など、各部局においても相談体制の充実が図られた。法学部学習支援室では、法科大学院についての相談が増え、来談件数も増加した。理学部の学生支援室では、カウンセラーを増員し開室を4日に増やしたこともあり、相談件数が前年比2.3倍となった。 学生相談所など全学に向けた相談窓口と、より身近な部局での相談窓口とが連携し、学生支援体制の一層の強化と「学生支援センター（仮称）」の設置を推進するため、「学生相談連絡会」を開催した。学生相談所では、法学部学習相談室、理学部の学生支援室と連携を密にするために、保健センター、ハラスメント相談所、キャリアサポート室を交え、年数回の連絡会議を開始し、情報の共有を図った。
○生活相談・就職支援等に関する具体的方策	○生活相談・就職支援等	
【48】 ・専門的知識を有する担当者の配置等、多岐にわたる相談内容に対応できる学生相談体制を整備する。	【48】 ・学生相談体制の充実を図るために、「学生支援センター（仮称）」の設置を検討する。（【47】再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・学生支援センター（仮称）構想を視野に入れ、柏地区の学生相談所の充実を図り、新たに非常勤講師を3人委嘱し、週5日の相談体制を整えた。さらに、これまで1室であった相談室を移転し2室にし、アカデミック・ハラスメントへの対応を含めた学生の多様なニーズに応えられるようにした。また本郷地区では学生相談所が他の専門相談窓口と共同して使用できる部屋も整備しつつある。 なお、平成18年度は特に、学生のカウンセリングに対するニーズを調べるため、アンケート調査を実施した。 アンケート結果からは、うつ・無気力等の悩みをかかえている学生が多く、カウンセリングに対するニーズが高いことが伺え、更なる相談体制の充実の必要性が改めて確認された。

<p>【49】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悩みやハラスメント等学生からの相談・申し出等に対応するための体制を整備する。ホームページの充実、学生生活・就職等に関する各種セミナーの開催等を実施する。 	<p>【49】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生相談体制の充実を図るため、「学生支援センター（仮称）」の設置を検討する。（【47】再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・アカデミック・ハラスメント防止宣言及び防止委員会規則を制定し、学生相談所を始め、各部局、ハラスメント相談所、保健センター等が連携したアカデミック・ハラスメント防止委員会を設立した。また、アカデミック・ハラスメント防止に向けた冊子「防止ヒント集」を教職員向けに作成し、配布した。更に学生相談体制の充実を図るため、「学生支援センター（仮称）」の設置に向けて、相談連絡会を設置し、専門家及び事務職員からなるWGにて、それぞれの視点から検討を始めている。
<p>【50】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身両面にわたる学生の健康保持・増進のため、種々のスポーツ・健康教育の充実、診断・診療・相談等の健康関連サービスの業務機能の充実を図る。 	<p>【50】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期及び特別健康診断を行い、ICカードを用いた全学統一的な学生の健康管理を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生及び教職員の定期・特別健康診断及びその他法律の定める新規健診を完全実施し、更に事後措置・健康相談・教育の徹底化を図った。 また、ICカードによる健診を推進し、3キャンパス共通の健康情報データベースを構築するとともに、VPNでの保健センター3支所（本郷・駒場・柏）間接続を可能にした。 ・メンタルヘルス面の診療体制を強化し、ニーズの増加に対応した。柏支所については、3支所の協力体制を確立し、内科・精神神経科診療及び学生及び教職員の健診を含めた健康管理を完全実施し、支所としての機能を確立した。
<p>【51】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求人・就職・資格取得等の就職関連情報の公開や就職への動機付け等の就職活動の支援を行う。 	<p>【51】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学的な就職支援方策について充実に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員で構成するキャリアサポート連絡会議において、引き続き全学的な就職支援方策の充実について検討した。 また、キャリアアドバイザを増員して、キャリア相談体制の充実を図った。 さらに、学生へのキャリア形成支援・就職支援活動として、平成18年度は、「合同会社説明会」（4回）、「卒業生による業界研究会」（6回）（いずれも外国人留学生のための開催も含む）、「キャリアキックオフセミナー」（1回2日）及び「知の創造的摩擦プロジェクト」（交流会）（2回）を開催した。 平成17年度後半に開始した就職情報のメールマガジンについては、登録数が2,500件を突破した。
<p>○経済的支援に関する具体的方策</p>	<p>○経済的支援</p>	
<p>【52】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部資金も資金源として視野に入れ、学生の経済的支援と修学意欲の高揚に最も有効な方策を検討する。既存の経済的支援については、引き続き、制度の周知徹底と迅速な情報提供に努める。 	<p>【52】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、大学独自の裁量を含め、授業料免除制度の充実に努力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度同様、授業料免除枠に授業料値上げに伴う1億円程度の増額分を加算し、授業料免除を実施した。 また、平成17年度から事業を開始した学術研究活動等奨励事業（国内）については、引き続き大学院学生の研究支援活動を実施し、195名に総額634万円を支給した。
<p>○社会人・外国人留学生に対する配慮</p>	<p>○社会人・外国人留学生</p>	
<p>【53】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生の学習相談、健康・安全管理については、生活、心理面でのケアにも配慮した取組みを進める。 	<p>【53】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学生等の生活支援のために、柏IO（インターナショナルオフィス）を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年6月、柏キャンパス環境棟1階に柏IO推進室を設置した。これに伴い、柏全体の国際交流活動の機能集中を図るため、新領域国際交流室、日本語教室及び柏国際キャンパス構想プロジェクト室の3つの事務機能を推進室近隣に移設させた。また、留学生の受入れ、客員研究員受入れ、客員研究員の生活支援のための柏の葉ロッジの管理業務、留学生の生活支援のための不動産検索支援等を開始した。

【54】 ・外国人留学生に対する経済的支援のため、東京大学外国人留学生後援会等の充実を図る。	【54】 ・「外国人留学生後援会」事業を継承した「外国人留学生支援基金」による支援活動を継続する。	・平成17年4月に設立した「東京大学外国人留学生支援基金」により、平成18年度においても、奨学生30名を採用し、月額5万円の奨学金を支給した。また、同基金による着実な事業運営のための基金の充実を図るため、学内教職員及び卒業生等への寄附の呼びかけを実施した。
【55】 ・優秀な外国人留学生が集まるような国際性に富む教育環境をいくつかの部局において先導的に整備する。	【55】 ・教養学部の AIKOM プログラム（短期交換留学生制度）を着実に実施し、協定校の拡大を図る。 ・留学生等の生活支援のために、柏 IO（インターナショナルオフィス）を設置する。（【53】再掲）	・平成18年度 AIKOM プログラム（短期交換留学制度）による交換留学生として、20大学22名の受入れ、17大学22名を派遣した。また、新たにワシントン大学との間で協定を締結した。 ・留学生等の生活支援については、中期（年度）計画【53】の『計画の進捗状況』参照。
【56】 ・社会人の就学と再教育の機会を拡大し、働きながら学べる教育環境の実現を目指す。	【56】 ・大学院の選抜において、社会人の受入れを進める。	・長期履修学生制度の全学的導入について検討し、9研究科・教育部が同制度の導入を図った。 ・大学院における社会人入学者数については、中期（年度）計画【18】の『計画の進捗状況』参照。
○学生生活支援に関する具体的方策	○学生生活支援	
【57】 ・学生の交流スペース、憩いの場を確保し、課外活動施設の充実に努める。	【57】 ・新しい整備手法を検討整理し、学生宿舎、保健体育寮の整備ロードマップを作成する。 ・駒場Iキャンパスに学生の課外活動スペースを確保し運用を開始する。	・本部共通施設運営委員会で取りまとめた学生宿舎等整備ロードマップすなわち「東京大学宿泊施設整備計画報告書」に基づき、民間資金長期借入による新追分国際宿舎の整備事業を推進した。 ・学生の快適なキャンパスライフを演出する課外活動スペースとして、駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業II期建物（南館・和館）及び中庭が完成し、運用を開始した。
【58】 ・学生の課外活動を支援するための各種施策を実施する。	【58】 ・学生の課外活動を支援するための各種施策を実施する。	学生の課外活動を支援するため、以下の各種施策を実施した。 ・駒場Iキャンパスのロッカー棟288m ² の整備を平成19年3月に完了した。 ・第二食堂地下プールの、循環ろ過装置、給排水管、滅菌装置等の整備に着手した。 ・本郷キャンパスにおいて野球場に防球ネットを整備した。・柏IIキャンパス体育施設の運用について、体育施設部会運営費WG等において検討を進め、規程を整備した。 ・サークル部屋の増設について、臨時の第二食堂2階会議室を共同スペースとして課外活動団体等に必要に応じて貸出すなどの対処をし、部屋の使用効率を上げるとともに、学生団体間の連携意識の向上に貢献した。
【59】 ・各キャンパスの状況に応じた福利厚生施設の充実等学生生活環境の改善を図る。	【59】 ・各キャンパスの状況に応じた福利厚生施設の充実等学生生活環境の改善を図る。	・本郷キャンパスでは、コンビニエンスストアやファーストフードショップ等を整備、拡充し、多様なサービスの向上を図った。 ・駒場Iキャンパスでは、PFIにより駒場コミュニケーション・プラザを整備し、福利厚生の充実を図った。 ・駒場IIキャンパスでは、ユニバーシティ広場に面する既存建物へ、福利施設を整備し、サービスの充実を図った。 ・柏キャンパスでは、新しい整備手法による総合福利施設の整備に着手し、また、寄附によるカフェ等を設置する等、福利厚生施設の充実を図った。

<p>【60】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な学生が集団生活を通して互いに人間的成长を遂げるという教育的視点から、また、経済的に恵まれない学生や外国人留学生の経済的支援のため、学生寮を効率性に留意しつつ維持・整備する。 	<p>【60】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期借入など新しい手法により追分学寮の整備に着手する。 ・新しい整備手法を検討整理し、学生宿舎、保健体育寮の整備コードマップを作成する。(【57】再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「本部共通施設運営委員会」において、学生宿舎及び外国人研究者のための宿泊施設の整備計画を策定し、「東京大学宿泊施設整備計画報告書」を取りまとめた。 そのうち、旧追分学寮跡地（文京区向丘）の学生（日本人学生及び外国人留学生）並びに外国人研究者のための宿舎の利用料金、施設設備、管理運営方法等の具体的な事項について検討を開始した。
<p>○バリアフリー環境の実現に関する具体的方策</p>	<p>○バリアフリー環境の実現</p>	
<p>【61】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を持つ学生に対する情報保障、交通・移動の保障のため、人的サポート（バリアフリー要員等）と相談体制を構築する。設備・機器によるバリアフリー支援も併せて実施する。 	<p>【61】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本郷にバリアフリー支援室を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年4月1日にバリアフリー支援室本郷支所を新たに開設し、専従スタッフを配置して支援体制を整えた。このことにより、駒場地区と本郷地区の2支所体制が整備でき、支援体制が充実した。 また、障害をもつ学生や教職員を対象とするモニターミーティングや障害のある中・高校生のための講演会、バリアフリー支援実施担当者研修会をそれぞれ実施した。日常的には、相談・面談の徹底を図り、内容によっては関係部局の支援実施担当者と連携を図りながら、円滑な支援に努めた。例えば、聴覚障害学生に対しては、授業時のパソコンノートテイク、授業後の音声データのテープ起しを関心ある学生の協力も得ながら行うことで、これまで以上の情報提供が可能となり、学習支援に役立った。これら支援業務は、各部局に配置したバリアフリー支援室担当者と支援室との緊密な連携により、効率かつ円滑に行われている。

II 教育研究等の質の向上の状況

(2) 研究に関する目標

① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究の体系化と継承を尊重しつつ、萌芽的・先端的研究、未踏の研究分野の開拓、あるいは新たな学の融合に積極的に取り組み、世界を視野に置いたネットワーク型研究の牽引車の役割を果たす。 ● 研究成果を積極的に社会に還元・応用・活用する。 ● 多様にして自主的かつ創造的な研究活動を尊び、高度な研究を追求し、その研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの評価を受け、説明責任を果たす。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>○目指すべき研究の方向性</p> <p>【62】</p> <p>・本学は我が国最大規模の総合大学であり、多数の部局（学部・研究科等、附置研究所、センター等）及び多数の研究科附属・附置研究所附属の施設から成る。学部・研究科等は、附置研究所や多数のセンター・施設等と有機的に連携して研究活動を行い、学術研究の活性化と卓越した研究者の育成を推し進める。</p>	<p>○目指すべき研究の方向性</p> <p>【62】</p> <p>・学内の各 COE 抱点の活動状況をホームページを使って公開する。特に英文のページを充実させて海外に向けた情報発信を充実させる。</p>	<p>・COE プログラム推進室のホームページ (http://www.u-tokyo.ac.jp/coe/index_j.html) から、各抱点独自のホームページにリンクを貼り、学内外から各抱点の活動状況を容易に把握できるようにした。また、各抱点のシンポジウムや研究会などの案内をタイムリーに掲出した。</p> <p>COE ホームページに設けた「抱点探訪」は、COE プログラム推進室長が 28 の抱点を訪問し、抱点リーダーや事業推進担当者にインタビューを行った記録であるが、日本語での公開はすべての抱点につき完了した。また、これを全て英訳し、現在までに 24 抱点を公開した。すでに 17 年度に公開した英文の各抱点概要のページとあいまって、海外への強力な情報発信ができるようになった。http://www.u-tokyo.ac.jp/coe/coe02.e.html</p>
<p>【63】</p> <p>・新しい研究計画を研究者や部局がボトムアップ的に提案し、学内においてピアレビューを行って、大学として重点的な研究を総長を中心で決定し、当該研究を全学的に支援する体制を整備する。</p>	<p>【63】</p> <p>・より多くの総長裁量資金枠を確保した上で、体系的な方法に基づいて資金配分を行う。</p>	<p>・平成 17 年度に引き続き、総長裁量資金枠として、総長裁量経費で 7 億 500 万円、総長裁量定員 170 名を確保し、総長のイニシアティブによる教育研究事業を実施した。</p> <p>平成 17 年度から実施している「領域創成プロジェクト」については、平成 18 年度、9 プロジェクトの実施、教員 8 名及び研究資金 1,400 万円を配分することにより研究を推進した。また、その実施状況については、公開シンポジウムを開催（2 回）し、広く外部に公開した。</p> <p>平成 19 年度以降、更なる外部資金の獲得に努めるとともに、新たに、全学教育研究資金を財源とするボトムアップ的なプロジェクト研究の実施等について検討を開始した。</p>
<p>【64】</p> <p>・附置研究所は、研究拠点として研究の直接成果により、また、先端的研究を通して高度研究者の育成により社会に貢献し、学内においては学部・研究科等との連携を強める。</p>	<p>【64】</p> <p>・附置研究所は、研究拠点として研究の直接成果により、また、先端的研究を通して高度研究者の育成により社会に貢献し、学内においては学部・研究科等との連携を強める。</p>	<p>・東京大学の研究科・附置研究所・センター間の連携を更に充実させるため、生命科学研究ネットワーク、地球観測データ統融合連携研究機構、放射光連携研究機構及びナノ量子情報エレクトロニクス研究機構を設置し、高度研究者育成に必要となる体制の強化を図った。</p>

<p>【65】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の全国共同利用の附置研究所・施設等は、上記に加え、大学法人の枠を越えて全国の関連研究分野の中核として学術研究の推進と卓越した研究者の育成に貢献する。 	<p>【65】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の全国共同利用の附置研究所・施設等は、上記に加え、大学法人の枠を越えて全国の関連研究分野の中核として学術研究の推進と卓越した研究者の育成に貢献する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国共同利用の附置研究所・施設等では、基礎研究から応用研究に至るさまざまな研究領域を探求することはもとより、全国共同利用機関の特色を生かし、外部から客員教員等を招き、国内外の研究機関等との共同研究や、多様な形の研究連携、国際連携及び産学官連携を推進した。 また、全国共同利用の附置研究所・施設等が全国の関連分野の学術研究の中核となることを推進・支援するために総長室において、引き続き支援した。
<p>【66】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターは、全学的目的を達成するため、萌芽的・先端的研究の育成又は教育・研究の支援を行う。 	<p>【66】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターは、全学的目的を達成するため、萌芽的・先端的研究の育成又は教育・研究の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全学センターは、全学的目的を達成するため、萌芽的・先端的研究育成又は教育・研究の支援を行っている。例えば、情報基盤センターに於いては、1) 教育用計算機システム（ユーザー2万人）、2) サーバー代行サービス（Web Park、Mail hosting）、3) e-learning サービス（遠隔教育支援、教材作成支援、映像配信）等の活動を行った。 ・全学的部局横断の教育研究組織として「地球観測データ統融合連携研究機構」、「生命科学研究ネットワーク」を設置した。
<p>【67】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府など外部に対し積極的に働きかけ、研究資源を獲得する。獲得資源は総長裁量等に基づき適切に配分する。 	<p>【67】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究資源の獲得を支援する研究支援オフィス（仮称）の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学術企画調整室のメンバーを中心に、研究支援のための「財務戦略室検討ワーキング」を設置し、財務戦略室の設置について検討を行った。
<p>【68】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい分野について創造性と独創性に優れた先端的研究のための拠点の形成を図るとともに、領域横断的な学の融合と学際的協調により新たな学問領域の創成を図る。 	<p>【68】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領域創成プロジェクトを引き続き推進し、関連するシンポジウムを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・領域創成プロジェクトとして、平成18年4月、駒場キャンパスにおいて、「学術統合化プロジェクト（ヒト）（地球）」合同シンポジウム開催し、120名を超える多数の参加者があつた。 また、平成18年12月には、本郷キャンパス小柴ホールにおいて、「知の構造化」ワークショップ開催し、研究者間での活発な議論が行われた。
<p>【69】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学問の進展と社会の変化から生起する新たな課題に対しては、既存の学問領域と組織の枠組みを越えて先駆的・機動的・実践的に応え得る国際的な研究拠点の形成を図る。 	<p>【69】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サステイナビリティ学連携研究機構の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度に設置したサステイナビリティ学連携研究機構（IR3S）は、平成18年4月から国内9大学・機関の連携組織に移行し、東京大学内組織である地球持続戦略研究イニシアティブ（TIGS）も発足させた。 また、平成18年11月には、専任教員2名を地球持続戦略研究イニシアティブ（TIGS）に配置し、体制の充実を図った。
<p>【70】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内外に開放された共同研究プロジェクトを全学的体制により支援するとともに、競争的研究資金による研究活動の支援を積極的に行う。 	<p>【70】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括プロジェクト機構の研究部門等を充実する。 ・研究資源の獲得を支援する研究支援オフィス（仮称）の検討を行う。（【67】再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・総括プロジェクト機構に①学術統合化プロジェクト研究部門の「学術統合化プロジェクト（ヒト）」及び「学術統合化プロジェクト（地球）」、②JR東日本安心安全工学総括寄付講座、③ジェロントロジー寄附研究部門、④高速鉄道におけるブロードバンド通信（JR東海）寄附研究部門を設置した。 ・また、既存の組織を横断した知の構造化を推進する仕組みの導入、整備を図り、①地球持続戦略研究イニシアティブ、②生命科学研究ネットワーク、③放射光連携研究機構、④地球観測データ統融合連携研究機構、⑤生物機能制御化合物ライブラリー、⑥ナノ量子情報エレクトロニクス研究機構を設置した。 ・中期（年度）計画【67】の『計画の進捗状況』参照。

○成果の社会への還元に関する具体的方策	○研究成果の社会への還元	
【71】 ・豊かな伝統文化の継承・発展を促進する学術活動の意義について一般社会の理解を促進するために情報発信・広報活動を展開する。	【71】 ・ホームページ等の整備を行い、大学の基礎研究と学術活動に関する一般社会への情報発信を進める。	・学内で行われる各種イベント、シンポジウムの情報や、研究成果、研究発表等の情報を引き続きリアルタイムでホームページに掲載し、大学の幅広い活動を伝える多様な情報を発信した。 国際的な発信力を強めるため英語版ホームページの充実を図り、また、英語に加えて新たに中国語、韓国語のコンテンツを形成すべく検討を開始した。
【72】 ・産業界との連携を推進する体制を整備する。	【72】 ・産学連携本部の活動を推進し、産業界との連携を促進する。	・産学連携協議会活動及び新たな共同研究スキームである「Proprius21」の活動も軌道に乗り、大型産学共同研究のナショナルプロジェクトに発展するなどの成果も得られた。 産学連携に関する共同研究の外部資金により、3名の特任教員を採用し、産学連携の推進体制の充実を図った。 産学連携協議会の会員企業数は、平成18年度537社（平成17年度507社）に増加した。本協議会では、産業界経営者と総長や東京大学理事が討議するアドバイザリーボード会議等を定期的に開催し、産業界の意見等の積極的な把握に努めた。 本協議会のプラットフォーム上のプラザ活動（産業界を対象とした、学内研究者の研究成果公開など）スキームを整備した。その一例として、研究者が直接産業界へメッセージを発信する場としてJSTと共に「産学出会いの場」を開催し共同研究の創出に貢献した。また、フォーラムを開催（2回）し、研究者と産業界からなる研究会が誕生するなど、産業界との連携が促進された。 企業への情報発信として、平成17年度に構築したUCR（University Corporation Relations）ホットラインにより協議会会員への定期的な学内イベントの紹介等を引き続き実施したほか、新たに学内広報誌に産学連携本部の活動を紹介するcrossroadの定期掲載を開始した。
【73】 ・研究成果の社会への直接的な貢献に加え、社会への情報発信・サービス提供、企業等との関係強化に力を入れ、研究成果を積極的に還元していく。	【73】 ・産学連携本部の活動を推進し、産業界との連携を促進する。 （【72】再掲）	・中期（年度）計画【72】の『計画の進捗状況』参照。
【74】 ・社会と連携する研究を基礎研究に反映させることに努めるとともに、教育を通じて研究成果を社会に還元するため、最先端の研究成果を教育に活かす。	【74】 ・最先端の研究成果を教育に活用するため、大学と産業界との人材交流の方策を検討する。	・大型産学連携プロジェクトでは、ポスドク、特任教員の雇用など、具体的に人材交流が進んでいる。プラザ活動の整備に伴い、産学連携を目指した研究会などを開催した。 さらに、企業4社と研究者8名を幹部とする「サービス・イノベーション研究会」等を発足させ、基礎と応用を貫く討議を経て共同研究の創出を図った。
【75】 ・寄付講座、寄付研究部門の設置を積極的に支援する。また、外部機関との連携及び外部資金の活用による研究（共同研究、受託研究、奨学寄付金）、情報発信・広報、啓蒙活動、研究成果の公開を積極的に促進する。	【75】 ・受託研究、共同研究契約のマニュアル等を整備し、全学的な運用を推進する。	・平成17年度までに把握された各企業からの意見等に基づき、共同研究契約書雛形の改訂を行い、さらには個別企業毎に対応する共同研究契約書雛形や受託研究契約書雛形を作成した。また、共同研究契約書雛形改訂に伴い、平成17年度に作成した「共同研究契約書条文解説」の改訂を行うとともに、ホームページを充実し、学内外への周知を図った。 ・産学連携の一環として、多様な寄附講座、寄附研究部門を開設しており、平成19年3月1日現在の設置件数は、寄附講座58、寄附研究部門18の計76件となっている。

<p>【76】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンラボラトリ型研究組織を構築し、多様化している社会連携研究プロジェクトの研究拠点を学内外に立地する事業に積極的に対応する。 	<p>【76】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャー企業のための研究環境を提供する「ベンチャープラザ(仮称)」の建設工事を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の正式名称を「東京大学アントレプレナープラザ」とし、平成18年6月に着工した。建設は順調に進捗し、予定どおり平成19年5月竣工(6月開業)を目指している。
<p>○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策</p>	<p>○研究の水準・成果の検証</p>	
<p>【77】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究の基本計画・評価・運営等に係わる事項について、部局ごとの様々な諮問事項を掲げての自主的な第三者評価(外部評価)を推し進め、研究の水準向上への反映に努める。 	<p>【77】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部局等は、適切な時期に研究に関する自己点検を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度については、20部局が自己点検を実施した。 また、理学系研究科、農学生命科学研究科、総合文化研究科、宇宙線研究所、国際・産学共同研究センター及び医学教育国際協力研究センターでは、外部評価を実施し、教育研究活動等への反映に努めた。
<p>【78】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究活動の全学的及び部局単位の自己点検活動並びにその公表に努めることにより、研究内容に関連した社会のニーズの把握や成果の検証に資する。 	<p>【78】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部局等の研究に関する自己点検の結果の概要を全学的にとりまとめ、公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局等が実施した自己点検の状況とその結果の概要を取りまとめ、ウェブサイト上で公表した。http://www.u-tokyo.ac.jp/index/d05_j.html なお、大学総合教育研究センターでは、各大学及び東京大学の部局の自己点検・評価報告書を収集しており、これらをリストとして整理しウェブサイト上で公開している。http://www.he.u-tokyo.ac.jp/date/index.html
<p>【79】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部局の実態に鑑み、研究領域に応じた評価方法の確立を目指す。 	<p>【79】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学標準実績データベースの導入を促進し、研究評価を効率的に実施できるよう体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人評価、認証評価及び全学の自己点検評価の検討に際し、評価支援室と各部局との連携を強化するため、全学の評価委員会の下に「評価実施委員会」を設置した。本評価実施委員会の構成員は、評価に関する情報を共有し、適切かつ効率的な評価を目指す観点から、教員及び職員の各部局代表者を充て、評価体制の強化を図った。 また、評価を効率的に実施するため、評価支援室を中心に評価で必要と考えられるデータの精選・整理を行い、評価実施委員会等を通じて各部局におけるデータの収集・蓄積を促すとともに、継続的なデータ蓄積のため、東京大学標準実績データベースの導入を推奨した。

II 教育研究等の質の向上の状況

(2) 研究に関する目標

② 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 各部局での教員人事を基本とし、必要に応じて総長裁量資源を活用することで、適正かつ機動的な教員配置に努め、若手研究者の確保・育成と内外研究機関との人事交流を促進する。 ● 研究資金を有効に配分するシステムを構築する。 ● 研究施設・設備備品等の学内資産の効率的な利用や共同利用を進める。 ● 知的財産の創出、取得、管理、活用に関する組織作りと運用を行う。 ● 研究活動の大学全体及び部局単位の外部評価、自己点検の適正な実施を図る。 ● 学内外での横断的な共同研究を活性化する。 ● 中核的研究施設の設置・整備を積極的に推進していく。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○適切な教員配置に関する具体的方策	○適切な教員配置	
【80】 ・「II—3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に基づくことを原則とする。新規分野の創成や既存分野の更新等については、委員会等の検討に基づき、総長が裁量資源の配分を実施する。教員ポストの総長裁量枠を全学合計で 200 名分確保する。	【80】 ・全学合計で 170 名分の教員の総長裁量枠を確保し、委員会等の検討に基づいて配分を実施し、新分野の創成並びに既存分野の更新を図る。	・教員人事に関しては、部局ごとの運用を基本とするが、総長裁量の時限採用可能数については、部局と調整のうえ実施することとし、年度当初に、170 名の総長裁量時限採用可能数とした。この教員の総長裁量枠については、大学委員会における審議を経て、総長裁量による新規分野の創成及び既存分野の更新に必要な部門への配分に充てた。また、平成 19 年度当初に総長裁量の教職員の配分をするための準備を行った。
【81】 ・教員人事に関しては部局ごとの運用を基本とする。	【81】（【80】参照）	・中期（年度）計画【80】の『計画の進捗状況』参照。
【82】 ・若手研究者を育成するために、ポストドクトラル・フェローシップの充実を図る。また、優秀な大学院学生の経済的基盤の保証・教育機会の付与のため、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の制度を充実する。さらに、高度な技術を担う職員の確保・養成に努め	【82】 ・TA・RA などの支援を充実させるための方策について検討を行う。	・21 世紀 COE プログラムをはじめ、外部資金を利用して、リサーチ・アシスタント (RA) の充実を図った。また、平成 18 年度も引き続き、文部科学省からの調査依頼に基づき、ポストドクトラル・フェローシップの現状調査及び RA の雇用実績調査を実施した。 なお、今後更に外部資金を活用した RA の充実を図るために、グローバル COE など更なる外部資金の獲得を目指すこととした。 また、キャリアサポート室におけるコンサルティングの経験と実績を生かし、若手研究者の多様なキャリアパス形成の支援を行った。

る。 これらのための資源確保の意味を含めて、外部資金の獲得に一層努力する。		
【83】 ・若手研究者をより柔軟に受け入れ、国際性を高めるため、外国人研究員も含めた客員研究員制度を一層整備する。また、他の大学・研究機関との人事交流を促進するため、他機関の研究者を受け入れる弹力的ポストの運用を図る。	【83】 ・他機関研究者の受入を促進する方策を検討する。	・理化学研究所との連携・協力の基本協定に基づく、連携講座における交流制度の検討・整備を開始した。
【84】 ・教員の研究活性を高めるために、一定の資格を有する教員からの申し出により、一定期間、管理・教育任務を免除し、研究の任務に専念できるようにする。	【84】 ・サバティカル研修に関する規程の運用状況の調査を行い、その結果を分析する。	・「東京大学教員のサバティカル研修に関する規程」に基づき、平成18年度は31名がサバティカル研修を取得した。
○研究資金の配分システムに関する具体的方策	○研究資金の配分システム	
【85】 ・組織運営の基盤となる研究資金については、安定性や恒常性に十分配慮する。	【85】 ・外部資金間接経費を全学教育研究資金及び部局に、ルールに基づき配分する。	・前年度実績を踏まえた、補助金の間接経費について、平成17年度下半期に改定した全学教育研究資金への充当及び部局配分の原則（全学に1/2、部局に1/2）に基づき、配分を実施した。
【86】 ・総長裁量資源を確保し、先端的・学際的研究領域の発展を図るために全学的な研究環境の整備等に重点的に配分する。	【86】 ・自律分散協調系を目指し、自立支援と協調系構築支援を図ることを目的に、共同研究、受託研究、奨学寄附金の10%に当たる額を全学教育研究資金の財源の一部とし、先端的・学術的研究領域などに重点的に配分する。	・平成17年度に引き続き、外部資金を獲得した研究者の研究環境の改善や研究施設等の整備充実を図るために、共同研究費、受託研究費及び寄附金の10%に当たる額を「研究支援経費」として確保し、研究支援経費の1/2（約19億円）は受入部局に配分し、残りの1/2は全学教育研究資金の財源の一部に充当し、全学的な研究環境の整備等を実施した。なお、平成18年度は研究支援経費率の引き上げについて見直しの検討を行い、平成20年度から30%に引き上げることを決定した。平成19年度は、移行期間として外部に対して引き上げの周知の努力を行うこととした。
○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策	○研究に必要な設備等の活用・整備	
【87】 ・既存の建物・設備管理体制の見直しを図り、全学的視野に立って無駄を抑制する管理システムの構築を目指す。また、全学の経営的観点から研究施設の再配分を	【87】 ・薬学部総合研究棟、工学部新2号館（駒II総合研究棟（45号館を含む））の整備により、それぞれ共同利用スペースを確保し、施設の有効利用を図る。	・薬学部本館及び工学部新2号館等の整備により、それぞれ共同利用スペースを確保し、他部局への仮移転スペースや大型研究プロジェクトへのスペースとして利用を図った。各部局間で研究機器の共同利用に積極的に努めるため、既存の研究機器の効率的な運用ができるよう、学内ウェブサイトに「共用研究施設リスト」を掲載し、関係者に周知した。

<p>行うことも検討する。その一環として、設備備品等に関する全学的データベース作りを進め、研究施設・設備備品、情報基盤施設等の学内資産の効率的な利用や共同利用を進める。</p>		
<p>【88】 ・全学合計で 10,000 平米の共用研究スペースを確保し、重点的研究プロジェクトに対して優先的に使用させる。</p>	<p>【88】 ・新築施設面積の 20 %を共用スペースとして使用する全学的なルールに基づき、柏総合研究棟、医学系研究科研究棟などにオープンラボラトリーを設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・柏総合研究棟（環境学研究系）及び医学部 1 号館内に、それぞれ 1,200 m²（ネット面積）、2,500 m²（ネット面積）を全学共同利用スペースとして確保し、教育研究の活性化を促す空間として創出した。
<p>【89】 ・本学の所蔵する学術的に貴重な物品・図書・史料が、良好な保全・管理状態に置かれるよう努める。</p>	<p>【89】 ・附属図書館・総合研究博物館・史料編纂所などにおける資料・標本の保全及び管理は、専門研究者の知識と技能を活用し、デジタル技術によるデータベースやアーカイブなども視野に入れつつ、行う。また、文化財史料について、保存・活用のための適切な修復を行う。</p>	<p>(附属図書館) <ul style="list-style-type: none"> ・附属図書館の鷗外文庫プロジェクトでは、森鷗外旧蔵図書約 18,000 冊について、オンライン所蔵目録の作成、書入れの悉皆調査を、引き続き、実施中である。平成 18 年度は、年度末までに OPAC に和書 5,000 冊、洋書 1,400 冊を追加し、書入本画像データベースに 4,500 画像を追加した。 http://rarebook.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/ogai/index.html </p> <p>(総合研究博物館) <ul style="list-style-type: none"> ・総合研究博物館（本郷）では、「薩英戦争絵巻物」、「舟の起図」など貴重な軸物資料の修復を実施したほか、書庫環境調査（虫害）の実施や遮光カーテン取り付け、貴重書庫の網戸取り付け（換気の推進）など、保存・活用環境の改善を図った。 </p> <p>(史料編纂所) <ul style="list-style-type: none"> ・総合研究博物館では、平成 18 年度もデータベース科研費を獲得し、標本のデータベース化を進めた（総蓄積量 86,910 件、刊行物 130 冊）。また、館内のプロジェクト経費によりフィールドワーク、寄贈による標本の収集・整理・修復・保全・データベース化を図り、学内外の研究者に寄与した。（総標本数約 292 万件、年間アクセス数 5,475,793 件） </p> <p>(東洋文化研究所) <ul style="list-style-type: none"> ・史料編纂所では、国指定重要文化財「愚昧記」及び「拾芥抄」の修補を開始した。また所蔵する史料写真のデジタル化を進めた。 </p> <p>(東洋文化研究所) <ul style="list-style-type: none"> ・東洋文化研究所では、所蔵する中東イスラム文献のダイバーコレクション及び中国の双紅堂文庫小説部を全文データベース化し、アジア古籍電子図書館を 99,000 画像に増築して一般にオンライン公開し、利用の便を向上させた。古籍の運用・保存方針をたてるために、利用回数の多い漢籍について劣化調査及び破損修理を実施した。 </p>
<p>○知的財産の創出、取得、管理、活用に関する具体的方策</p>	<p>○知的財産の創出、取得、管理、活用</p>	
<p>【90】 ・研究成果の社会への還元を目的として、知的財産本部機能を包含した全学的な産学官連携支援組織を整備する。</p>	<p>【90】 ・スーパー産学官連携本部の選定を受け、知的財産部の活動をさらに推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)東京大学 TL0 へ出資（出資比率 57.5%）し、更なる連携強化を図った。また国際機能の強化に向け、文部科学省のモデル事業として、日米特許法の差異等の調査を行った。

<p>【91】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究における知的基盤創成、応用展開研究における知的資産構築を促進する。 	<p>【91】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学連携セミナーや産学連携シンポジウムを継続して実施し、知的資産構築の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術交流フォーラムを3回、産学出会いの場を1回開催し、産業界の方へ研究成果の開示を行った。また、知的財産構築の促進に向けて、学内への周知・啓発活動として学内教職員を対象に産学連携セミナーを9回開催した。
<p>○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策</p>	<p>○研究活動の評価及び評価結果による質の向上</p>	
<p>【92】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究水準の向上のために、自己点検・評価結果を研究の質の向上や研究実施体制へ反映させるための手法を検討する。 	<p>【92】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学標準実績データベースの導入を促進し、研究評価を効率的に実施できるよう体制を整える。([79] 再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期（年度）計画【79】の『計画の進捗状況』参照。
<p>【93】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の評価に当たっては、他の大学・研究機関・産業界等から広く意見を聴き、研究活動、研究戦略についての助言を求める。 	<p>【93】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の評価に当たっては、他の大学・研究機関等から広く意見を聴き、研究活動、研究戦略についての助言を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価支援室が中心となり、独立行政法人大学評価・学位授与機構等との意見交換会や講演会等を精力的に開催し、意見交換及び情報収集に努めた。
<p>○全国共同研究、学内共同研究等の活性化に関する具体的方策</p>	<p>○全国共同研究、学内共同研究等の活性化</p>	
<p>【94】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学に設置されている附置研究所、全国共同利用研究施設、学内共同教育研究施設及び部局に附置されている研究施設について は、適切なアカデミックプランに基づき、維持・充実を図り、先端的分野の共同研究の拠点としての機能発揮を図る。 	<p>【94】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学の大型研究設備に関するデータを整理し、必要な資源の投入を行い、共同研究の拠点としての機能の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期（年度）計画【209】の『計画の実施状況等』参照。
<p>【95】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学的な観点から安全管理が必要な共同研究については、関連センターがそれを支援する。 	<p>【95】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究を行う者に対する安全衛生管理の教育を部局と環境安全本部が連携して行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全学を対象とした非実験系安全衛生講習会、化学物質の取扱い講習会、高压ガスボンベ取扱い講習会を部局と連携して行った。 ・工学部と連携し核燃料物質（国際規制物質）取扱い者に対する安全教育を実施した。 ・環境安全本部ホームページに掲載しているテキスト及び安全管理教育マニュアルに基づき、当該部局、研究室において関連センターの協力を得て各種講習会など実験系安全衛生教育を実施している。
<p>【96】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際共同研究に全学的に取り組む。東京大学が全国の国際共同研究の中核として機能するために、必要に応じ研究センター等を設置し、研究支援体制を整備する。 	<p>【96】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サステイナビリティ学連携研究機構の充実を図る。([69] 再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期（年度）計画【69】の『計画の進捗状況』参照。

【97】 ・全国共同利用研究所においては全国共同利用システムの維持・充実を図る。	【97】（【65】参照）	・中期（年度）計画【65】の『計画の実施状況等』参照。
【98】 ・個々の研究領域に関しては、部局を核として共同研究を推進する。個々のプロジェクトの機動性・柔軟性を確保するために、プロジェクトを支援する全学的な機構を設置する。	【98】 ・総括プロジェクト機構の研究部門等を充実する。（【70】再掲）	・中期（年度）計画【70】の『計画の進捗状況』参照。
【99】 ・学内共同研究に関しては、総長裁量に基づき、支援する仕組みを検討する。	【99】（【68】参照）	・中期（年度）計画【68】の『計画の進捗状況』参照。
○中核的研究施設、設備の整備に関する具体的方策	○中核的研究施設、設備の整備	
【100】 ・学内共同利用や全国共同利用（附置研究所等に適用）などの形態で、中核的研究施設の設置・整備を積極的に推進する。	【100】 ・総長室総括委員会の下に全学センターの設置を審議する専門委員会を設け、中核的研究施設の設置・整備について検討を行う。	・全学センターを評価するために必要な基準について検討を進めた。また、全学センターのうち、3センターにおいて、設置の趣旨、全学的なミッション、それに照らした成果等について、社会的環境の変化等を踏まえつつ検証を開始した。
○全国連携・国際連携の拠点となる研究施設の整備に関する具体的方策	○全国連携・国際連携の拠点となる研究施設の整備	
【101】 ・附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設等を中心として、全国規模・国際規模での連携研究のための拠点を学内に整備する。	【101】 ・サステイナビリティ学連携研究機構の充実を図る。（【69】再掲）	・中期（年度）計画【69】の『計画の進捗状況』参照。

II 教育研究等の質の向上の状況

(3) その他の目標

① 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業や研究成果、資料情報データベース、文化財等の公開を積極的に進め、社会に対する知的貢献を推進する。 ● 社会的ニーズに呼応した産学官連携システムを構築し、知的資源の社会への還元を強化する。 ● 国際交流を拡大し、世界に開かれた大学を目指す。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に関する具体的方策 【102】 ・オープンキャンパス、公開講座、公開シンポジウム、フォーラムなどを実施する。	○地域社会等との連携・協力、社会サービス等 【102】 ・オープンキャンパスの実施内容を充実するとともに、公開講座、公開シンポジウム、フォーラムなどを着実に実施する。	<p>・平成 18 年度オープンキャンパスは、従来の参加者定員を撤廃し、事前申込者 3,700 名、当日申込者 2,500 名の 6,200 名の参加となり、平成 17 年度 2,414 名から大幅に増加した。また、公開講座、公開シンポジウム、フォーラムなども実施した。</p> <p>併せて東京大学は、平成 19 年 4 月に創立 130 周年を迎えるため、平成 18 年 11 月から 1 年あまりを創立 130 周年記念事業期間として、記念式典、各種シンポジウムやイベント、出版活動を企画し、順次開始した。</p> <p>なお、平成 16 年度からジュニア TA の制度を活用して実施しているキャンパスツアーについては、夏休みツアー、歴史ツアー、英語ツアー等の特別ツアーも開催し、平成 18 年度の参加者を約 2,600 名に増大させた。</p>
【103】 ・本学の所蔵する物品・図書・史料の公開や博物館等への貸出を積極的に進める。	【103】 ・総合研究博物館、図書館、史料編纂所等で、充実した展示・公開、講演会等を行う。	<p>・東京大学では、以下の展覧会等を開催し、好評を得た。</p> <p>(附属図書館)</p> <p>・総合図書館（本郷）は、8 月のオープンキャンパスにあわせ常設展示「東京大学とお雇い外国人」を開催し、2,775 名の入館（事前申込 2,083 名）があった。</p> <p>・柏図書館は、10 月の柏キャンパス一般公開にあわせ展示「草創期の東京大学とお雇い外国人」を開催し、558 名の入館があった。</p> <p>・附属図書館特別展示「知の職人たち—南葵文庫に見る江戸のモノづくりー」（11 月 1～30 日）を総合図書館 3 階ロビーにて開催した。平成 18 年度特別展示は会期を 1 ヶ月に延長し、学外から 2,111 名の入場があった。また 11 月 7 日には「吉宗と東大—南葵文庫に見る江戸のモノづくりー」と題して、記念講演会を実施した。</p> <p>http://www.lib.u-tokyo.ac.jp/tenjikai/tenjikai2006/index.html</p> <p>(駒場博物館)</p> <p>・平成 18 年度、駒場博物館では以下の活動を行った。</p> <p>①「江戸の声—黒木文庫でみる音楽と演劇の世界ー」（3 月 27 日～5 月 7 日）東京大学 21 世紀 COE「共生のための国際哲学交流センター」（UTCP）との共催 総入館者数 2,650 名 関連企画：講演・シンポジウム「江戸の声：日本の音楽が語りえたもの」</p> <p>②「聖書に生きる トーラーの成立からユダヤ教へ」（5 月 25 日～7 月 23 日）主催：美術博物館 総入館者数 3,887 名 関連企画：シンポジウム「生活の中の祈り：一神教における</p>

る神との交わりの諸相」

③「小学生からわかる光の世界 ニュートン・AINSHUTAIN・現代」(8月2日～9月10日) 主催:自然科学博物館 総入館者数3,995名 関連企画:講演会「理科好きな子どもを育てるためには」

④「一高校長森巻吉とその時代一向陵の興廢この一遷にありー」(10月7日～12月3日)
主催:美術博物館・教養教育開発機構 総入館者数3,627名

美術博物館 <http://museum.c.u-tokyo.ac.jp/>

自然科学博物館 <http://museum.c.u-tokyo.ac.jp/nature1.htm>

(史料編纂所)

・史料編纂所では、主催した国際シンポジウムにあわせて所蔵史料を展観し、海外の研究者に紹介した。また常設展示をリニューアルし、多くの人々の観覧に供した。また、アメリカ・カナダ大学連合日本研究センターの所長以下研究生31名に対して、貴重史料の展示に基づき、史料研究・保存・公開などの諸事業について説明する機会をもった。所蔵史料の各地博物館への出陳件数は16、出版物への掲載許可件数は402(平成19年3月末日現在)であった。

(総合研究博物館)

・総合研究博物館では、常設展「*Systema naturae* 標本は語る」展と以下の展覧会を同時開催した。

①開館10周年記念特別展示「アフリカの骨、縄文の骨—遙かラミダスを望む」展と「ウニの分類学」展(平成17年11月26日～平成18年6月9日) 総入館者数16,988名

②特別展示「時空のデザイン」展と「サンゴ礁の貝類」展(7月22日～10月9日) 総入館者数9,546名

③130周年記念事業特別展示「写真家上田義彦のマニエリスム博物誌」展と「サンゴ礁の貝類」展(11月3日～1月28日、2月5日～4月27日は常設展示) 総入館者数10,400名

小石川分館では、常設展示「驚異の部屋」展(平成18年3月9日～ 総入館者数22,717名)を開催した。また、巡回展として「石の記憶」展を青森県立郷土館(4月21日～5月14日)、長崎原爆資料館(5月20日～6月19日)、秋田大学工学部附属鉱業博物館(7月10日～8月20日)、文京区シビックホール(8月29日～9月10日)で開催し、各地のメディアに大きく取り上げられた。

その他、福武ハウスin大地の芸術祭越後妻アトリエンナーレ2006に特別出品を行うなど研究成果の公開を積極的に進めた。また、新聞・雑誌掲載(86件)、展示デザイン賞受賞(3点、4年連続受賞)、展示解説を行っているボランティアの会が稷門賞を受賞するなど、学内外で高い評価を得ている。

他に、モバイルミュージアム(2006.10～興和不動産役員室、2007.1.17～興和不動産赤坂インターシティビル)を立ち上げ产学連携に大きく貢献し、次世代ミュージアムのあり方を広く世に問いかけた。また、国際学術協定の締結(3件)や外国人共同研究者受入(6人)、コミュニティセンターへの支援や、国立大学博物館協議会及び文京区のミュージアムネットワークの幹事館として主導的な役割を担うなど国内外での連携の強化にも努めた。

(東洋文化研究所)

・東洋文化研究所では、平成17年度に続きアジア古籍保全講演会を開催し、学内外の図書館関係者177名の参加を得て、書籍・資料保存につき情報提供と討議を行った。

<p>【104】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館においては、外国雑誌センター館を含めた文献収集・提供の拠点機能を維持し、国内外の図書館との文献複写や図書の貸借などの相互協力等を通じて、国内外の学術コミュニティとの連携をより積極的に進める。 	<p>【104】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省の「農学系外国雑誌センター館」の指定を受けて、農学生命科学図書館が文献提供の拠点機能を維持する。個々の図書館・図書室はそれぞれの学術分野における資料の相互協力ネットワークに積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農学生命科学図書館では、農学生命科学系の国内未収集の外国学術雑誌等 855 タイトルの予約手続きを行ったほか、外国雑誌センター館として収集中の学術雑誌等のうち、需要の多いものの 34 誌について 1965 年から 2004 年に刊行のバックナンバーを充実した。 また、日本農学図書館協議会を通じて、農林水産関係の公的機関において未収集かつ需要の高い 34 誌に関する情報を得た。この情報を基に選定の結果、5 誌については平成 19 年度の新規購読候補へ反映した。 ・平成 17 年に柏図書館で開始した e-DDS（文献を電子的に学生・教員の手元にまで届けるサービス）を更に拡大し、平成 18 年度から総合図書館（本郷）、駒場図書館でも e-DDS サービスを開始した。総合図書館では 593 件、駒場図書館では 78 件の利用があった。 ・電子的学術資源の形成・流通に関する日米の連携・協力について、臨時国際会議（An ad hoc meeting on Japan-US digital resources）を東京大学で開催し、NCC（北米日本研究資料調整協議会）、CEAL（米国アジア学会 日本資料委員会）、NCC/DRC（北米デジタル・リソース委員会）の意向について、国産データベースベンダーと意見交換を行った。 この会議の成果を受けて、附属図書館は新聞社 3 社（朝日、読売、日経）とデータベースの新たな契約モデルについて協議を開始した。 ・東京大学図書館憲章の中の“世界学術機関との学術情報交流を行い、世界の学術コミュニティに奉仕する”に基づき、附属図書館では、日米学術情報交流事業の一環として、NCC（北米日本研究資料調整協議会）と連携し、寄贈される重複資料を北米の学術研究機関に提供する Re-Use 計画を試行した。試行結果については、平成 19 年度に今後に向けた分析評価を行う予定である。 ・日韓文献複写/配信（ILL/DD）プロジェクトに基づき、KERIS（Korea Education & Research Information Service）を介した韓国 226 大学との本格サービス始動に向けて、国立大学図書館協会国際学術コミュニケーション委員会 GIF プロジェクトの実施するテストに参加し、既に実施中の暫定サービスの拡充を行った。
<p>○産学官連携の推進に関する具体的方策</p>	<p>○産学官連携の推進</p>	
<p>【105】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業界との連携を推進する体制を整備する。 	<p>【105】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学連携本部や産学連携協議会の活動の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期（年度）計画【72】の『計画の進捗状況』参照。
<p>【106】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の移転・活用のため、教職員の企業役員兼業を認めるとともに、起業資金の円滑な確保を支援する。 	<p>【106】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の移転・活用のため、利益相反に十分配慮しつつ、営利企業役員等兼業の申請手続きの円滑化について検討する。 ・本学の技術移転関連事業者である（株）東京大学エッジキャピタルとの連携の下に、研究者等が起業する際の資金提供を含む支援スキームを構築し、その周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利益相反についての周知・利便性を図るため、「東京大学教職員の利益相反行為の防止について」のホームページを開設し、利益相反ポリシー、防止規則等及び自己申告書式に加え、審査先例を掲載した。 http://www.adm.u-tokyo.ac.jp/gakunai/per/perl/reiki/index.html ・東京大学の技術移転関連事業者である（株）東京大学エッジキャピタル（UTEC）による東京大学関連ベンチャー企業への投資は、21 社、総額約 26 億円に及んでいる。また研究者等による起業支援を更に円滑化するため、平成 19 年 1 月に、東京大学エッジキャピタルと発明情報をより早く共有するシステムの構築に着手した。 また、UTEC から科所長等への直接のホットラインが開設される等「UTEC 支援の会」が本格的に稼動しつつある。

<p>【107】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政・公的研究機関の政策形成や研究拠点形成等に学問的視点から寄与する。 	<p>【107】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政・公的研究機関の政策形成や研究拠点形成等に、個々の教員のみならず制度的に関与する仕組みについて引き続き検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済財政諮問会議、財政制度等審議会、総合科学技術会議、中央教育審議会等、政府の主要な委員会の委員として、本学教員が各専門分野の知識・経験を活かしながら、制度改革や政策提言等に貢献した。 また、政策形成等に大学が制度的に関与するため、総長が委員を務める教育再生会議、総合科学技術会議等、重要な委員会については、理事、総長特任補佐、関係分野の教員、総長秘書室を中心にWGを設置して学内の意見を集約するなど、体制を整えた。
<p>○教育研究における国際交流の拡大に関する具体的方策</p>	<p>○教育研究における国際交流の拡大</p>	
<p>【108】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的で合理的な国際交流の体制作りを促進するために国際交流の企画と推進を行うとともに、部局の国際交流室等と協力しながら海外の大学との研究者・学生の交流制度の充実を図る。 	<p>【108】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際連携本部において国際交流の企画と推進を行うとともに、部局の国際交流室等と協力しながら海外の大学との研究者・学生の交流制度の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外大学の国際化の動向を中心とした調査を韓国、英国、フランス、ドイツ、EU、米国で行った。調査結果は国際連携本部のホームページ上に順次公開している。 (http://dir.u-tokyo.ac.jp/index.html) ・東京大学北京代表所の環境整備のため、事務所を移転した。米国イェール大学へのラボ設置準備を進めた。 ・柏IO推進室に外国人研究員等のワンストップサービスを提供するために事務室を設置した。ADB（アジア開発銀行奨学金）留学生・研究者受入れ体制整備、客員研究員の生活支援のための柏の葉ロッジ入居体制整備、留学生の生活支援のための不動産検索支援等を開始した。 ・ASNET（Asian Studies Network：日本・アジアに関する教育研究ネットワーク）において、英語によるホームページを立ち上げ、アジア研究に携わる研究者データベースの構築を進めた。また、ASNETメンバーに海外からの情報をメールで配信し、情報の共有化を図るほか、海外の研究者（中国アモイ大学）等との意見交換を実施した。 www.asnet.dir.u-tokyo.ac.jp/ ・その他、中期（年度）計画【109】の『計画の進捗状況』参照。
<p>【109】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際共同研究の支援、国際会議・国際シンポジウム・研究集会の開催、大型研究グラントによる国際的研究拠点の形成、国際的な学術関連団体・組織・機関への人的貢献等を積極的に行う。 	<p>【109】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・APRU、IARU等の国際的な大学連合の枠組みを活用した国際会議を開催するとともに、AGS（Alliance for Global Sustainability）やBESETOHA（東アジア四大学フォーラム）の活動を軸として、海外での国際サマースクールの実施やフォーラムへの参加など、外国の大学・機関に対しても連携を広げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・IARU（国際研究型大学連合）加盟大学との交流活動を推進し、学長会議、シニアスタッフ会議及び共同研究課題にかかるワークショップ等に積極的に参加。東京大学において「エネルギー、資源、環境」ワークショップを開催した。 ・APRU（環太平洋大学協会）については、平成18年6月開催の学長会議に参加したほか、APRUと共に、平成18年11月にAPRU遠隔教育とインターネット2006国際会議を開催し、世界中の教育界、産業界及び政府機関から専門家が集まり発表、意見交換を行った。 ・AEARU（東アジア研究型大学協会）では、学生サマーキャンプへの参加派遣、教員のワークショップへの参加派遣を行った。 ・平成18年11月に、東アジア四大学フォーラムがベトナムで開催され、四大学のさらなる協力が確認された。 平成18年5月に西安で開催された日中學長会議では、東京大学が取りまとめ役となり、日中主要大学の連携に寄与した。 ・AGS（Alliance for Global Sustainability）推進室にてセミナー（計5回）、研究会（2回）を実施した。AGSプロジェクト助成公募を実施し、41件を採択、国内ワークショップ、シンポジウム等を開催した。 ・「サステナビリティ学連携研究機構(IR3S)」では、平成19年2月に国際研究型大学(IARU)及び日本経済新聞社と共に、国際シンポジウム「資源と環境が支える地球と人類の未来」を開催した。

<p>【110】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生や外国人研究者の受入れ組織の充実・サービス体制の強化、専門教職員の適切な配置を行う。 	<p>【110】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学生に対するホームページの整備・充実を図る。 ・留学生等の生活支援のために、柏 I0(インターナショナルオフィス)を設置する。(053 再掲) ・留学生に対する「e ラーニングによる日本語学習支援」の実施に向け、構想の具体化とコンテンツの製作に着手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生及び入学希望留学生に対するホームページについて、日本語、英語に加え、中国語・韓国語の整備を行い、4ヶ国語による情報提供のサービスを開始した。 ・柏 I0 については、中期（年度）計画【53】の『計画の進捗状況』参照。 ・「e ラーニングによる留学生の日本語学習支援」の実施に向けて、システム設計構想を確定し、コンテンツの製作を開始した。
<p>【111】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流拠点として海外リエゾンオフィスの整備・充実を図る。 	<p>【111】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京大学北京代表所」の活動を本格化させ、留学生に対する支援や学術交流拠点としての機能を充実させる。また、ソウルオフィスの平成 19 年度の開設に向けた準備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京大学北京代表所の環境整備のため、大学地区への事務所の移転を行うとともに、テレビ会議システムの設置など、学内における利用に資するためのインフラ整備を行った。また、北京代表所における留学生の入学試験の実施や、中国における国際シンポジウム開催、同窓会開催などの各種支援を行った。 ・ソウルオフィスの設置に向けた検討を行った。

II 教育研究等の質の向上の状況

(3) その他の目標

② 附属病院に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 附属病院の診療・経営基盤を強化するとともに、経営の効率化と医療サービスの向上を目指した組織・業務の改善を図る。 ● 良質な医療人養成を目指す。 ● 研究成果の診療への反映及び先端的医療の導入を推進する。 ● 医療従事者等の適切な配置を目指す。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○診療・経営基盤の強化、組織・業務の改善に関する具体的方策	○診療・経営基盤の強化、組織・業務の改善	
【112】 ・運営組織を強化するために、病院長のリーダーシップが一層發揮できる仕組みを整える。	【112】 ・病院長のマネジメントを支援するため実施されている執行部会の定着と、決定事項の迅速な実施により、診療報酬改定による収入減対策を講じる。	• 平成 18 年度には大幅な診療報酬改定が行われたが、執行部会で病院幹部の認識を共有し、次のとおり、迅速な対策を講じた。平成 17 年度実績を基に診療報酬改定の影響を試算し、本院経営に与えるインパクトを分析し、対応した。 • 執行諮問会議、診療運営組織、運営支援組織を通じて、現場での情報共有を徹底した。例えば、平均在院日数と病床稼働管理を進めるための情報共有の結果、平均在院日数は平成 17 年度に比べ 1 日近く短縮しつつ、病床稼働率は、病床工事の影響はあるものの、高率を維持した。
【113】 ・医療情報提供サービス向上の観点から、ホームページ等を用いて、診療実績に関する情報の公開及び先進的医療サービス内容の情報提供を推進する。	【113】 ・診療実績や先進的医療サービスに加え、医療の啓蒙活動全般についても、より積極的な広報活動を推進する。	• 東大病院ホームページでは、診療実績、先端医療、セカンドオピニオン外来、担当医表の更新など、患者向けのウェブサイトの充実を図り、便利で分かりやすい情報提供に努めた。 • 診療科別のホームページの更新・充実だけでなく、看護師募集のための DVD 作成やホームページ制作サポート等のさまざまな施策を通じて、積極的な広報活動を実施した。 • 医療の啓発活動として、メディア対応の迅速化に努め、広く世の中に医療知識・医療情報を伝えた。 • 東大病院での研究成果を世の中に広く周知するため、研究発表会やシンポジウムを開催した。(中期(年度)計画【115】の『計画の進捗状況』参照。)
【114】 ・一般病院では行われ難い医療への取組みを継続して行う。	【114】 ・移植医療や高難易度の手術の実施をさらに推進していく体制を整備する。	• 先進医療委員会と医事課を中心として、先進医療の届出を積極的に行う体制を整備したため、先進医療の実施項目が 3 件増加し、14 件となった。 • また、生体組織の保存と利用を行う組織バンク、院内がん登録を推進するキャンサーボード、血管の疾病発見を目的としたバスキュラーボードを設置した。
【115】 ・新しい診断法、治療法の開発や臨床応用を推進する。	【115】 ・セミナー、シンポジウム等を通じて、新しい治療法、診断法の開発や臨床応用の推進を図る。	• 平成 18 年 12 月の先端医療研究開発クラスターシンポジウムでは、附属病院関連の研究活動の成果を公表した。附属病院内では、主に医師を対象として disease biology excellent lecture series (DBELS) を開催し、新しい治療法、診断法の開発や臨床応用の推進を図った。

【116】 ・経営の効率化を図るために、医療・経営の情報管理・分析を強化する。	【116】 ・病院管理会計システム HOMAS を稼働させ、粒度の細かい分析により経営効率化の情報基盤を強化する。	・病院管理会計システム HOMAS が稼働し、診療科別の経営情報が得られるようになった。従来から集計していたデータに加え、収益と費用について、比率・時系列変化・対比・用途別の分析を行い、より精度の高い収益・費用データを組み合わせた資料を作成し、活用した。
【117】 ・医療の質の評価と向上及び危機管理体制を強化する。	【117】 ・臨床指標を用いた医療の質改善に取り組むとともに、全国の大学病院の医療の質調査の中心的な役割の一つを担っていく。病院長直轄の危機管理体制の組織を強化し、現場のチェックと指導の強化と迅速化を推進していく。	・東大病院が中心的な役割を果たし、平成 17 年度に引き続き全国の大学病院の医療の質調査を実施した。院内では調査の結果を反映し、待ち時間の短縮化に向けた予約制の推進などの業務改善を行った。 ・各部門における運営方針を定期的に議論することなどの診療運営組織の活動により、各部門における管理及び運営が迅速かつ強固になった。 ・感染対策などの危機管理に関しては、平成 17 年 12 月に設置した感染対策センターを移転し、医療安全対策センターと隣接させて情報共有を図るなど連携を強化した。また、従来 1 名であった ICN(感染管理認定看護師)を 2 人体制とし、リンクドクター(病院感染対策担当医)の規程を整備し、位置付けや業務内容を明記するとともに、病院長からの発令を行い、意識を高めた。
○良質な医療人養成のための具体的方策	○良質な医療人養成	
【118】 ・診療参加型臨床実習（クリニカル・クラークシップ）の充実、小人数実習等による臨床医学教育の充実、臨床医学・健康科学と連携した社会医学領域の教育の充実等に取り組む。	【118】 ・診療参加型臨床実習は、院内ののみならず都内市中病院や英米大学病院等で充実した実習を図る。少人数実習等による問題基盤型学習はこの方法を用いた倫理教育、プロフェッショナル教育、医療安全や EBM 教育に取り込み、臨床診断実習等を充実させ、OSCE による評価を行う。	・臨床医学教育の充実に向け、医学部 5、6 年生にはクリニカル・クラークシップや BSL (Bed Side Learning) 等診療参加型臨床実習の充実を図り、4 年生には小人数を中心とする問題基盤型学習や診断学実習の更なる充実を図った。 特に少人数グループ学習では、医療安全の教育、科学的根拠に基づく医療の教育、プロフェッショナリズムの教育、情報管理教育などについても問題解決型教育で学習を促進した。 ・また、病院内の臨床技能実習室を活用するなどシミュレーション教育を充実させ、全学年を通して、参加型の臨床医学教育の充実を推進した。これらの学習の評価として臨床実習前共用試験 (CBT 並びに OSCE) による評価を厳正に行った。
【119】 ・卒後臨床研修（初期・専門）体制の整備を図る。	【119】 ・内科研修の充実に続き、外科研修の更なる充実、地域保健医療の充実に向け、新たな施設の確保など、2 年間の反省点を重視した研修内容に取り組む。初期研修に統一しては、3 年目研修に向けて一層魅力的な研修内容を用意することで、大学病院ならではの高水準な研修を図るとともに、指導的人格を養成する。	・卒後臨床研修体制については、総合的内科研修、救急医療の研修、選択科目の多様化、医療安全の充実、研修医を Jr. リスクマネージャーに採用する等、新制度 3 年目に向けて更なる充実を図った。国立大学病院としては 4 年間マッチングにおいて定員を満たすなど高い実績をあげている。 ・卒後 3 年目の専門研修プログラムについても充実を図り、160 を超すコースを用意するにいたった。なお、本プログラムについては多数の応募者があり、190 名を超える医師に対してプログラムに則った専門医研修を開始した。本院での勤務者は各診療科と調整の上 69 名とした。
【120】 ・医療従事者の生涯教育、専門医資格等の取得に必要な教育・研修	【120】 ・教職員への能力開発・向上や資格取得等の講習会・研修会を	・医療評価・安全・研修部、総合研修センターでは、病院の全教職員への能力開発・向上や生涯教育や資格等の取得に必要な研修会や接遇改善のための研修会を開催した。さらに、新たに採用になった医師への研修会（新人研修；病院長、総合研修センター長）、研修医を対象

体制を整備する。	開催する等、高度な専門職業教育や社会人再教育などを積極的に進める。また、研修医を始め新たに採用になった者全てにオリエンテーション等による、安全教育中心の高水準の研修を積極的に行う。手技による実習やBLS、職種に応じた様々な研修・実習に加え指導医に対する講習会等も積極的に行い、指導的人材を養成する。	とした学術講演や、結紮縫合等の実習、看護職員・技術職員・事務職員等それぞれの専門性を高める研修、学部学生に対するBSL（Bed Side Learning：臨床実習）をはじめとする安全教育を中心とした研修・実習を実施した。また各々の職種に対する全国レベルの研修も主催した。 ・医療安全対策センターでも医療に係る安全管理のための研修を企画・運営し、院内の他の委員会とも連携して108回、延べ5795名に対し研修を実施した。その他、医療安全教育のためのDVDを作成し、各種の研修に活用した。さらに平成17年度から導入している医療安全のeラーニングを利用し、個人情報保護に対する教育を行った。
○研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策	○研究成果の診療への反映や先端的医療の導入	
【121】 ・研究を活性化する組織的な体制作りと従来の医学系研究科の枠組みを超えた新しい研究分野の形成を推進する。	【121】 ・運営委員会活動を通じて、研究体制の強化、効率化を図る。先端医療開発研究組織としてのトランスレーショナルリサーチセンターの設立を図る。 ・22世紀医療センターを正式に設立をするとともに活動を開始する。	・教育研究支援部会の定期的開催、院内向けホームページの公開等により、情報を周知し、研究者の労働安全、試薬等の管理体制を強化したことなどにより、研究体制の強化及び効率化を実現した。 ・また、研究倫理等に関するeラーニング、各研究室の運営状況に関するラウンド調査を試行した。 ・トランスレーショナルリサーチセンターと22世紀医療センターが正式に発足した。22世紀医療センターは中央診療棟2内で活動を開始し、関連のシンポジウムも頻回に開催した。
【122】 ・附置研究所附属病院は、医学部附属病院と連携しつつ、その研究成果を社会に還元するために探索的臨床研究の推進を図る。	【122】 ・附置研究所附属病院は臨床試験を推進するための施設・体制を強化する。	・リサーチコーディネーターの教育コースの開設と受講者への認定書を交付した。 ・附置研究所附属病院における臨床試験（研究）のための機能病棟を確立した。具体的には、臨床試験（研究）における予期せぬ有害事象発生時の対応に4階病棟のICUをあて（重大有害事象対応病室）、6階病棟の3室を、臨床試験（研究）参加者に緩和ケアが必要になった際に使用する病室とした。
【123】 ・医学部附属病院は、総合的な臨床体制の更なる整備と充実を図るために、附置研究所附属病院等との連携推進、寄付講座開設の促進、臨床生命情報学（クリニカル・バイオインフォマティクス）を含めた社会医学領域の研究体制の再構成等の取組みを図る。	【123】 ・22世紀医療センターを正式に設立をするとともに活動を開始する（【121】再掲）。トランスレーショナルリサーチセンター構想を含めた寄付講座や、臨床生命情報学（クリニカル・バイオインフォマティクス）研究ユニットの活動をより推進する。	・トランスレーショナルリサーチセンター、22世紀医療センターが正式に発足し、臨床疫学研究を行う複数の講座が、研究の準備を行った。またこれらに加え、平成19年度発足を目指して、予防医学をはじめとする複数の寄付講座等の設立準備を行った。
【124】 ・臨床研究の安全確保体制の充実や研究内容の周知・公開等の取組みを行う。	【124】 ・教育研究支援部等の活動推進や、研究倫理セミナー開催など研究の安全確保体制の強化に努	・教育研究支援部会の定期的開催、研究倫理セミナーの開催に加え、院内向けホームページによる情報周知等により、研究の安全確保体制の強化を図った。また、先端医療研究開発クラスターシンポジウムをはじめとして、積極的に研究成果を公開した。（中期（年度）計画【115】の『計画の進捗状況』参照。）

	める。シンポジウム、セミナーなど研究成果の公開に努める。	
○医療従事者等の適切な配置に関する具体的方策	○医療従事者等の適切な配置	
<p>【125】</p> <p>・病院長のリーダーシップのもとに、教育、診療、研究のいずれの機能も低下しないように配慮しつつ、医療従事者の柔軟かつ適切な再配置を継続的に行うことを目指す。</p>	<p>【125】</p> <p>・教育、診療、研究のいずれの機能も発展するように配慮しつつ、医師のみならず技術系職員に対しても柔軟かつ適切な再配置を継続的に行うことを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育、診療、研究の発展及び技術系職員の業務負担に配慮しながら、中央診療棟2の開設に対応し、人員の再配置を行った。 ・平成19年度から7:1看護体制に移行することを目指し、幅広く人材（看護師）の募集を行い、当初目標の300人を採用することが出来た。

II 教育研究等の質の向上の状況

(3) その他の目標

③ 附属学校に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな学校種である中等教育学校のモデル校の役割として、教育課程・カリキュラムの研究開発を含めた、望ましい中等教育学校運営のあり方を実践を通して示す。 ● 学外からモニタリングする仕組みを整え、学外からの意見を積極的に学校運営に反映する。また、中・長期の視点に立った柔軟かつ機動的な意思決定を可能とする仕組みを学校運営に取り入れるように努める。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>○中等教育学校のモデル校としての役割に関する具体的方策</p> <p>【126】 ・中等教育学校のモデル校として、生徒の全人的な成長を促進させる要因に関わるデータや入試関連データの収集・蓄積を行い、全学と連携・協力しながらカリキュラムのモデルを提示する。大学とのカリキュラム接続についても検討を開始する。</p>	<p>○中等教育学校のモデル校としての役割</p> <p>【126】 ・協同学習システムの構築（「学びの共同体」づくり）を一層推進するとともに、その課題を明確化し、附属学校にふさわしい協同学習システム作りを目指す。 ・生徒データ委員会を情報管理委員会がサポートする体制を整えるとともに、中高一貫校のカリキュラム開発をさらに進める。（126）</p>	<p>・各学年の公開授業・授業検討会を蓄積して平成19年2月に第6回全国中高一貫教育研究大会を「学びの共同体」づくりを中心に開催し、本校の中高一貫カリキュラムの特色と課題を明らかにした。 ・中高一貫校のカリキュラム開発については、生徒データ委員会の機能をカリキュラム委員会が担い、情報管理委員会と協力の下に協同学習システムと授業との関係について検討を開始し、分析を加えた。 また、カリキュラム委員会は、各教員に「学びの共同体」づくりと授業作りについてのアンケートを行い、結果を取りまとめ、運営委員会に報告した。</p>
<p>【127】 ・附属学校の使命として、教育学研究科・教育学部の研究・実践のフィールドや、全学の学生のための教育実習校の役割を積極的に果たしていくとともに、教育学研究科と密接に連携してより効果的な実習のあり方を追求する。</p>	<p>【127】 ・教育学研究科に新設された学校教育高度化専攻との新たな協力関係について検討する。</p>	<p>・平成18年度に新設された学校教育高度化専攻との共同研究と「学びの共同体」づくりの進展について、平成19年2月に開催された第6回全国中高一貫教育研究大会で発表し、教育学研究科教員と大学院学生が附属中等教育学校を授業研究の場とする中等教育学校のモデルの概略を提示した。 ・学校教育高度化専攻の大学院学生と附属学校の教員が授業方法等について教科別に意見交換を行い、その結果を受け、大学院学生の継続的な授業見学、教員との協同による授業作り及び授業検討を開始した。 ・教育研究と教員養成に貢献するため、学校教育高度化専攻の大学院学生の実習や卒業生の教育実習を実施した。</p>
<p>○学校運営の改善に関する具体的方策</p> <p>【128】 ・学校運営、教学の両面にわたり、学校長の意思決定に関わる情報収集や解析等の実務を支援する</p>	<p>○学校運営の改善</p> <p>【128】 ・校務分掌の工夫、学校長・副校长及び運営委員会を中心とする運営システムづくりをさらに</p>	<p>・学校運営を確実なものとするため、平成18年度に、従来の財務委員会を副校長の下に予算委員会として位置づけ、運営委員会の下に学校保健安全委員会を設置し、引き続きこれらの円滑な運営に努めた。 ・校務分掌を更に整理し、学年主任を中心に「学びの共同体」づくりを推進した。</p>

組織を設置する。	進める。	・運営委員会のメンバーとして事務職員を加え、情報の共有化を図った。 ・副校長・運営委員会委員と各部長をメンバーとする総務委員会を定期的（ほぼ1ヶ月に1回）に開催し、「小学生への体験授業」、「創立60周年記念事業」などを審議し具体化した。
【129】 ・教育課程や教育研究組織など教学面に関する重要事項や方針を審議するために学外者を含めた組織を設置する。	【129】 ・学校評議員会を3回程度開催し、学外者の意見を全教職員に周知し、学校運営に生かす。	・学校評議員会を開催し、学習・生徒指導について学外者の意見を求めるとともに、中野区の中学校との交流を検討した。 ・生徒、保護者及び教職員で構成する三者協議会では、「本校の魅力」、「インターネット携帯の使い方」等について討議した。三者協議会で提案を受け、小学生を対象とした体験授業を9月2日と9月16、17日の文化祭に併せて実施し、150名の参加を得た。なお、本取組を契機とした学校紹介パンフレットの作成、周知により推薦選抜、一般選抜ともに応募者が増加（前年比45%）した。 ・学校評議会、三者協議会で得られた学外者の意見については、職員会議を通じて全教職員に周知した。
【130】 ・学校内部における財務管理機能の充実を図る体制を早急に確立する。	【130】 ・予算委員会を引き続き強化し、予算の合理的な配分をシステム化する。 ・予算の立案、執行システムをスムーズにするため、附属学校事務と本学事務部との指導・協力関係を体制化する。	・附属学校予算委員会を定期的（ほぼ2か月に1回）に開催し、予算の合理的な配分のシステム化等について検討を行い、予算書決算書を予算の配分システムに基づく形式にした。その他、空調施設の事務室一元管理など、電気料金の節約（前年比10%削減）を図った。 ・職員会議や総務委員会で予算の執行についての教職員の意見を集約し、定期刊行物の購入削減など各費目を洗い直し節約に努めた。 ・教育学部事務部と協力し、予算・決算案の形式を教育学部と同一とするなど、附属学校事務と教育学部事務部との指導協力関係を強化し、予算の立案、執行システムをスムーズにした。
【131】 ・他の中等教育機関や高等教育機関との人事交流を積極的に進めるとともに、教員研修のために各種の学術的・教育行政的資源を効果的に活用する。	【131】 ・他の附属学校等との人事交流については引き続きその可能性を追求する。 ・教育学研究科に新設された学校教育高度化専攻との新たな協力関係について検討する。 （【127】再掲）	・奈良女子大学附属中等教育学校・名古屋大学教育学部附属中・高校との間で人事交流の可能性について協議し、その結果、公開研究会で授業見学を行う際に3校共通の授業評価を行い、人事交流の検討の資料とした。 ・東京都及び特別区の中高一貫校と交流し、学校運営、カリキュラム研究、授業研究などにおいて、本校の中高一貫教育の成果と課題を提供した。

II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

I 教育方法等の改善

■教育機能の強化

(1) 教養教育の組織的取組

東京大学では、教養教育（リベラルアーツ教育）を学部教育の基礎として重視する立場から、社会の動きと時代の要請にあわせて前期課程教育を活性化する方策をたえず行ってきた。これを踏まえ新しい学習指導要領で学んだ学生が入学する平成18年度には、総合的に対応すべく全学的協力体制のもと、理系を中心とする基礎教育の強化、科類ごとのカリキュラムの明確化、学生の学びの動機付けの重視を柱とする新カリキュラムを実施した。特に、主題科目について体験を通じての学習によってこれまで以上に幅の広い教養を身につけることを目的として新たに開始した「全学体験ゼミナール」、及び少人数で行うゼミ形式の「全学自由研究ゼミナール」を全学の教員によって開講した。あわせて、平成18年度入学者から、従来の科類ごとに進学枠を指定した進学振分け制度^{*}に加えて、入学後の進路選択の幅をさらに広げ、本人の希望・成績等により進学の際の選択肢を増やす新しい進学振分け制度を実施することとしており、その詳細を「履修の手引き」に盛り込み平成18年度入学者へ配付し周知を図った。また、通常の学部ガイダンスとは別に、1年生を対象に新しい制度の理解を得るために、前期課程主催の「平成20年度進学振分け」ガイダンス、及び後期課程各学部主催のガイダンスを実施した。

このような改革を一層積極的に展開するための組織として「教養教育開発機構」を平成17年4月に設置し、「高校物理演示実験・生徒実験集」を刊行、英語アカデミックライティングコースを開講するとともに、初年度教育に関するアメリカ・アジアの大学との交流、東アジア4大学フォーラムでハノイ宣言を採択するなど教養教育に関するアジア主要大学との交流を推進した。また、工学部においては工学教育改革の推進を目的として、「工学教育推進機構」を平成17年4月に設置し、「教養教育開発機構」と連携している。

※) 東京大学では、学生は文科一類、二類、三類、理科一類、二類、三類の6科類に分かれて入学し、入学後、最初の2年間を前期課程（教養学部）で学び、3年生から後期課程（専門学部）に進学する「進学振分け制度」を実施している。

(2) 学部初年次教育の強化に向けた取組

文部科学省の「大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）」に採択された取組「国際標準の学部初年次教育実現のモデル構築－留学生も視野に入れた先進的研修プログラムの試行－」を推進し、教員延べ6名と職員10名をハーバード大学とペンシルバニア州立大学に派遣し、初年次教育プログラムの理念や実践を学ぶ本格的な研修を実施した。これとあわせて、駒場Iキャンパスで特別セミナーや国際シンポジウム「国際標準の学部初年次教育実現に向けて」（公開）を開催し、多数の参加を得た。さらに、東アジア・

リベラルアーツ・イニシアティブでは、南京大学をはじめとするアジア主要大学との交流を推進し、教育の国際化に目覚ましい成果を上げた。

これに加えて、初年次プログラムの新規事業として、2007年度入学予定者を対象とした新入生歓迎プログラム「FRESH START@駒場」を3月末に開催した。

(3) 教育への新たな取組（学術俯瞰講義）

今日の学術は加速度的かつダイナミックに進展しているが、その結果として、ひとつひとつの先端学問分野が他の分野とどう繋がり、より広い学問領域の中でどのような位置にあるのかを把握することが難しくなっている。このような背景のもと、学部1、2年生に「知」の大きな体系や構造を見せることにより、自らが現在学んでいる授業科目の意義や位置付けを認識させ、将来への展望を与えることによって学びへの動機を高めることを目的として、総長のリーダーシップの下、平成17年度冬学期から「学術俯瞰講義」を創設した。

平成18年度は夏学期1講義「社会の形成」、冬学期2講義「学問と人間」、「生命の科学」を実施した。以降学期ごとに2講義（文系1、理系1）を実施することとした。

また、学術俯瞰講義の実施に係る企画を組織的に行うため教育運営委員会の下に学術俯瞰講義企画部会を設置することを決定した。

(4) 教育方法改善の具体例

東京大学教育リデザインプロジェクト「TREE : Todai Redesigning Educational Environment」は、「情報通信技術を活用して、東京大学の教育を改善すること」をミッションにかけ、平成18年度においては以下のとおり着実に成果をあげた。

TREEプロジェクトは、下記のサブプロジェクトから構成されている。

① UT Open Course Ware(以下、UT OCW)

東京大学の正規の授業のネット公開をめざすUT OCWは、年間10講義の公開を目指し平成17年度から開始された。平成18年度は12講義の公開を行うと共に、新たに定年教員による最終講義の収録・公開を行うことが新事業として加わった。平成18年度は20の最終講義の収録を行った。

② TODAI TV

自学自習（Self-learning）、未履修科目等の学習支援として、インターネット上で基礎講義や著名人による講演会等のビデオと資料の配信及び公開を行う事業である。平成17年12月から配信を開始し、平成18年度までに12の講演・講義等を配信した。

(3) MEET(マイクロソフト先進教育環境寄附研究部門)

MEETは、平成18年4月に大学総合教育研究センターに設置された寄附研究部門であり、そのミッションは、ITを活用した先進的な教育環境整備である。

MEETでは、各部局と連携し、教員一学生間、学生間の双方向性の高い授業を可能にするスタジオ教室の開発（駒場アクティブラーニングスタジオ）、シラバス（授業カタログ）の電子化、ビデオ映像アーカイブ（NHK放送アーカイブスを利用した学習支援システム）、ペンコンピューティング、モバイル技術を活用した新たな教育環境の研究開発に着手した。

特に、駒場アクティブラーニングスタジオ（KALS）については、最新のICT環境を実装し、FDにも利用可能なモデル教室として瞬間調光ガラスの壁面を整備したほか、専任スタッフが教員を支援する体制も整備し、世界でも最先端のアクティブラーニング教育環境を実現した。

なお、TREEプロジェクトをさらに推進するため、全学教育コンテンツ開発室を設立した。

(5) 大学院教育の充実

社会的要請等を踏まえた大学院教育を更に充実するため、工学系研究科マテリアル工学専攻に環境マネジメント工学コースを平成19年4月に設置する準備を進め、入学試験を実施した。加えて、医学系研究科に、指導的な役割を果たす公衆衛生分野の高度専門職業人を養成することを目的とする専門職大学院を平成19年4月に設置する予定であり、入学試験を実施した。

また、新領域創成科学研究科にサステイナブルな社会の実現のために、国際的な視野を持って貢献できる人材の育成を目的として、すべての講義・演習を英語で行うサステイナビリティ学教育プログラム修士課程、工学系研究科に都市計画・都市マネジメント・都市整備・空間デザインに関する統合的・実践的・国際的な知識と技術を修得した高度専門職業人の養成を行うことを目的とする社会人修士課程として、都市持続再生学コースを平成19年度から設置する予定であり、学生募集要項を作成した。

(6) 部局横断的な横型組織の教育

融合領域の学問分野については、部局横断的な横型組織の教育への参画を本格的に進めている。

具体的には主に学部前期課程の生命科学教育を支援する試みとして、学内の横断的組織である生命科学教育支援ネットワークにより昨年刊行した理科一類用教科書「生命科学」に続き、理科二・三類用教科書「理系総合のための生命科学」を刊行した。学部後期課程では、経済学部に金融学科、理学部に生物情報科学科を平成19年4月に設置する予定である。

大学院レベルでは、ASNET（日本・アジアに関する教育研究ネットワーク）推進室が各研究科と協力して企画・運営・実施する修士課程向け教育活動として、地域やディシプリを問わず日本・アジアから考え、広く日本・アジアと世界の課題に取り組む「日本・アジア学講座」を冬学期に10の授業科目を開講した。また、複数の研究科の学生を対象とした共通授業科目を置くことができるよう学内規則を改正し、詳細について来年度検討する予定である。

(7) 教育戦略の明示

学校教育法の改正に伴い、各研究科等の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を明示した。

II 学生支援の充実

(1) 学生表彰（総長大賞）の実施

学生表彰制度は、本学学生を対象として「優れた評価を受けた」、「優秀な成績を修めた」、「本学の名誉を高めた」など顕著な功績があつた個人又は団体に総長が表彰を行うものであり、平成14年度から実施されている。

発足より5年目を迎えた本表彰制度について、学生の顕彰の機会を充実するという観点から制度の見直しを検討し、平成18年度より、これまでの「総長賞」に加えて、年間の総長賞受賞者の中から特に優れた者に対して授与を行う「総長大賞」を新設、授与した。また、各部局レベルでも顕彰の機会を設けることを奨励した。

(2) 大学独自の学生奨学制度の実施

法人化によって得られた財政面での条件を生かして平成16年度に設けた大学独自の学生奨励制度を以下のように引き続き実施した。

- ① 私費留学生 79名に月額15万円を提供する外国人特別奨学制度
- ② 26名の学部学生と大学院学生の短期留学を支援した国際学術交流活動等奨励事業
- ③ 125名の大学院学生の海外での学会参加や研究調査を支援した学術研究活動等奨励事業（国外）
- ④ キャンパスツアーなど大学の事業を担った学部学生1,307名に総額2,162万円を支給したジュニア・ティーチング・アシスタント制度
また、学術研究活動等奨励事業（国外）として、国際的に通用するレベルの高い学生を育成するため、イエール大学開催の夏期英会話研修に参加する5名の日本人大学院学生に総額100万円を支給した。

(3) 授業料免除枠の拡充

- ① 授業料値上げに伴う学生への経済的支援として、平成17年度同様これまでの授業料免除枠に増額分（1億円）を加算し、授業料免除枠の拡充を行った。
- ② 東京大学アクション・プランに掲げた「全世界に、特にアジアからの優秀な留学生の獲得と、そのための戦略的構築・奨学金制度の充実」を実行・展開するため、中国政府派遣大学院生留学プロジェクトによる学生の受け入れについて、『東京大学における「中国政府派遣大学院生」に対する授業料等の不徴収に関する規則』を制定し、平成19年10月からの受け入れに備えた。

(4) 大学院博士課程の学生に対する奨励制度の充実

学生、特に大学院博士課程の学生に対する奨励制度の充実が急務であるという認識に基づき充実に努め、授業料免除、独立行政法人日本学術振興会や独立行政法人日本学生支援機構の制度、民間奨学金、上述のような大学独自の奨励制度に加えて、21世紀COEプログラムの資金を活用したRA、TAの拡大を図り、平成18年度にはRA採用が2,787名、TA採用が延べ約21万時間に達した。

(5) 学生宿舎の拡充

学生宿舎の整備については、平成18年6月20日に「本部共通施設運営委員会」において取りまとめられた「東京大学宿泊施設整備計画報告書」に基づき、長期借入金の活用など新しい整備手法により「旧追分学寮跡地」(東京都文京区向丘)に学生(日本人学生及び外国人留学生)及び外国人研究者のための施設(国際村Ⅰ期計画)の整備に着手した。

また、学生宿舎の確保に向け、既存の学寮の整備方法について検討を開始した。さらに、外国人学生、外国人研究者用宿舎として、「国際村」(東京都文京区目白台附属病院分院跡地)の整備計画を取りまとめたほか、柏キャンパスにおける宿舎の整備計画の検討を開始した。

(6) キャリア形成支援の充実

① キャリア相談体制の強化

設置2年目のキャリアサポート室では、キャリアアドバイザを合計9人に増員し、約1,800件の相談に応じた。

② 知の創造的摩擦プロジェクト交流会

各界で活躍する主として若手の本学卒業者と学生との交流の場として、「知の創造的摩擦プロジェクト交流会」を本郷キャンパス及び駒場Ⅰキャンパスで開催し、各回とも卒業生約150人、学生400人程度が参加した。

③ 卒業生による業界研究会、合同会社説明会

学生のキャリア形成支援として、また就職活動支援として、平成19年3月卒業・修了予定者を対象に、合同会社説明会を合計4回開催した。さらに、卒業生による業界研究会を本郷キャンパス及び駒場Ⅰキャンパスで合計7回開催した。一開催の平均出展社数は約30、平均参加学生数は約400であった。

(7) 学生相談体制の充実

学生相談件数の増加に対応するため、安田講堂2階に相談スペースを増設する工事に着手した。また、柏学生相談所の相談員を2名増員し相談スペースも1室から2室に拡充した。さらに、学生相談所、保健センター精神科、ハラスマント相談室などの機能を統合した学生支援センター構想の実現に向けて、各相談窓口の連携を図るため第1回相談連絡会を開催した。

(8) 女子高校生のための大学説明会開催

平成18年12月下旬に、東京大学男女共同参画室と協力して、東京大学で初めての女子高校生のための説明会を開催し、全国から約450人の女子高校生等が参加した。

(9) 課外活動施設の充実

第二食堂地下プールについて、老朽化著しいプール水循環濾過装置を更新・整備するとともに、衛生面の改善の一環として換気設備の新設並びに男女トイレを更新した。また、安全面から利用者を配慮して、硬式野球場・テニスコート等の体育施設、各地に所在する保健体育寮の設備を改修・更新した。サークル室等の整備は共同スペースを貸し出すなどで対処し利便に供した。

(10) 福利厚生の充実

① 学生が課外活動中に傷害事故や通学途上で災害や事故にあった場合に補償する保険はこれまで学生の任意加入としてきたが、福利厚生の向上の観点から平成19年4月1日から大学が保険料を負担し全学生を対象として学生教育研究災害傷害保険に加入することとした。

② 駒場Ⅰキャンパスにおいて、快適なキャンパスライフを支援する福利厚生施設の「駒場コミュニケーション・プラザ」が全面的に完成した。これにより、学生食堂や購買部の充実が整い、学生の生活基盤が飛躍的に改善された。

(11) バリアフリーの実現と構成員の多様性を育むための環境整備

バリアフリー支援室を中心に、障害者雇用を推進するとともに、先端科学技術研究センターを中心にバリアフリーシステムについてシンポジウム等を開催した。また、障害をもった学生及び教職員で、支援を必要とする方へ個々のニーズにあった人的・物的支援を実施した。また、「東京大学施設のバリアフリー化に関する基本方針」に基づきバリアフリーなキャンパス整備を推進した。

III 研究活動の推進

■全学的新機軸研究の推進

総長室総括プロジェクト機構に、ジェロントロジー寄付研究部門が新たに発足し、医学、工学、経済学、社会学、心理学などの各学術分野で蓄積された知識や技術を融合させた学際的研究を開始した。

また、地球観測データ統融合連携研究機構、放射光連携研究機構、生物機能制御化合物ライブラリー機構、ナノ量子情報エレクトロニクス研究機構が新たに発足した。

■ 「Proprius21」による大型共同研究の推進

産学連携研究推進部に産業界から特任教員 3 名を採用し、共同研究を開始するに当たって、目に見える成果を創出するために研究課題に最適なパートナー（研究者）を学内で探索しながら研究テーマを絞り込み、事前に共同研究の実施計画を立案することを目的とした「Proprius21」を通じて、大型共同研究の推進を図り、平成 18 年度は 13 件が終了し、計画共同研究費として 3.2 億円を獲得した。

■ 研究者支援

- ① 就業規則を改正し、自己啓発の一環として、教職員が国内外の大学又は大学院への修学を申し出た場合には、職務遂行への有益性及び業務の支障の有無等を勘案の上、休職により修学することが可能となった。
- ② 平成 18 年 4 月に設置した「男女共同参画室」主導で、平成 18 年 12 月に「教職員・学生等のための保育施設整備の基本方針」を策定し、数箇所の設置・整備に着手した。さらに、平成 19 年 3 月に「男女共同参画推進計画」を策定した。また、「東京大学次世代育成支援対策行動計画」に基づき、子育てに関する情報提供及び諸制度を紹介するホームページの開設並びに仕事と育児の両立支援等について意見を把握するために全教職員を対象にアンケートを実施した。
- ③ 柏図書館では、自然科学系学術雑誌バックナンバーセンター機能の強化のため、既設の自動化書庫(50万冊収納)に増設工事を行い、平成19年3月29日に当初計画のとおり100万冊収納能力を達成した。また、自動化書庫からの複写物を電子的に提供するシステム(e-DDSサービス)の送信対象範囲を全キャンパスに拡大し、資料提供の全学的迅速化を実現した。（【43】参照）
- ④ 堀場コンファレンスの規程や選考手順などを整え、初年度のコンファレンスを採択した。

IV 全国共同利用の推進

東京大学では、地震研究所、宇宙線研究所、物性研究所、海洋研究所、情報基盤センター、気候システム研究センター、素粒子物理国際研究センター、空間情報科学研究センター及び大規模集積システム教育研究センターの 9 つの全国共同利用の附置研究所・センターを擁し、全国共同利用活動を展開している。これらの研究所・センターでは、基礎研究から応用研究に至るさまざまな研究領域を探求することはもとより、全国共同利用機関の特色を生かし、外部から客員教員等を招き、国内外の研究機関等との共同研究や、多様な形の研究連携、国際連携、産学官連携及び部局横断的学際的プロジェクトを推進し、実践的な教育研究に貢献している。（具体的な活動内容については「資料編」を参照。）

特に、東京大学では全国共同利用の重要性にかんがみ、全国共同利用の推進を目的とした予算措置上の優遇措置を図っている。すなわち、研究所など

各部局の経常経費相当分に「全学協力係数」（△1%）を乗じて配分留保し、学内再配分資源として活用しているが、取り組みが十分機能するように上記の経常経費相当分のうち全国共同利用経費に相当する分については、「全学協力係数」を免除している。

なお、研究活動の状況については、各研究施設の一般公開やシンポジウム等を通じて積極的に情報提供しているほか、アウトリーチ活動を推進する室等を設け、社会への普及・啓発に努めている。

V 社会連携・地域貢献、国際交流等の推進

■ 産学官連携の促進

研究成果の社会還元のための全学的体制として整備した「産学連携本部」は、文部科学省の「スーパー産学連携本部」の選定・指定を受け、共同研究の活性化を実現するための新たな試みや知的財産の管理・運用の促進、更に当該知的財産の活用に係わるベンチャー起業等を通じた新規産業分野の創生に至るまでの、まさに大学の「知」を社会へ目に見える形で還元すべく、全学的かつ組織的な産学官連携を以下のとおり着実に進めた。

- ① 共同研究の新スキームである「Proprius21」の推進（平成 18 年度 13 件 終了、計画共同研究費 3.2 億円）
- ② 大学のソフトウェアの社会への移転スキームについての調査・検討開始
- ③ 東京大学 TLO へ出資（出資比率 57.5%）による産学連携業務の更なる強化
- ④ 国際産学連携強化に向けた、文部科学省モデル事業の日米特許法の差異等の調査を実施
- ⑤ 起業を目指す学生・研究者の育成のための「東京大学アントレプレナード道場」実施を定例化
- ⑥ 大学発ベンチャー支援施設「東京大学アントレプレナープラザ」の平成 19 年 6 月開業を目指して建設を推進（平成 19 年 5 月竣工）

■ 国際交流、国際貢献の推進

(1) 国際連携本部

平成 17 年度に設置した国際連携本部に置かれた国際企画部、国際支援部、IO 統括部において引き続き本学の国際化推進のための取組を行った。

- ① 国際企画部：海外有力大学の国際化に関する情報を提供する「国際戦略ライブラリ」作成のための海外調査を実施するとともに、それらの成果を国際連携本部ホームページ上で公開した。
- ② 国際支援部：総長外交の積極的支援、北京代表所の機能強化、全学的な国際ネットワークの推進を図った。
- ③ IO 統括部：留学生や外国人研究員等の学内文書へのアクセス改善のため、平成 17 年度に行ったニーズ調査に基づき、汎用性、緊急性、需要度の高い文書から優先的に英文化を実施した。また、多言語環境の整備の一環とし

て、中国語版に続き、東京大学概要韓国語版を作成した。

(2)国際大学連合への積極的参加

IARU（国際研究型大学連合）、APRU（環太平洋大学協会）、AEARU（東アジア研究型大学協会）、BESETOHA（東アジア四大学フォーラム）及びAGS（Alliance for Global Sustainability）の国際大学連合の活動に積極的に参加し、活動を行った。特に、IARUでは東京大学が「エネルギー・資源・環境」分野の共同研究において中核的役割を果たしているほか、今後教員交流、学生交流、研究協力、共同学位や二重学位制度など研究教育におけるさまざまな連携を進めている。また、本学が中心となり、APRU、AEARUとの共催で平成18年11月に東京大学で遠隔教育とインターネット（DLI）に関するシンポジウムを開催するなど、これら大学連合の大規模な国際会議を通じて世界的に東京大学のプレゼンスを示すことができた。

(3)海外拠点の強化

平成17年度に全学的海外拠点として設置した東京大学北京代表所について、研究・教育、産学官連携、同窓会活動等の活動拠点としての機能を一層強化するため、大学地区への移転を行った。また、IARU加盟が契機となり、東京大学とイエール大学との協力関係が急速に進展し、平成19年9月にイエール大学に日本学を中心としたラボラトリ（イエールUTラボ）を設置することがイエール大学との間で合意された。こうした連携強化により、米国での日本学に関する研究活動の活性化、イエール大学の教育への寄与、教員・学生・事務職員交流への発展が期待される。

■卒業生との連携強化

卒業生との連携強化のため、卒業生ポータルサイト（TODAI for tomorrow）を開設するとともに、卒業生カードの発行等の卒業生サービスを実施した。また、「知の創造的摩擦プロジェクト」など、キャリアサポートの取組の一環として、卒業生と学生の交流を拡大した。

V 附属病院、附属学校の機能の充実

■附属病院の機能の充実

（1）質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のため必要な取組が行われているか。（教育・研究面の観点）

○教育や臨床研究推進のための組織体制（支援環境）の整備状況

- 卒後3年目の専門研修プログラムの充実を図り、160を超すコースを用意した。
- トランスレーショナルリサーチセンター、22世紀医療センターが発足した。
- e-learningによる倫理、個人情報保護、労働安全の教育研修を行った。22世紀医療センターの寄付講座がさらに1講座増加し、合計20講座となった。センター全体は中央診療棟2内で活動を開始した。
- 平成19年度発足を目指して、予防医学をはじめとする複数の寄付講座等の設立準備を行った。
- 教育研究に関連した範囲で、検診業務の受託を開始した。

○教育や研究の質を向上するための取組状況（教育研修プログラムの整備・実施状況、高度先端医療の研究・開発状況等）

- 先端医療研究開発クラスターインポジウムを開催し、附属病院関連の研究活動の成果を公表した。
- 内部ではdisease biology excellent lecture series、各研究部門の自主開催によるセミナーを開催し、新しい診断法、治療法に関する知見の普及を図った。
- 病院の全教職員への能力開発・向上や生涯教育や資格等の取得に必要な研修会や接遇改善のための研修会を開催した。
- 研修医を対象とした学術講演や、結紮縫合等の実習、看護職員・技術職員・事務職員等それぞれの専門性を高める研修を実施した。また各々の職種に対する全国レベルの研修も主催した。
- 医師の卒後臨床研修体制については、総合的内科研修、救急医療の研修、選択科目の多様化、医療安全の充実、研修医をJr. リスクマネージャーに採用する等、新制度3年目に向けて更なる充実を図った。
- 臨床医学教育の充実に向け、医学部5、6年生にはクリニカル・クラークシップやBSL（Bed Side Learning）等診療参加型臨床実習の充実を図り、4年生には小人数を中心とする問題基盤型学習や診断学実習の更なる充実を図った。特に少人数グループ学習では、医療安全の教育、科学的根拠に基づく医療の教育、プロフェッショナリズムの教育、情報管理教育などについても問題解決型教育で学習を促進した。
- 病院内の臨床技能実習室を活用するなどシミュレーション教育を充実させ、医学部の全学年を通して、参加型の臨床医学教育の充実を推進した。これらの学習の評価として臨床実習前共用試験（CBT並びにOSCE）による評価を厳正に行った。
- 先進医療委員会を中心に、附属病院が担うべき先進医療の開発に係る支援

内容について検討し、内容を拡充することを決定した。

9. 教育研究支援部会の定期的開催、研究倫理セミナーの開催に加え、院内向けホームページの公開等により、研究の安全確保体制が強化された。

(2) 質の高い医療のために必要な取組が行われているか。(診療面の観点)

○医療提供体制の整備状況(医療従事者の確保状況含む)

1. 主として中央診療部門の機能を担う中央診療棟2が開院し、手術部門（手術室数12室増加）、周産母子診療部門、内視鏡部門、生体検査部門、放射線診断部門（MRIの増強）、放射線治療部門（ライナックの増強）、リハビリテーション部門などの病院機能を充実した。
2. より高度な医療に対応するために、ICUを従来の16床から40床体制とした。
3. 生体組織の適切な利用拠点であるべく、組織バンクを設置し、活動した。
4. 診療報酬制度の変更に伴い、例年よりも多数の看護師の確保が必要になつたが、早期より対策を講じることにより、平成19年度からの7：1看護加算体制を整備した。
5. 必要部門への人員再配置を継続し、中央診療棟2の稼働に伴って必要となる人員も確保した。
6. 教職員の雇用環境を改善し、特に女性が働きやすい環境を創出するために院内保育施設の設置を検討し、整備を行った。

○医療事故防止や危機管理等安全管理体制の整備状況

1. 新しい診断法、治療法の開発、医療安全対策、感染対策については、特に各部門の担当者の体制を増強し、対応した。院内での手技等のガイドラインやルールの作成を促し、標準化を推進した。
2. 感染対策などの危機管理に関しては、平成17年12月に設置した感染対策センターを移転し、医療安全対策センターと隣接させて情報共有を図るなど連携を強化した。
3. 医療に係る安全管理のための研修を企画・運営し、108回、延べ5795名に対し研修を実施した。その他、医療安全教育のためのDVDを作成し、各種の研修に活用した。
4. 自主制作のe-learningシステムによる医療安全対策に関する教育研修を実施した。

○患者サービスの改善・充実に向けた取組状況

1. 患者の声、病院に寄せられた要望等に対して組織的な対応を強化するため、患者相談センターを設置し、活動した。
2. 待ち時間の短縮化に向けた予約制の推進などの業務改善を行った。
3. 教職員の接遇に関する意識の啓発及び教育研修を行うために接遇向上センターを設置し、活動した。
4. 中央診療棟2の開院に伴い患者対象の福利厚生施設が充実した。

5. ホームページで診療実績、先端医療の実施状況、セカンドオピニオン外来、担当医表の更新を始め、患者様に便利で分かりやすい情報提供を行った。
6. 医療の啓発活動として、メディア対応の迅速化に努め、広く世の中に医療知識・医療情報を伝えた。

○がん・地域医療等社会的要請の強い医療の充実に向けた取組状況

1. キャンサーボード、バスキュラーボードを設置し、診療科横断的に疾患に対応する体制を整えた。
2. 予防医学の実践及び臨床疫学研究を担う部門としての検診部の設立準備を行った。
3. 東京都がん拠点病院認定施設への申請を行うこととした。

(3) 繼続的・安定的な病院運営のために必要な取組が行われているか。(運営面の観点)

○管理運営体制の整備状況

1. 法人化以来整備してきた附属病院の管理体制が定着し、診療報酬制度の改定等による外部環境の変化にも迅速に対応できるようになった。
2. 平成18年度には大幅な診療報酬改定が行われたが、執行部会で病院幹部の認識が共有し、必要な対策をとった。
3. 執行諮問会議、診療運営組織、運営支援組織を通じて、現場での情報共有を徹底した。例えば、平均在院日数と病床稼働管理を進めるための情報共有の結果、平均在院日数は平成17年度に比べ1日近く短縮した。一方の病床稼働は病床工事の影響はあるものの、高率を維持した。

○外部評価の実施及び評価結果を踏まえた取組状況

1. 検査部がISO15189を取得した。
2. 附属病院のホームページ上で継続的に診療実績等の公表に務めると共に、冊子による病院案内を全入院患者に配布するなど、附属病院の性格及び先進性を広く周知するための活動を行った。

○経営分析やそれに基づく戦略の策定・実施状況

1. 平成17年度実績を元に診療報酬改定の影響を試算し、本院経営に与えるインパクトを分析し、対応した。
2. 病院管理会計システムHOMASが稼働し、診療科別の経営情報が得られるようになった。従来から集計していたデータに加え、収益と費用について、比率・時系列変化・対比・用途別の分析を行い、より精度の高い収益・費用データを組み合わせた資料を作成し、活用した。

○収支の改善状況（収入増やコスト削減の取組状況）

1. 病院の将来的な増収に資するために、資本剩余金を投資して中央診療棟2の医療機器の整備、老朽化した医療機器の再整備を行った。
2. 管理会計システムHOMAS、電子入札システムを稼働させ、経営管理の効率化を追及すると共に、これらのシステムの利用について全国の国立大学附属病院の指導的立場に立ち、運用を推進した。

○地域連携強化に向けた取組状況

1. 地域医療連携部と各診療科の連携体制を強化し、地域からの紹介患者の受入を優先する体制を構築した。
2. 地域の開業医を招いて臨床検討会を実施した。
3. ホームページで診療実績、先端医療の実施状況、セカンドオピニオン外来、担当医表などの情報提供を行った。

■附属学校の機能の充実

1. 附属学校では、平成17年度以降、大学院教育学研究科との連携の下に協同学習システム「学びの共同体」の構築や現職研修のシステム化等を推進するとともに、平成18度に新設された学校教育高度化専攻との共同研究を通じて、中高一貫校のカリキュラム開発等に取り組んでいる。他方、生徒・保護者・教員が一堂に会して同じテーマを話し合う三者協議会を7年間継続しており、ここで蓄積された各方面からの要望・意見等を踏まえ、小学生を対象とした体験授業など様々な活動に取り組んでいる。これらの教育研究活動等を推進することにより、平成16年度以降、コンクール等への入賞者の増加など、顕著な成果が現れてきている。
2. 附属学校では、1953年以来双生児男子20組、女子20組計40組を毎年受け入れ、教育学部、医学部と協力しながら双生児研究を行ってきた。最近では、東京大学大学院総合文化研究科と本校英語科とが連携して英語の学習と脳の活動との関係を双生児を使って研究している。

III 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

IV 短期借入金の限度額

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
1 短期借入金の限度額 232億円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び予見できなかつた不測の事態の発生等により、緊急に支出する必要が生じた際に借り入れすることが想定される。	1 短期借入金の限度額 232億円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び予見できなかつた不測の事態の発生等により、緊急に支出する必要が生じた際に借り入れすることが想定される。	該当なし。

V 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
重要な財産を譲渡する計画 1 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林及び同三の山作業所の土地の一部（北海道富良野市山部 224, 252.73 m ² ）を譲渡する。 2 教育学部附属中等教育学校の土地の一部（東京都中野区南台 1-15-1 235.77 m ² ）を譲渡する。 重要な財産を担保に供する計画 医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。 また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学医科学研究所附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	重要な財産を譲渡する計画 1. 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林及び同三の山作業所の土地の一部（北海道富良野市山部外 224, 252.73 m ² ）を譲渡する。 2. 教育学部附属中等教育学校の土地の一部（東京都中野区南台 1-15-1 235.77 m ² ）を譲渡する。 重要な財産を担保に供する計画 医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。 また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学医科学研究所附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	1. 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林及び同三の山作業所の土地の一部（北海道富良野市山部外 224, 303.52 m ² ）を譲渡した。 2. 教育学部附属中等教育学校の土地の一部（東京都中野区南台 1-15-1 235.77 m ² ）を譲渡した。 医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備等に必要となる経費の長期借入れ（平成 16～18 年度）に伴い、医学部附属病院の敷地について、担保に供している。 また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れ（平成 16 年度）に伴い、医科学研究所附属病院の敷地について、担保に供している。

VI 剰余金の使途

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
当該年度の決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。	当該年度の決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。	附属病院における医療機器の整備等、診療体制の改善等のための経費に充てた。

VII その他の1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
<ul style="list-style-type: none"> ・本郷団地総合研究棟(理学) ・本郷団地総合研究棟(工学) ・本郷団地総合研究棟(医学) ・附属病院中央診療棟 ・駒場I団地総合研究棟(総合文化) ・駒場II団地総合研究実験棟(生産研) ・柏団地総合研究棟(4センター) ・柏団地基幹・環境整備 ・柏II団地基幹・環境整備 ・病院特別医療機械 ・小規模改修 ・(柏)総合研究棟(環境学研究系)施設整備事業(PFI) ・(地震)総合研究棟施設整備事業(PFI) ・(駒場II)駒場オープン・ラボラトリー施設整備事業(PFI) ・薬学部総合研究棟(寄附) ・22世紀医療センター施設(寄附) ・災害復旧工事 	総額 27,824	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費補助金 (16,981) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (7,293) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (0) 民間出えん金(寄附) (3,550) 	<ul style="list-style-type: none"> ・駒場II団地全学共用施設改修II ・柏団地基幹・環境整備 ・小規模改修 ・(地震)総合研究棟施設整備事業(PFI) ・(駒場II) オープンラボラトリー施設整備事業(PFI) ・(柏)総合研究棟(環境学研究系)施設整備事業(PFI) ・(駒場I) 駒場コミュニケーション・プラザ施設整備事業(PFI事業13-1) ・情報学環・福武ホール(寄附) 	総額 2,458	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費補助金 (1,631) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (0) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (179) 民間出えん金(寄附) (648) 	<ul style="list-style-type: none"> ・駒場II団地全学共用施設改修II ・柏団地基幹・環境整備 ・アスベスト対策事業 ・本郷団地地震研究所本館改修 ・駒場I団地教養学部8号館改修 ・白金台団地医科学研究所2号館改修 ・本郷団地薬学部本館改修 ・(地震)総合研究棟施設整備事業(PFI) ・(駒場II) 駒場オープン・ラボラトリー施設整備事業(PFI) ・(柏)総合研究棟(環境学研究系)施設整備事業(PFI) ・(駒場I) 駒場コミュニケーション・プラザ施設整備事業(PFI事業) ・病院特別医療機械設備 ・小規模改修 ・情報学環・福武ホール(寄附) ・経済学部学術交流研究棟(寄附) 	総額 7,550	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費補助金 (3,457) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (3,247) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (179) 民間出えん金(寄附) (667)
(注1) 金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。								
(注2) 小規模改修について 17年度以降は 16年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される								

○計画の実施状況等

[施設整備費補助金]

H18当初計画額(1,631百万円)に対し、翌年度繰越等(▲608百万円)のほかH17補正予算額繰越分(2,434百万円)が追加となった。

[長期借入金]

病院特別医療機械設備が追加となった。

[民間出えん金(寄附)]

経済学部学術交流研究棟の追加などがあった。

VII その他の2 人事に関する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
<p>(1) 雇用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 任期付き教員制度の活用を図るとともに、総長裁量によって、一定数の教員を配置できるような仕組みを構築する。 公平性の確保された職員採用の仕組みを整備するとともに、専門性の高い職種については、経験者・有資格者を中途採用できるような制度の導入を検討する。 教職員の雇用について、男女共同参画の推進に努めるとともに、人材本位の人事政策を推進する。 	<p>(1) 雇用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 各部局の教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な任期制の活用を図る。 各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて総長裁量資源を確保し、優先順位にしたがって再配分する。 教職員の雇用について男女共同参画を推進するため、『東京大学男女共同参画基本計画』に、2010年までに女性研究者の採用比率を25%にする全学的数値目標を盛り込む。 教員採用に関して、『東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程』の活用を図る。 関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を実施するとともに、本学独自の採用試験を実施する。 専門性の高い職種について、試験制度によらない選考採用を実施する。 「東京大学の障害者雇用に係る行動計画」に基づき障害者の雇用を行い、引き続き障害者雇用率の改善に取り組む。 <p>(2) 人事育成方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な能力評価・業績評価を取り入れた給与システムの構築を検討する <p>(3) 人材交流</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員に関して、海外研究機関、国内諸組織との交流を推進するために、研修や出向等の制度を充実する。 職員に関して、能力や専門性の向上を図るために、国内外の研修や出向の制度の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「I 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置③教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」P. 12 参照 (No.152) 「I 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置①運営体制の改善に関する目標を達成するための措置」P. 10 参照 (No.142) 「I 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置③教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」P. 13 参照 (No.158) 「I 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置③教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」P. 12 参照 (No.151) 「I 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置③教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」P. 12 参照 (No.155) 「I 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置③教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」P. 13 参照 (No.156) 「I 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置③教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」P. 13 参照 (No.159) 「I 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置③教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」P. 14 参照 (No.164) 「I 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置③教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」P. 14 参照 (No.161) 「I 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置③教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」P. 13 参照 (No.160)
	<p>(2) 人事・育成方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務実績がより適切に反映される給与制度について検討を行う。 教職員が自己啓発の一環として、国内外の大学又は大学院に修学する場合の休職を可能とする。 <p>(3) 人材交流</p> <ul style="list-style-type: none"> 産学連携促進、多彩な人材確保、学外との人事交流を促進するために、教職員兼業の活用について検討する。 	

○別表(学部の学科、研究科の専攻等)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員 (年度計画別表に基づく定員)	収容定員1 (前期課程①又は後期課程①に該当する定員)	収容数 (前期課程②又は後期課程②に該当する在学者数)	定員充足率
学士課程		(a) (名)	(b) (名)	(b)/(a) × 100 (%)
■ 学部前期課程(1・2年生) <教養学部前期課程>	—	—	6,106	6,731
■ 学部後期課程(3年生以上) <法学部> 第1類(私法コース) 第2類(公法コース) 第3類(政治コース)	1,790	990	1,404	141.82
<医学部> 医学科 健康科学・看護学科	600 180	400 100	419 56	104.75 56.00
<工学部>				
社会基盤学科	160	80	127	158.75
建築学科	240	120	137	114.17
都市工学科	200	100	115	115.00
機械工学科	180	90	267	106.80
産業機械工学科	160	80	118	113.46
機械情報工学科	160	80	201	87.39
航空宇宙工学科	208	104	—	—
電気工学科	140	70	—	—
電子情報工学科	160	80	—	—
電子工学科	160	80	—	—
物理工学科	200	100	115	115.00
計数工学科	220	110	115	104.55
マテリアル工学科	300	150	146	97.33
応用化学科	220	110	109	99.09
化学システム工学科	200	100	101	101.00
化学生命工学科	200	100	108	108.00
システム創成学科	599	322	367	113.98
精密工学科	45	0	0	—
(工学部共通編入学枠)	20	20	* 17	—
<文学部>				
思想文化学科	360	180	180	100.00
歴史文化学科	240	120	212	176.67
言語文化学科	640	320	229	71.56
行動文化学科	180	100	239	239.00
<理学部>				
数学科	180	90	89	98.89
情報科学科	100	50	64	128.00
物理科学科	280	140	141	100.71
天文学科	20	10	20	200.00
地球惑星物理学科	128	64	69	107.81
化学科	180	90	96	106.67
生物化学科	80	40	45	112.50
生物科学科	72	36	56	155.56
地球惑星環境学科	80	40	27	67.50

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員 (年度計画別表に基づく定員)	収容定員1 (前期課程①又は後期課程②に該当する定員)	収容数 (前期課程②又は後期課程②'に該当する在学者数)	定員充足率
<農学部>				
応用生命科学課程	343	132	156	118.18
生物環境科学課程	171	114	119	104.39
生物生産科学課程	261	174	171	98.28
地域経済・資源科学課程	150	100	110	110.00
環境資源科学課程	115	0	0	—
獣医学課程	180	120	124	103.33
<経済学部>				
経学科	800	400	618	154.50
経営学科	560	280	193	68.93
<教養学部(後期課程)>				
超域文化科学科	80	40	73	182.50
地域文化研究学科	140	70	105	150.00
総合社会科学科	40	20	91	455.00
基礎科学科	160	80	96	120.00
広域科学科	80	40	34	85.00
生命・認知科学科	60	30	43	143.33
<教育学部>				
総合教育科学科	380	190	250	131.58
<薬学部>				
薬学科	248	160	185	115.63
薬科学科	72	0	0	—
学士課程の合計	12,722	12,722	14,471	113.75

東京大学では、入学者選抜に当たっては、各学部学科ごとに定めている入学定員を、文科1類から3類、理科1類から3類に振り分けて募集を行っている。入学1~2年次は教養学部前期課程に所属し、3年次進学の際に進学振分により各学部各学科等に所属する。

教養学部前期課程(1・2年生)

定員充足率については、平成17年度、平成18年度の入学定員の合計(全国大学一覧に基づく数。外国人学生は含まない)を学部前期課程全体会員①、学部前期課程の在学者数(平成18年5月1日現在の学校基本調査に基づく数)の合計を収容定員②として、②/①×100%により算出している。

学部後期課程(3年生以上)

定員充足率については、各年度の入学定員に対する進学者数は当該年度の2年後の数と対応することから、学部4年の場合は平成15・16年の入学定員の合計、学部6年の場合は平成13年・14年・15年・16年の入学定員の合計を、各学部学科後期課程の収容定員①)、各学部学科の後期課程の在学者数(平成18年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。外国人学生及び学士入学者数等を含む。)を収容数②)とし、②)／①)×100により算出している。このため、本学の定員充足率は、本学固有の「進学振分」に基づく、進学者に対する充足率となる。

* 工学部共通編入学棟の収容数は内数

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率	学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
修士課程	(a)	(名)	(b)	(名)	(b)/(a) × 100	(%)	
<人文社会系研究科>							
基礎文化研究専攻	110	92	83.64				
日本文化研究専攻	56	50	89.29				
アジア文化研究専攻	76	55	72.37				
欧米系文化研究専攻	66	80	121.21				
社会文化研究専攻	32	28	87.50				
文化資源学研究専攻	22	22	100.00				
韓国朝鮮文化研究専攻	24	18	75.00				
<教育学研究科>							
総合教育科学専攻	134	139	103.73				
学校教育高度化専攻	21	34	161.90				
<法学政治学研究科>							
総合法政専攻	40	42	105.00				
<経済学研究科>							
経済理論専攻	28	23	82.14				
現代経済専攻	48	55	114.58				
企業・市場専攻	34	8	23.53				
経済史専攻	22	7	31.82				
金融システム専攻	30	34	113.33				
<総合文化研究科>							
言語情報科学専攻	74	63	85.14				
超域文化科学専攻	82	87	106.10				
地域文化研究専攻	94	94	100.00				
国際社会科学専攻	76	83	109.21				
広域科学専攻	212	233	109.91				
<理学系研究科>							
物理学専攻	304	229	75.33				
天文学専攻	46	43	93.48				
地球惑星科学専攻	218	192	88.07				
化学専攻	104	121	116.35				
生物化学専攻	54	65	120.37				
生物科学専攻	110	114	103.64				
<工学系研究科>							
社会基盤学専攻	104	169	162.50				
建築学専攻	64	192	300.00				
都市工学専攻	50	99	198.00				
機械工学専攻	58	105	181.03				
産業機械工学専攻	46	89	193.48				
精密機械工学専攻	54	101	187.04				
環境海洋工学専攻	44	77	175.00				
航空宇宙工学専攻	74	121	163.51				
電気工学専攻	54	60	111.11				
電子工学専攻	58	112	193.10				
物理工学専攻	88	115	130.68				
システム量子工学専攻	42	88	209.52				
地球システム工学専攻	38	52	136.84				
マテリアル工学専攻	90	126	140.00				
応用化学専攻	70	114	162.86				
化学システム工学専攻	56	102	182.14				
修士課程 計					5,421	6,480	119.54

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
(a)	(名)	(名)	(%)
			(b)/(a) × 100
博士課程			
<人文社会系研究科>			
基礎文化研究専攻	90	144	160.00
日本文化研究専攻	48	69	143.75
アジア文化研究専攻	63	117	185.71
欧米系文化研究専攻	57	159	278.95
社会文化研究専攻	30	72	240.00
文化資源学研究専攻	18	16	88.89
韓国朝鮮文化研究専攻	18	15	83.33
<教育学研究科>			
総合教育科学専攻	106	178	167.92
学校教育高度化専攻	12	31	258.33
<法学政治学研究科>			
総合法政専攻	120	109	90.83
<経済学研究科>			
経済理論専攻	30	31	103.33
現代経済専攻	68	63	92.65
企業・市場専攻	31	26	83.87
経済史専攻	21	24	114.29
金融システム専攻	16	10	62.50
<総合文化研究科>			
言語情報科学専攻	81	137	169.14
超域文化科学専攻	87	141	162.07
地域文化研究専攻	84	187	222.62
国際社会科学専攻	72	108	150.00
広域科学専攻	189	245	129.63
<理学系研究科>			
物理学専攻	237	222	93.67
天文学専攻	42	52	123.81
地球惑星科学専攻	159	159	100.00
化学専攻	78	77	98.72
生物化学専攻	45	81	180.00
生物科学専攻	84	131	155.95
<工学系研究科>			
社会基盤学専攻	72	76	105.56
建築学専攻	48	171	356.25
都市工学専攻	33	79	239.39
機械工学専攻	42	44	104.76
産業機械工学専攻	33	20	60.61
精密機械工学専攻	36	41	113.89
環境海洋工学専攻	33	33	100.00
航空宇宙工学専攻	54	36	66.67
電気工学専攻	36	25	69.44
電子工学専攻	41	61	148.78
物理工学専攻	61	56	91.80
システム量子工学専攻	34	48	141.18
地球システム工学専攻	27	17	62.96
マテリアル工学専攻	60	65	108.33
応用化学専攻	43	48	111.63
化学システム工学専攻	39	37	94.87

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
(a)	(名)	(名)	(%)
			(b)/(a) × 100
(工学系研究科)			
化学生命工学専攻	39	65	166.67
先端学際工学専攻	138	83	60.14
原子力国際専攻	16	23	143.75
バイオエンジニアリング専攻	12	1	8.33
技術経営戦略学専攻	6	7	116.67
<農学生命科学研究科>			
生産・環境生物学専攻	39	32	82.05
応用生命化学専攻	48	57	118.75
応用生命工学専攻	60	99	165.00
森林科学専攻	30	50	166.67
水圈生物科学専攻	45	56	124.44
農業・資源経済学専攻	24	34	141.67
生物・環境工学専攻	24	25	104.17
生物材料科学専攻	24	29	120.83
農学国際専攻	57	40	70.18
生圏システム学専攻	54	48	88.89
応用動物科学専攻	24	32	133.33
獣医学専攻	52	86	165.38
<医学系研究科>			
分子細胞生物学専攻	74	57	77.03
機能生物学専攻	54	46	85.19
病因・病理学専攻	127	133	104.72
生体物理医学専攻	65	25	38.46
脳神経医学専攻	84	84	100.00
社会医学専攻	54	32	59.26
内科学専攻	142	238	167.61
生殖・発達・加齢医学専攻	64	64	100.00
外科学専攻	160	162	101.25
健康科学・看護学専攻	53	97	183.02
国際保健学専攻	27	48	177.78
<薬学系研究科>			
分子薬学専攻	48	57	118.75
機能薬学専攻	39	51	130.77
生命薬学専攻	36	45	125.00
<数理科学研究科>			
数理科学専攻	96	64	66.67
<新領域創成科学研究科>			
物質系専攻	54	41	75.93
先端エネルギー工学専攻	21	16	76.19
基盤情報学専攻	33	40	121.21
複雑理工学専攻	30	22	73.33
先端生命科学専攻	69	61	88.41
メディカルゲノム専攻	39	55	141.03
自然環境学専攻	46	53	115.22
環境システム学専攻	27	20	74.07
人間環境学専攻	48	36	75.00
社会文化環境学専攻	42	48	114.29
国際協力学専攻	30	28	93.33
情報生命科学専攻	33	14	42.42

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a) (名)	(b) (名)	(b)/(a) × 100 (%)
博士課程			
<情報理工学系研究科>			
コンピュータ科学専攻	36	52	144.44
数理情報学専攻	27	25	92.59
システム情報学専攻	27	25	92.59
電子情報学専攻	36	64	177.78
知能機械情報学専攻	24	32	133.33
創造情報学専攻	24	12	50.00
<学際情報学府>			
学際情報学専攻	96	113	117.71
博士課程 計	5,135	6,188	120.51

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a) (名)	(b) (名)	(b)/(a) × 100 (%)
専門職学位課程			
<法学政治学研究科>			
法曹養成専攻	(700)	900	705 (100.71) 78.33
<工学系研究科>			
原子力専攻	15	17	113.33
<公共政策学教育部>			
公共政策学専攻	200	210	105.00
専門職学位課程 計	(915)	1,115	932 (101.85) 83.59

工学系研究科の超伝導工学専攻は、平成17年度から学生募集を停止したため、物理工学専攻、応用化学専攻、電子工学専攻の各専攻(博士前期課程、博士後期課程)の収容定員の数及び定員充足率の数には超伝導工学専攻の振替分を含む。

新領域創成科学研究科環境学専攻の改組により、自然環境学専攻、環境システム学専攻、人間環境学専攻、社会文化環境学専攻、国際協力学専攻の各専攻(博士前期課程、博士後期課程)の収容定員の数及び定員充足率の数には環境学専攻の振替分を含む。

収容数は、平成18年5月1日現在の学校基本調査の在学者数を元にしており、10月入学者及び外国人学生を含む。

計画の実施状況等

- 教育学研究科学校教育高度化専攻設置。(M21 D12)
- 工学系研究科バイオエンジニアリング専攻設置。(M24 D12)
- 工学系研究科技術経営戦略学専攻設置。(M12 D6)
- 新領域創成科学研究科環境学専攻を改組し、自然環境学専攻(M46 D20)、環境システム学専攻(M21 D9)、人間環境学専攻(M38 D16)、社会文化環境学専攻(M32 D14)、国際協力学専攻(M20 D10)設置。
- 秋季入学(10月入学)については、約半数の研究科において実施している。
- 本表の収容定員には外国人学生を含んでいないが、収容数については、外国人学生を含んでいるため、外国人学生が多く在籍している学科・専攻においては、収容定員と収容数に差が生じている傾向にある。
- 学科・専攻によっては、研究調査活動のために長期間休学する必要がある等、標準修業年限を超えて在籍する者が存在するため、収容定員と収容数に差が生じている。
- 専攻の特性等により、高度の専門技術を研究するに足る能力等を重要視した入試選考等により、専攻単位では収容定員を下回る状況となっている。
- 法学政治学研究科法曹養成専攻(以下、法科大学院といふ。)について、収容定員は900名となっているが、本学の法科大学院は、法学既修者コース(2年制・200名)及び法学未修者コース(3年制・100名)にコース分けされており、平成17年8月24日付け国立大学法人支援課作成の「法科大学院における授業料(標準)収入積算用いる収容定員について」に従い、収容定員を算出した場合、本学法科大学院の収容定員は700名となる。この収容定員(700名)を基に算出した本学法科大学院の定員充足率は、「100.71%」である。また、これにより、専門職学位課程の収容定員の合計も915名となり、専門職学位課程全体の定員充足率は、「101.85%」である。